

令和 2 年度外務省 O D A 評価

過去の ODA 評価案件（国別評価）の
レビューと国別評価の
手法に関する調査研究
（第三者評価）

報告書

令和 3 年 3 月

評価主任：文教大学国際学部教授 林 薫

一般財団法人 国際開発機構

はしがき

本報告書は、一般財団法人国際開発機構が、令和 2 年度に外務省から実施を委託された「過去の ODA 評価案件(国別評価)のレビューと国別評価の手法に関する調査研究」について、その結果をとりまとめたものです。

日本の政府開発援助(ODA)は、1954 年の開始以来、途上国の開発及び時代とともに変化する国際社会の課題を解決することに寄与しており、今日、国内的にも国際的にも、より質の高い、効果的かつ効率的な援助の実施が求められています。外務省は、ODA の管理改善と国民への説明責任の確保という二つの目的から、主に政策レベルを中心とした ODA 評価を毎年実施しており、その透明性と客観性を図る観点から、外部に委託した第三者評価を実施しています。

本調査は、過去 15 年間に実施した国別評価を検証し、提言・教訓の中で繰り返し提言されている事項や、地域や小国、島嶼国といった特性に共通する提言等を整理し、他にも適用可能な有用な教訓をまとめること、及び国別評価結果を今後の当該国への ODA 政策策定に役立てる観点から、現在の ODA 評価ガイドライン記載の評価手法を踏まえつつ、国別評価に適したより良い評価手法の提案、及び国別評価に共通して用いることができる標準的な評価の枠組みについて提言を得ることを主な目的として実施されました。

本調査実施に当たっては、文教大学国際学部の林薫教授に評価主任をお願いして、分析作業全体を監督していただき、調査開始から報告書作成に至るまで、多大な協力を賜りました。また、調査の実施にあたっては、外務省、独立行政法人国際協力機構(JICA)の方々からご協力をいただきました。ここに心から謝意を表します。

最後に、本報告書に記載した見解は、本件調査チームによるものであり、日本政府の見解や立場を反映したものではないことを付記します。

令和 3 年 3 月

一般財団法人 国際開発機構

目次

第1章 調査の実施方針	1
1-1. 調査の背景と目的	1
1-2. 調査の対象	1
1-3. 調査の内容	2
1-4. 調査実施の手順	3
1-5. 調査の制約	4
1-6. 実施体制	4
第2章 提言・教訓の類型化・体系化	5
2-1. 提言・教訓のレビュー	5
2-2. 提言・教訓の類型化	6
2-2-1. カテゴリー別分類	7
2-2-2. サブカテゴリー別分類	8
2-2-3. クロス集計分析から得られた特徴	10
2-2-4. キーワード分析から得られた特徴	14
第3章 ODA 政策に有用な教訓集	16
第4章 評価の結果と評価の枠組み	31
4-1. 評価結果の分類・類型化	31
4-2. 評価の枠組みとレーティング結果	31
4-2-1. ガイドラインに見る「レーティング」、「評価項目」と「検証項目」	31
4-2-2. 国別評価のレビュー	37
4-3. 評価結果の ODA 政策への反映	44
4-3-1. ODA 評価ガイドラインに見る国別評価の目的と評価案件の選定基準	44
4-3-2. 評価実施のタイミング	46
4-3-3. 評価実施のタイミングと評価結果の ODA 政策への反映(活用例)	49
第5章 他ドナー・国際機関の国別評価	52
5-1. 他ドナー・国際機関における ODA 評価	52
5-2. 各組織の ODA 評価	53
5-2-1. 米国	53
5-2-2. カナダ	54
5-2-3. 英国	55
5-2-4. ドイツ	59
5-2-5. アジア開発銀行(ADB)	61
5-2-6. 世界銀行グループ(WB)	62
第6章 よりよい評価手法に向けて	65
6-1. ODA 政策策定に向けた国別評価のさらなる活用に向けて	65

6-1-1. ODA 政策策定に有用な教訓の抽出	65
6-1-2. 国別評価実施計画（評価実施タイミング、案件の選定）.....	65
6-2. 国別評価のさらなる効果的な実施に向けて	66
6-2-1. サブレーティングの再考.....	66
6-2-2. 検証項目の明確化	67
6-2-3. 評価計画時の目標や介入ロジックの明確化	69
6-2-4. ODA 評価室による評価調査の管理	70
6-3. 国別評価の目的に合致した評価結果の示し方	71

第1章 調査の実施方針

1-1. 調査の背景と目的

外務省では、1981 年から ODA 評価を開始し、これまで 40 年にわたり、政策レベル及びプログラムレベルなどの第三者による評価を実施している。それらの評価結果を定期的にレビューし評価手法の改善点や課題の洗い出すことは、提言・教訓の効果的な活用のためにも有効である。

政策レベルの ODA 評価において国別評価は主要な柱の一つであり、支援対象国に対する ODA の実施状況を検証し、その結果を当該国の ODA 政策へフィードバックすること（ODA の管理改善）及び ODA に対する日本国民の理解を促進すること（説明責任の確保）を目的として数多く実施されている。国別評価は評価実施時点における外務省 ODA 評価ガイドラインに基づき実施されているが、第三者評価の性質上、案件ごとに評価者や評価枠組みが異なる。また、その結果は国別開発協力方針の策定や見直しに参考することが望ましいが、外交行事等との兼ね合いで評価時期を調整する必要があるため、国別開発協力方針の策定サイクルと国別評価の実施タイミングは必ずしも一致していない。

今回の業務においては、過去 15 年間に実施した国別評価（56 件）を検証し、①提言・教訓の中で繰り返し提言されている事項や、地域や小国、島嶼国といった特性に共通する提言等を整理し、他にも適用可能な有用な教訓をまとめること、及び②国別評価結果をより今後の当該国への ODA 政策策定に役立つものとするとの観点から、現在の ODA 評価ガイドライン記載の評価手法を踏まえつつ、国別評価に適したより良い評価手法の提案、及び国別評価に共通して用いることができる標準的な評価の枠組み¹について提言を得ることを目的とした。なお、「より良い評価手法の提案」については、現在の ODA 評価ガイドラインの政策レベルの評価手法を踏まえ、より今後の ODA 政策策定に役立てることのできる評価の仕組みを作る観点から、評価対象国の選定から評価結果の政策へのフィードバック・フォローアップまでのサイクルを含めた提言を行った。

1-2. 調査の対象

本調査の分析対象は、過去 15 年間（2005 年度～2019 年度）に実施された国別評価（地域別評価を含む）56 件（詳細については別冊第 1 章図表 1-1 に示す）である。

また、外務省では、過去 2 回にわたり、以下の政策評価のレビューが行われている。これらのレビュー報告書については本調査業務において参照し、適宜分析の対象として含めた。

「過去の ODA 評価案件（2003～2013 年度）のレビュー」（2014 年度実施）

「過去の ODA 評価案件のレビュー」（2009 年度実施）

さらに、本調査は、国別評価における評価対象国の選定から評価結果の政策へのフィードバック・フォローアップまでのサイクルについての検討を含むことから、過去に実施された下記評価についても適宜分析の対象として含めた。

¹ 本調査における「標準的な枠組み」とは、「ミニマムな共通枠組み」を意味する。

「ODA における PDCA サイクルの評価」(2015 年度実施)

さらに、国別評価結果の援助政策への反映状況について確認することを目的として、2012 年以降に国別開発協力方針(旧国別援助計画、国別援助方針)が 2 件以上策定された 28 か国を対象に分析を行った。また、ODA 評価ガイドラインの変遷を確認するために、同ガイドライン第 2 版から 13 版までの分析を行った。

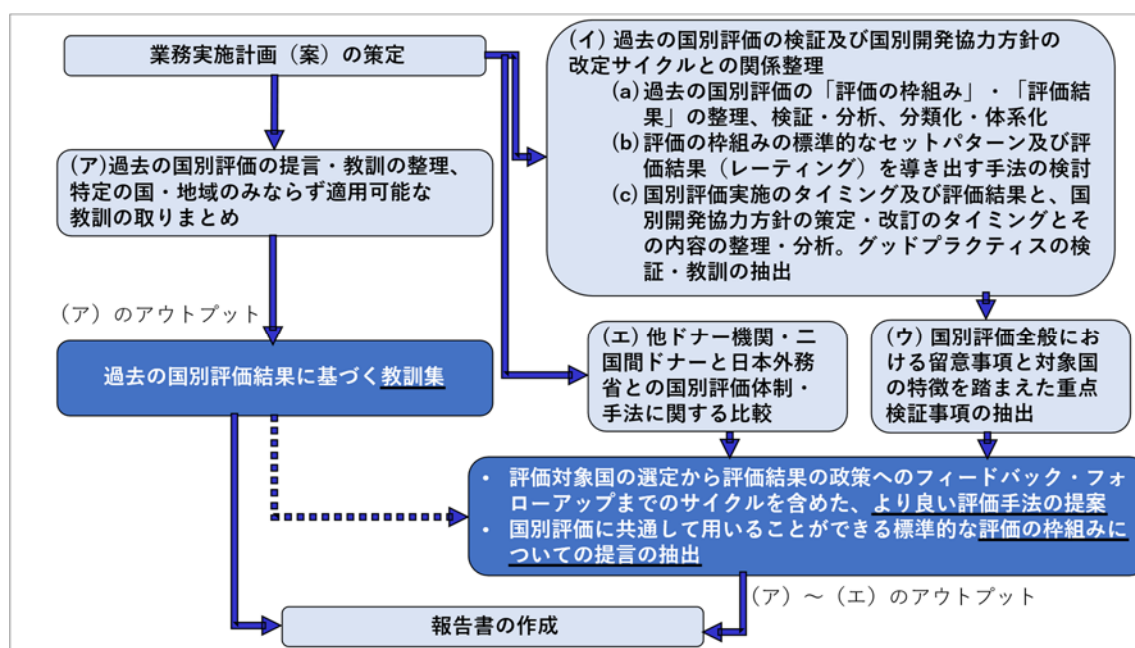
1-3. 調査の内容

本調査業務においては、以下の内容の業務を実施した。

- (1) 実施計画書の策定
- (2) 調査分析の実施
 - (ア) 過去 15 年間の国別評価結果に基づく提言・教訓の整理、特定の国・地域のみならず適用可能な提言・教訓のとりまとめ
 - (イ) 過去 15 年間の国別評価の検証及び国別開発協力方針の改定サイクルとの関係整理
 - (a) 過去 15 年間の国別評価の「評価の枠組み」及び「評価結果」を整理し、検証・分析の上、分類や体系化を実施。
 - (b) 評価の枠組みの標準的なセットパターン²及び評価結果のレーティングを導き出す手法についての検討。
 - (c) 過去 15 年間の国別評価実施のタイミング及び評価結果と、当該国の国別開発協力方針の策定・改訂のタイミング及びその内容の整理・分析。国別開発協力方針の策定に直近の国別評価の結果が有効に活用されている例(活用例)を検証し、教訓を抽出。
 - (ウ) 国別評価全般における留意事項と対象国の特徴を踏まえた重点検証事項の抽出
 - (エ) 他ドナー機関・二国間ドナーと外務省との国別評価体制・手法に関する比較
- (3) 上記(2)の分析結果を踏まえた提言の抽出
- (4) 報告書の作成

² ここで示す「標準的なセットパターン」とは「標準的な枠組み」の評価項目・検証項目・検証内容のセットパターンを意味する。

図表 1-1 本調査業務の内容と流れ



上記(ア)の過去 15 年間の国別評価結果に基づく提言・教訓の整理については、本報告書の第 2 章、特定の国・地域のみならず適用可能な提言・教訓については、第 3 章に示している。上記(イ)の分析結果については第 4 章、(エ)の分析結果は第 5 章、(ウ)については、第 6 章本文に概要、第 6 章別冊に詳細を示している。(ア)から(エ)までの分析作業を通じて抽出した提言については、第 6 章に示している。

1-4. 調査実施の手順

本調査の調査期間は 2020 年 10 月から 2021 年 3 月までである。評価主任の監督の下、外務省関係各課・室、及び JICA 関係者等と 3 回の検討会を開催し、以下の手順で進めた。また参考にした文献は別冊の参考文献に示す。

(1) 実施計画の策定(2020 年 10～11 月)

第 1 回検討会にて評価の実施計画案を説明し、関係者の意見を踏まえて調査実施計画を最終化した。

(2) 調査の実施(2020 年 11 月～2021 年 2 月上旬)

調査の実施計画に基づき、必要な情報を収集し、分析した(外務省国際協力局国別第二課及び大臣官房 ODA 評価室へのヒアリング、国際協力局第一課、第二課、第三課及び在外公館経済協力班からの質問票を通じた情報収集を実施した)。

(3) 報告書骨子の作成(2021 年 2 月中旬)

調査の実施計画に基づき、報告書の骨子案を作成し、第 2 回検討会において、骨子案の説明を行った。

(4) 報告書案作成(2021 年 2 月上旬～3 月下旬)

骨子案に基づき初稿を作成し、外務省・JICA 等関係者からコメントを得て、修正稿を作成した。第 3 回(最終検討会)において、報告書案に対する意見交換を通じて得られた関係者からの意見を踏まえ、報告書を最終化した。

1-5 調査の制約

過去に実施された国別評価のレビュー報告書では、分析対象の国別評価の提言・教訓の分類を本調査と同様に行っているが、分析結果が集計されて記載されているため、その詳細を把握することが出来なかった。そのため、提言・教訓の分類結果を過去の分類結果と比較することには一定の制約が生じた。

1-6 実施体制

本評価は、次のチームメンバーで構成される調査チームによって実施した。

評価主任	林 薫	文教大学 国際学部 教授
コンサルタント	日野類子	(一財)国際開発機構 国際開発研究センター 研究員
	松本幸子	(一財)国際開発機構 人材開発事業部 次長
	藤田伸子	(一財)国際開発機構 専務理事
	野口純子	(一財)国際開発機構 国際開発研究センター 主任研究員
	山本還	(一財)国際開発機構 国際開発研究センター 研究員
	池田智穂	(一財)国際開発機構 国際開発研究センター 研究員

第2章 提言・教訓の類型化・体系化

2-1. 提言・教訓のレビュー

調査対象となった過去 15 年間(2005-2019 年度)に行われた国別評価(56 件)の報告書には合計 442 の提言・教訓がある。

国別評価報告書の提言・教訓の数と内容について 2005-2019 年度を 5 年ごとに比較したところ、2015 年以降は提言の数が減少している。また各提言は背景情報や内容の重複が減り、より簡潔に書かれていた。図表 2-1 に示すとおり、2005-2009 年度の案件では、提言数が 5 つ以上あった案件が全体の 76%(うち、10 以上の提言を出した案件は 28%)に比べて、2015-2019 年度の国別評価報告書では、提言数が 5 つ以上あったのは全体の 54%だった(うち、10 以上の提言を出した件数は 0)。

図表 2-1 5 年ごとの提言・教訓数の変化

実施年度 (5 年毎)	国別評価 の件数	評価 対象 国数	対象年度(5 年間)で、提言数が「5 つ」以上あった報告書件数(比率)			提言の 合計数	教訓を出 した報告 書件数	教訓の 合計数
			5~9	10 以上	計			
2005- 2009 年度	25	28	12(48%)	7(28%)	19(76%)	194	6(24%)	20
2010- 2014 年度	18	24	10(56%)	2(11%)	12 (67%)	107	6(33%)	20
2015- 2019 年度	13	18	7(54%)	0	7 (54%)	80	7(54%)	21

(出所:調査チーム作成)

この傾向は、2010 年以降、外務省ホームページで評価報告書を一般公開する等の ODA 評価の「見える化」の推進³に伴い、一般国民に理解されやすい報告書となるように「分かりやすい評価」が重視され始めたことが背景にある⁴。その後、ODA 評価ガイドライン第 10 版(2016)では、「極端に少ない、多い分量の評価報告書については、評価報告書の質の低下や、国民にとって分かりにくい内容になる」といった分量への留意点が記載された。さらに第 11 版(2018)では従来 100~150 ページ程度とされていた評価報告書が、分かりやすさ、使いやすさを最重視し、本文は 40 ページ以内でまとめるよう明記された⁵。これらが、2015 年以降の提言数の減少と記載内容の簡素化の要因と思われる。なお、同時期に国別援助方針(現国別開発協力方針)の内容の簡素化も示されており⁶、ODA 事業全体で分かりやすさへの取組みが強化されている。

³ 外務省(2010)「開かれた国益の増進:ODA のあり方に関する検討 最終取りまとめ」

⁴ ODA 評価ガイドライン第 6 版(2011)から第 8 版(2013)までは評価結果の「広報の意義」が追加された。第 9 版(2015)以降は、評価報告書作成の留意点として「分かり易い表現に工夫」と記載され、広報の側面は強調されなくなった。同年からレーティングが原則導入された。

⁵ 評価概要・手法・結果の詳細、評価結果・提言に至る根拠やそのほかの詳細は、別冊(50~60 ページ)にまとめる構成となった。

⁶ 外務省「戦略的・効果的な援助の実施に向けて(第 3 版)ODA 事業の透明性向上と継続的改善」(2013)

さらに、国別評価報告書の教訓数について 5 年ごとの傾向を確認すると、近年は教訓を抽出する評価報告書が増えている(図表 2-1)。教訓を出した国別評価報告書の割合は、2005-2009 年度は 24%に対し、2015-2019 年度は 54%であった。ODA 評価ガイドラインでは、「教訓」とは、評価調査の過程、及び評価結果から抽出された、より広範に適用される留意事項などを意味する。教訓は、提言のように直接かつ具体的な提案ではないが、他国や他の課題に対する ODA 政策立案や実施過程において将来役に立つと思われる事項を示す⁷と定めている。同定義は、外務省内で PDCA サイクルの強化の一環として評価のフィードバックの重要性を強く認識するようになった第 6 版(2011)で「提言」が具体的に示されるようになった後に、第 7 版(2012)年に「提言と教訓の違い」として定義が分けて示された。それ以降、「教訓」の考え方に変化はない。本調査では 2015 年度以降は教訓を抽出する案件が増えている傾向を確認した。ただし、それらの教訓内容を確認すると、提言の言い換えや、評価対象国に向けた内容も多く、他国等で ODA 政策立案や実施過程に活用しやすい情報としてまとめられていないものが大半である。なお、現在の ODA ガイドライン第 13 版では、第 1 部「ガイドライン」に「教訓」の定義等が記載されているものの、評価実施者向けのマニュアルともいえるべき第 2 部「ハンドブック」には記載されていない。

2-2. 提言・教訓の類型化

調査対象のうち、2005-2013 年度に実施された国別評価(40 件)については既に先行調査⁸で類型化されている。したがって、本調査では、調査対象を時間軸で大きく 2 つに分け、先行調査で対象となっている 2005-2013 年度の国別評価(9 年度分)、今回新たにレビューしている 2014-2019 年度の国別評価(6 年度分)として分析した。前者の提言・教訓(320)の類型化は先行調査の結果から傾向を把握した。本調査では、後者の 2014-2019 年度(6 年度分)の国別評価報告書をレビューした結果、122 の提言・教訓を特定し、次の 5 つのカテゴリーに分類した⁹。

1. 開発協力アプローチの改善
2. 開発協力手法の改善
3. 開発協力プロセス・実施体制の改善
4. セクター別開発協力政策の改善
5. 個別開発協力案件に関する提言

さらに図表 2-2 に示すとおり、以下の 3 カテゴリーをさらに細分化した 24 サブカテゴリーを設定し、分類した。

⁷ 外務省(2020)ODA 評価ガイドライン第 13 版、p.8。

⁸ 2014 年度「過去の ODA 評価案件(2003-2013 年度)のレビュー」。

⁹ 先行調査結果との比較のため、類型方法は先行調査に区分に準じた。ただし、「国別援助方針」が「国別開発協力」に変更されたこと等を踏まえて「援助」という言葉を「開発協力」へ変更した。その他、「1-3. 援助協調への対応」は、「1-3. 開発パートナーとの連携への対応」へ変更した。

図表 2-2 提言・教訓のカテゴリー

カテゴリー	サブカテゴリー
1. 開発協力アプローチの改善	1-1. 戦略・プライオリティの明確化
	1-2. プログラム・アプローチの導入
	1-3. 開発パートナーとの連携
	1-4. 相手国との協議やパートナーシップ推進
	1-5. その他の開発協力政策の改善
2. 開発協力手法の改善	2-1. ハイレベルの政策アドバイザーの投入
	2-2. コモンバスケット、財政支援
	2-3. 専門家・海外協力隊の活用・育成
	2-4. 南南協力の活用
	2-5. 草の根無償・草の根技術協力の活用
	2-6. 無償、有償、技術協力のスキーム改善
	2-7. その他の開発協力ツールの改善
3. 開発協力プロセス・実施体制の改善	3-1. 現地 ODA タスクフォース(ODATF)の強化に関する提言
	3-2. 現地大使館・機関の体制強化・権限委譲
	3-3. 外務省内の体制強化・開発協力実施機関との連携強化
	3-4. ODA 広報の強化に関する提言
	3-5. 実施状況モニタリング・評価の改善
	3-6. 日本の開発協力の予測可能性・透明性・公開性の向上
	3-7. 相手国政府との政策協議の強化
	3-8. 開発協力計画策定時の諸側面への配慮
	3-9. 他アクター(NGO や民間企業等)との連携強化
	3-10. 実施ガイドライン・マニュアルの整備・改善
	3-11. 開発協力のノウハウ及び情報の共有
	3-12. その他
4. 個別セクターについての改善	
5. 個別案件に関する提言	

(出所:「過去の ODA 評価案件のレビュー」(2014 年度)報告書を基に一部修正して調査チーム作成)

2-2-1. カテゴリー別分類

2014-2019 年度国別評価報告書の提言・教訓(122)をカテゴリー別に分類した結果、「1. 開発協力アプローチの改善」(47)¹⁰(39%)¹¹、「2. 開発協力手法の改善」(17)(14%)、「3. 開発協力プロセス・実施体制の改善」(41)(34%)、「4. 個別セクターについての改善」(17)(14%)、「5. 個別案件に関する提言」(0)(0%)であった。

図表 2-3 に示すとおり、2014 年度に実施された「過去の ODA 評価案件のレビュー」の結果と本調査のカテゴリー別比較の結果は、ほぼ同じ傾向となった。

¹⁰ 提言・教訓数を示す。以下同様。

¹¹ 提言・教訓のうち、同カテゴリーに分類された割合(%)を示す。以下同様。

図表 2-3 2014-2019 年度と 2003-2013 年度の提言・教訓のカテゴリー別比較

	2014-2019 年度 (提言・教訓数=122)		2003-2013 年度 (提言・教訓数=515 ¹²)	
	件数	比率	件数	比率
1. 開発協力アプローチの改善	47	39%	183	36%
2. 開発協力手法の改善	17	14%	65	13%
3. 開発協力プロセス・実施体制の改善	41	34%	187	36%
4. 個別セクターについての改善	17	14%	77	15%
5. 個別案件に関する提言	0	0%	3	1%
合計	122	100%	515	100%

(出所:「過去の ODA 評価案件のレビュー」(2014 年度)報告書及び本調査結果を基に調査チーム作成)

2-2-2. サブカテゴリー別分類

図表 2-4 に示すとおり、提言・教訓(122)をサブカテゴリー別に分類した結果、「1-1.戦略・プライオリティの明確化¹³」(24)(20%)の比率が最も高く、次いで「1-3.開発パートナーとの連携への対応」(11)(9%)、「1-5.その他の開発協力政策の改善」(8)(7%)、「2-7.その他の開発協力ツールの改善」(7)(6%)、「3-2.現地大使館・機関の体制強化¹⁴」(7)(6%)、「3-4.ODA 広報の強化に関する提言」(7)(6%)であった。

図表 2-4 サブカテゴリーごとの比率・件数(提言・教訓数=122)

カテゴリー	サブカテゴリー	件数	比率
1. 開発協力アプローチの改善	1-1. 戦略・プライオリティの明確化	24	20%
	1-2. プログラム・アプローチの導入	2	2%
	1-3. 開発パートナーとの連携	11	9%
	1-4. 相手国との協議やパートナーシップ推進	2	2%
	1-5. その他の開発協力政策の改善	8	7%
2. 開発協力手法の改善	2-1. ハイレベルの政策アドバイザーの投入	1	1%
	2-2. コモンバスケット、財政支援	1	1%
	2-3. 専門家・海外協力隊の活用・育成	0	0%
	2-4. 南南協力の活用	3	2%
	2-5. 草の根無償・草の根技術協力の活用	1	1%
	2-6. 無償、有償、技術協力のスキーム改善	4	3%
	2-7. その他の開発協力ツールの改善	7	6%
3. 開発協力プロセス・実施体制の改善	3-1. 現地 ODATF の強化に関する提言	2	2%
	3-2. 現地大使館・機関の体制強化	7	6%
	3-3. 外務省内の体制強化・開発協力実施機関との連携強化	0	0%

¹² 同調査結果には、本調査の対象ではない 2003 年度と 2004 年度の国別評価 8 案件および重点課題別評価 19 案件の計 195 の提言・教訓が含まれる。本調査対象である 320 の提言・教訓と併せると合計 515 となる。同調査結果は、2005-2013 年度の国別評価報告書の提言・教訓の大まかな傾向を把握するために利用する。

¹³ 「戦略・プライオリティの継続と取組みの強化」を含む。

¹⁴ 当初のサブカテゴリーには「権限移譲」が含まれていたが、該当するものが無く除外した。

	3-4. ODA 広報の強化に関する提言	7	6%
	3-5. 実施状況モニタリング・評価の改善	6	5%
	3-6. 日本の協力の予測可能性・透明性・公開性向上	2	2%
	3-7. 相手国政府との政策協議の強化	4	3%
	3-8. 開発協力計画策定時の諸側面への配慮	6	5%
	3-9. 他アクター(NGO や民間企業等)との連携強化	3	2%
	3-10. 実施ガイドライン・マニュアルの整備・改善	0	0%
	3-11. 開発協力のノウハウ及び情報の共有	1	1%
	3-12. その他	3	2%
4.個別セクターについての改善		17	14%
5.個別案件に関する提言		0	0%

(出所:調査チーム作成)

次に、評価の時期による提言・教訓内容の変化をみるため、提言・教訓の比率が 5%以上のサブカテゴリーを列挙し、2003-2013 年度の傾向との比較表を図表 2-5 に示す。

図表 2-5 2014-2019 年度の国別評価と 2003-2013 年度の国別評価において
提案・教訓数が多かったサブカテゴリーの比較

2014-2019 年度(提言・教訓数=122 件)			2003-2013 年度(提言・教訓数=515 件)		
サブカテゴリー	件数	比率	サブカテゴリー	件数	比率
1-1a.戦略・プライオリティの明確化	6	6%	1-1. 戦略・プライオリティの明確化	91	18%
1-1b.戦略・プライオリティの継続・取組みの強化	18	14%			
1-3. 開発パートナーとの連携	11	9%	3-9.他アクター(NGO や民間企業等)との連携強化	41	8%
1-5. その他の開発協力政策の改善	8	7%	1-2.プログラム・アプローチの導入	31	6%
2-7.その他の援助ツールの改善	7	6%	1-5. その他の開発協力政策の改善	30	6%
3-2.現地大使館・機関の体制強化	7	6%	3-5.モニタリング・評価の改善	29	6%
3-4.ODA 広報の強化	7	6%	3-4.ODA 広報の強化	28	5%
3-5.モニタリング・評価の改善	6	5%	3-1.現地 ODATF の強化	24	5%
3-8. 開発協力計画策定時の諸側面への配慮	6	5%			

(出所:「過去の ODA 評価案件のレビュー」(2014 年度)報告書及び本調査結果を基に調査チーム作成)

2003-2013 年度と 2014-2019 年度の 2 つの傾向を比較したところ、「戦略・プライオリティ」に関する提言はいずれの調査でも最も高い割合のサブカテゴリーとなっている。しかし、各提言を確認すると、戦略に対する指摘内容に違いがある。2005-2013 年度案件の提言では、戦略の曖昧さへの指摘が目立った(例えば、重点分野の下に幅広いサブセクターが掲げられ、総花的となりプライオリティが見えにくい)。それに対し 2014-2019 年度案件の提言では、明確な戦略を求める指摘よりも、今の戦略で掲げた重点分野の継続や新たな問題に 대응するために重点分野への取組を強化すべきという提言が増えた。このような「戦略の継

続・強化」への提言が増えた理由として、2010年に全ての支援国を対象に国別開発協力方針(旧 国別援助方針)の策定が定められ¹⁵、特に2012年度に多くの国で国別開発協力方針が策定された結果、戦略の明確化が改善したことが考えられる。同様に、2014年度以降「1-2.プログラム・アプローチの導入」に関する提言が減ったことも、国別開発協力方針と共に国別事業展開計画が策定されるようになり、プログラム・アプローチの導入が改善されたことが理由と考えられる。

「3-9.他アクター(NGOや民間企業等)との連携強化」に関する提言は、2003-2013年度の提言では8%の割合だが、2014-2019年度は2%と少ない。他方で、特に民間企業との連携に言及した提言は2014-2019年度案件の方が2005-2013年度案件よりも多かった。この傾向が、サブカテゴリーの類別で見えてこない理由として、近年は官民連携の施策が具体的に提言されている。例えば、2014-2019年度では、日本企業の海外進出するために何を重点分野とすべきか、どのような開発協力ツールが活用できるか、現地の実施体制をどう強化するか、といった提言へ変化している。2014-2019年度の「3-2.現地大使館・機関の体制強化」には、官民連携への対応を目的とした提言が複数含まれていた(3章 教訓集「民間企業との連携強化」を参照)。

2014-2019年度の「1-3.開発パートナーとの連携への対応」に関する提言では、協調融資といった新たなモダリティに関する議論が増えている(第3章教訓集3「開発パートナーとの連携強化」を参照)。2014-2019年度の「2-7.その他の開発協力ツールの改善」に関する提言では、広域/地域協力に関する提言が複数あった(3章 教訓集「複数の国を対象とする協力形態」を参照)。

「3-4.ODA 広報の強化」「3-5.モニタリング評価の改善」に関する提言はいずれの調査結果でも高い割合を占めることから、引き続き改善の余地がある(第3章教訓集7「ODAの広報戦略」、教訓集5「プログラム指標」を参照)。

「3-1.現地 ODA タスクフォース(ODATF)の強化」に関する提言については、2014年度以降はほとんど言及されなくなっている。これは「現地機能の強化」の下、2011年以降は原則として全てのODA対象国について、在外公館(海外の大使館・総領事館)やJICAの現地事務所などで構成される現地タスクフォースが設置され¹⁶、その重要性が周知され役割が強化したことが理由と考えられる。

2-2-3. クロス集計分析から得られた特徴

2014-2019年度案件を以下の3項目¹⁷で分類し、地域や特性による提言・教訓の特徴や違いを分析した。

①地域別(東アジア、南アジア、中央アジア・コーカサス、中東・北アフリカ、サブサハラ・アフリカ、中南米、大洋州、欧州)、②対象国・地域の特性(ポスト・コンフリクト国/脆弱国、小国/島嶼国)、③対象国・地域の経済規模。

¹⁵ 外務省(2010)「開かれた国益の増進:ODAのあり方に関する検討 最終取りまとめ」

¹⁶ 外務省(2011)2011年度版政府開発援助(ODA)白書

¹⁷ 評価対象国における日本の二国間援助のプレゼンス(日本が上位5位内に入っている国と入っていない国)の分類も当初想定していたが、全調査対象が5位以内だったことから同項目を除外した。

(1) 地域別分類及び特性(ポスト・コンフリクト国／脆弱国、小国／島嶼国)

2014-2019 年度案件の「地域別分類」及び「ポスト・コンフリクト/脆弱国」、「小国/島嶼国」による提言・教訓について、サブカテゴリーごとの比率を全体の比率と比較した結果を図表 2-6 に示す。ただし、地域ごとの対象国数が非常に少ない地域が複数あり¹⁸、それらの提言・教訓から地域の傾向を一般化することは難しいことに留意が必要である。

全体の傾向と異なる地域について、10 ポイント程度高い値を示す地域の特徴について述べる。中央アジア・コーカサスで開発パートナーとの連携への対応とそのための現地大使館・機関の体制強化が必要であること、中南米で南南協力が推進されていること、大洋州では域内の国際機関や他ドナーとの連携強化に関する提言の割合が多かった。

ポスト・コンフリクト/脆弱国の特性は、該当国(ツバル、ミャンマー、ラオス)が地域別評価(メコン地域と大洋州地域)の対象国だったこともあり、地域の開発パートナーとの連携促進に関する提言の割合が多かった。

小国・島嶼国の特性は、前述の大洋州地域とブータンのみが該当する。島嶼国・小国は、国土が限られており、人口が少なく経済規模が小さい特徴がある。政府には慢性的な人材不足や予算不足といった課題がある¹⁹。島嶼国・小国への開発協力は、裨益人口規模や経済成長等で効果を測ることが困難だが、国際政治上や外交上の重要性が高い。日本は小国に対しても各国の開発ニーズ、発展段階や開発ポテンシャルに応じた国別開発協力方針を策定し、相手国や他ドナーに明示することで外交的重要性と協力方針への理解を促すべきという提言がされていた。

図表 2-6 地域別、ポスト・コンフリクト国／脆弱国にみる提言・教訓の傾向²⁰

	全体	東アジア	南アジア	中央アジア・コーカサス	中東・北アフリカ	サブサハラ・アフリカ	中南米	大洋州	ポスト・コンフリクト脆弱国	小国・島嶼国
対象国の数	21	5	2	4	1	4	4	14	3	14
提言・教訓数	122	33	14	11	6	34	15	9	18	9
1-1. 戦略・プライオリティの明確化	20%	18%	29%	27%	17%	15%	27%	11%	11%	11%
1-2. プログラム・アプローチの導入	2%	0%	7%	0%	0%	0%	7%	0%	0%	0%
1-3. 開発パートナーとの連携への対応	9%	9%	7%	18%	0%	3%	13%	22%	17%	22%
1-4. 相手国との協議やパートナーシップ推進	2%	0%	0%	0%	0%	3%	7%	0%	0%	0%
1-5. その他の開発協力政策の改善	7%	3%	7%	0%	0%	15%	0%	11%	6%	11%
2-1. ハイレベルの政策アドバイザーの投入	1%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%
2-2. コモンバスケット、財政支援への対応	1%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%

¹⁸ 南アジア、中東・北アフリカ、ポスト・コンフリクト/脆弱国は、対象国が 1 または 2 か国である。

¹⁹ 外務省(2015)「太平洋島嶼国のODA案件に関わる日本の取組の評価」

²⁰ 全体の傾向と 10 ポイント程度の差がある地域を橙マーカーで示す。

	全体	東アジア	南アジア	中央アジア・コーカサス	中東・北アフリカ	サブサハラ・アフリカ	中南米	大洋州	ポスト・コンフリクト脆弱国	小国・島嶼国
2-3. 専門家・海外協力隊の活用・育成	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
2-4. 南南協力の活用	2%	0%	0%	0%	17%	0%	13%	0%	0%	0%
2-5. 草の根無償・草の根技術協力の活用	1%	0%	0%	9%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
2-6. 無償、有償、技術協力のスキーム改善	3%	3%	0%	0%	17%	3%	7%	0%	0%	0%
2-7. その他の開発協力ツールの改善	6%	6%	0%	9%	0%	3%	7%	22%	17%	22%
3-1. 現地 ODATF の強化に関する提言	2%	3%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%
3-2. 現地大使館・機関の体制強化	6%	0%	7%	18%	17%	9%	0%	0%	0%	0%
3-3. 外務省内の体制強化・開発協力実施機関との連携強化	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
3-4. ODA 広報の強化に関する提言	6%	6%	7%	0%	0%	9%	7%	0%	6%	0%
3-5. 実施状況モニタリング・評価の改善	5%	6%	0%	0%	0%	6%	7%	11%	11%	11%
3-6. 日本の開発協力の予測可能性・透明性・公開性の向上	2%	3%	0%	0%	17%	0%	0%	0%	0%	0%
3-7. 相手国政府との政策協議の強化	3%	6%	7%	0%	17%	0%	0%	0%	0%	0%
3-8. 開発協力計画策定時の諸側面への配慮	5%	6%	7%	0%	0%	6%	0%	11%	11%	11%
3-9. 他アクターとの連携強化	2%	3%	0%	9%	0%	3%	0%	0%	6%	0%
3-10. 実施ガイドライン・マニュアルの整備・改善	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
3-11. 開発協力のノウハウ及び情報の共有	1%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
3-12. その他	2%	3%	7%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%
4. 個別セクターについての改善	14%	21%	14%	9%	0%	15%	7%	11%	19%	11%

(出所:調査チーム作成)

(2) 経済規模別分類

2014-2019 年度国別評価報告書の提言・教訓について、サブカテゴリーごとの比率を「経済規模分類」で比較した結果、後発開発途上国と中所得国(低中所得国と高中所得国)の傾向に5ポイント以上の差が複数確認できた(図表 2-7)。それらは「1-1.戦略・プライオリティの明確化」、「1-5.その他の開発協力政策の改善」、「2-4.南南協力の活用」、「3-7.相手国政府との政策協議の強化」である。

中所得国(低中所得・高中所得)に共通する提言として、これらの経済発展が進んでいる国への開発協力に対する日本国民の理解を得るために、開発協力の意義や在り方を明確

にする必要性の指摘があった。中所得国に対しては、①ビジネスパートナーの位置づけの重要性を増すことから、日本企業の進出の後押しができるような支援を積極的に行う(第3章教訓集4「民間企業との連携強化」参照)、また②地域の開発課題に取り組むパートナーとして周辺国のけん引役となって日本と協力する支援(第3章教訓集6「複数の国を対象とする協力形態」参照)、という位置づけが共通の提言として挙げられる。また、重点課題の絞り込みに関する共通点としては、中所得国が自助努力で対応することが困難な分野・課題に絞って支援すること、また、中所得国は日本の高い技術支援を受け入れる人材や体制を有することから、日本が比較優位を持つ技術支援に絞って支援すべきという提言がされていた(第3章教訓集1「日本の強み・優位性」参照)。さらに中所得国への支援における留意点としては、「中所得国の罫」として危惧されているような経済成長率の低迷や社会不安の増幅を回避し、国内の経済格差の課題に対応することが提言されていた(第3章教訓集2「格差是正への取り組み」参照)。

図表 2-7 経済規模別にみる提言・教訓の傾向²¹

	全体	後発開発途上国(LDC)	中所得国(低・高)(MIC)
対象国(件)数	21	4	12
提言・教訓数	122	32	58
1-1. 戦略・プライオリティの明確化	20%	16%	28%
1-2. プログラム・アプローチの導入	2%	0%	3%
1-3. 開発パートナーとの連携への対応	9%	9%	7%
1-4. 相手国との協議やパートナーシップ推進	2%	3%	0%
1-5. その他の開発協力政策の改善	7%	9%	3%
2-1. ハイレベルの政策アドバイザーの投入	1%	3%	0%
2-2. コモンバケット、財政支援への対応	1%	3%	0%
2-3. 専門家・海外協力隊の活用・育成	0%	0%	0%
2-4. 南南協力の活用	2%	0%	5%
2-5. 草の根無償・草の根技術協力の活用	1%	0%	2%
2-6. 無償、有償、技術協力のスキーム改善	3%	3%	3%
2-7. その他の開発協力ツールの改善	6%	3%	2%
3-1. 現地 ODATF の強化に関する提言	2%	3%	2%
3-2. 現地大使館・機関の体制強化・権限委譲	6%	9%	5%
3-3. 外務省内の体制強化・開発協力実施機関との連携強化	0%	0%	0%
3-4. ODA 広報の強化に関する提言	6%	6%	5%
3-5. 実施状況モニタリング・評価の改善	5%	6%	2%
3-6. 日本の開発協力の予測可能性・透明性・公開性の向上	2%	0%	3%
3-7. 相手国政府との政策協議の強化	3%	0%	7%
3-8. 開発協力計画策定時の諸側面への配慮	5%	3%	3%
3-9. 他アクターとの連携強化	2%	3%	2%

²¹ 後発開発途上国と中所得国の傾向に5ポイント以上の差があるものを橙マーカで示す。

3-10. 実施ガイドライン・マニュアルの整備・改善	0%	0%	0%
3-11. 開発協力のノウハウ及び情報の共有	1%	0%	2%
3-12. その他	2%	3%	3%

(出所：調査チーム作成、注 1:評価実施年度の区分を適用)

2-2-4. キーワード分析から得られた特徴

2005-2013 年度案件と 2014-2019 年度案件の提言・教訓を比較し、特定の言葉の使用される頻度の違いを調べたところ、サブサハラ・アフリカ地域で「出口戦略」という用語が使われるようになり、全地域において「中国」の援助についての記載が増加し、「選択と集中」という言葉の使用頻度が減少したことが特徴として見られた。

特定分野支援の「出口」(終了)に関する提言は、いわゆる「卒業国」に関する議論を除くと、全対象 56 案件のうち、次に示す 3 案件のみであった。2014 年度以降のサブサハラ・アフリカ地域の国別評価(ケニア 2014 年度、タンザニア 2016 年度、ウガンダ 2017 年度)では、長期的に支援し続けている特定分野に対して明確な出口戦略を策定することを提言している。それらの提言では、これまで長期にわたって行ってきた支援の運営主体を相手国側に移していくために、相手国側と協議して支援の内容や方法を見直すことを共通して指摘している。その理由について、ケニア国別評価では、ODA 全体の資金的・人的リソースが限られていること、3 割程度の事業が当初の目的をほぼ達成しているにもかかわらず継続して実施されている現状や同国内で支援が不十分な重点分野が山積していることを挙げている。さらに、このような特定の事業の支援に関する出口戦略の策定に当たっては、JICA のプログラム評価や外務省のセクター別評価の対象とし、ニーズの変化を踏まえて策定することが提案されている。

次に、近年の国別評価報告書の提言では、中国の支援動向に関する記述が増加している。2005-2013 年度の 40 案件の内、中国国別評価報告書以外で中国について提言で述べたのは 1~2 割程度(6 件)だった(アジア 3 件、中南米 2 件、アフリカ 1 件)²²。2014-2019 年度の 16 案件では、5 割(8 件)が提言内で中国の支援動向について何らかの言及をしている(アジア 5 件、中米 1 件、アフリカ 2 件)²³。その内容の多くは、中国の支援規模が増大している、日本は独自性が求められる、上手く中国と協調していく必要がある等であった。この傾向は、ODA 評価ガイドライン第 9 版(2015)から新興ドナーの開発協力の状況について可能な限り記載するよう指示されたことが背景にある。

最後に、近年の国別評価報告書の提言には、「選択と集中」という言葉が使われなくなった。2005-2013 年度案件(40 件)の内、5 割以上(23 件)は提言内に「選択と集中」というキーワードが使われていた。他方、2014-2019 年度案件(16 件)では、1 割程度(2 件)だった。「選択と集中」は、2004 年「ODA 中期政策評価検討会」の提言として、ODA を効率的、効果的に実施するために、「重点課題の数を限定する」といった意図で使用された。2007 年「国際協力に関する有識者会議」の中間報告(案)では、日本の比較優位にもとづいて ODA を展開し、「戦略性」と「メッセージ性」を高めるために「選択と集中」を掲げた。

²² スリランカ、ネパール、ベネズエラ、マレーシア、ニカラグア、ザンビア

²³ フィリピン、コスタリカ、ウガンダ、カンボジア、ベトナム、メコン地域、パキスタン、ケニア

2015 年開発協力大綱では「戦略性の強化」は、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組むことによる戦略性の確保が示され²⁴、重点課題を絞ることが強調されなくなっている。このような背景はあるものの、近年の評価報告書の提言において、「選択と集中」が使われなくなった理由は、2-2-2.サブカテゴリー別分類でも述べたとおり、2012 年以降に多くの国で国別開発協力方針が策定されたことにより、戦略が明確化したことが要因と考えられる。

²⁴ 「政策の妥当性」の検証項目の一つとして、第 9 版(2015)で「戦略的選択制(選択と集中)」が追加された。第 11 版(2018)では同検証項目は削除されたが、以前からあった「日本の比較優位性」の中で「日本の比較優位のある分野への政策の選択・集中」と変化し、現在(第 13 版、2020)に至る。

第3章 ODA 政策に有用な教訓集

第2章の分析結果を踏まえ、特定の国・地域のみに限らず、他の国や地域に適用可能な提言・教訓を教訓集としてまとめた。前述のとおり、2005-2013 年度の 40 案件は既に先行調査で分析され、教訓集にまとめられている。したがって、本調査では 2014-2019 年度の国別評価報告書から横断的な教訓テーマを特定した。具体的には、第2章 2-2-2.サブカテゴリー別分類の結果、2014-2019 年度に数が多かったサブカテゴリー（図表 2-5）の提言・教訓を次の①～④に注目して整理・分析した。①具体的な提言事項／対応策、②提言を引き起こした要因事象、③提言／対応策の目的、④「他の国・地域に参考になる」といった記述事項の内容。その結果から共通する課題やキーワードを抽出・分析し、教訓となる7テーマを特定した²⁵（図表 3-1）。各教訓の作成は、2005-2013 年度の国別評価報告書も含めたすべての対象期間（2005-2019 年度）の提言・教訓について、教訓となる7テーマに関連する記述を特定・抜粋し、図表 3-2 で示す項目でとりまとめた。

図表 3-1 教訓テーマと活用条件

	教訓テーマ	教訓活用の条件	頁番号
1	日本の強み・優位性	国別開発協力方針の重点化にあたり日本の強みを特定する場合	17
2	格差是正への取り組み	経済成長に応じて格差が拡大傾向にある場合	19
3	開発パートナーとの連携強化	開発パートナーとの連携を強化したい場合	21
4	民間企業との連携強化	ODA の民間連携が見込まれ、相手国政府も民間資金を積極的に導入して開発を進めるニーズがある場合	23
5	プログラム指標	プログラムレベルの指標設定を検討する場合	25
6	複数の国を対象とする協力形態	共通テーマかつ複数の国を対象とする協力形態を検討する場合	27
7	ODA の広報戦略	相手国の一般市民に日本の ODA が認知されていない場合	29

（出所：調査チーム作成）

図表 3-2 教訓の項目

教訓の種類	開発協力アプローチの改善／開発協力手法の改善／開発協力実施プロセス・体制の改善
キーワード	教訓に関連するキーワード
教訓活用のタイミング	国別開発協力方針の策定時／開発協力の実施中等
対応策	どのような対応策が考えられるか
実施上の留意点	対応策をとる場合に留意すべきこと
事例	対応策を反映させている事例
参考資料	教訓の引用元となる報告書や参考となる報告書等。

（出所：調査チーム作成）

²⁵ 2014 年度以降の 16 案件による提言総数は 122 と少なく、繰り返し提言されている内容に限られるため、横断的な教訓を数多く抽出することは困難であった。また、これらの提言は、同じ時期に評価されたことで国際情勢が共通すること以外には、共通の特性を持つ国や地域も限られていた。なお、国別評価の提言は、多様な国々に対して、各国の事情に合わせて個別具体的な内容であり、その抽出の目的が異なることから、汎用性のある教訓としてとりまとめるには情報が不足していることに留意が必要である。

教訓 1 日本の強み・優位性（開発協力アプローチの改善）

キーワード	日本の強み・優位性
教訓活用 の タイミング	国別開発協力方針、国別事業展開計画の策定／改定時 各案件の事業計画の策定時
対応策	
国別開発協力方針の改定において必要な重点化を図る際には、日本の知識、技術、経験が活かされる分野を特定し、中長期的に支援することが相手国の開発課題の解決に有効であり、かつ日本の外交的な効果の観点からも有益である。 日本の開発協力を効果的・効率的に実施するために、戦略性の強化とともに、日本の強みを活かした協力が求められている。日本の強みは、他国と比べて知識や技術が進んでいる特定分野があることに加えて、他国ドナーや国際機関には見られない日本独自の援助形態/手法である。 国別評価報告書の提言から、日本の比較優位性がある分野および支援方法として特定された分野及び援助形態を以下に示す。 【分野】 ・環境・エネルギー分野（環境保全、都市環境改善、再生可能エネルギー、省エネルギー対策等）【参考資料 1】 ・防災分野（地震災害対策、防災ガバナンス、災害復興支援等）【参考資料 2】 ・インフラ整備（橋りょう建設、道路建設、港湾整備等）【参考資料 3】 【援助形態/手法】 ・現場での技術移転・研修などを通じた人づくりを支援する技術協力 ・インフラ建設等のハード面と人づくりや制度づくりのソフト面を組み合わせた総合的支援	
実施上の留意点	・開発途上国の自立的発展に資するよう、相手国のニーズが高い分野であることを確認すること。
事例	・パキスタン中央政府からは、災害リスク管理の技術支援、災害管理研究所の運営ノウハウの技術訓練、気象予報レーダー運用技術支援の分野において、日本政府を高く評価する声が上げられている【参考資料 4】。 ・ニカラグアでの日本の橋りょう建設・架け替えプロジェクトは災害へのリスクマネジメントや新技術の適用などを含め、多様な観点が盛り込まれているとされ、高い評価を得ている【参考資料 5】。 ・メコン地域における日本の支援の特徴は、ハードインフラとソフトインフラ・制度整備を複合的に行っていることであり、この連携を下支えしているのが人材育成である【参考資料 6】。 ・日本の ODA によるインフラ整備事業における安全確保・環境保全など社会環境配慮の徹底はケニア社会において高い評価を得ている【参考資料 7】。
参考資料	1.【環境・エネルギー分野】2018 年度コスタリカ・ニカラグア国別評価（コスタリカ）、2015 年度コーカサス諸国への支援の評価（ジョージア）、2014 年度パキスタン国別評価、2013 年度スリランカ国別評価、2011 年度ペルー国別評価、2009 年度バングラデシュ国別評価、2009 年度ブラジル国別評価、2008 年度トルコ国別評価、2008 年度ルーマニア国別評価、2007 年

参考資料	度モンゴル国別評価、2006 年度モロッコ国別評価 2.【防災分野】2015 年度コーカサス諸国への支援の評価(アルメニア、ジョージア)、2014 年度パキスタン国別評価、2013 年度コロンビア国別評価、2013 年度スリランカ国別評価、2011 年度ペルー国別評価、2008 年度トルコ国別評価、2008 年度太平洋島嶼国国別評価、2009 年度バングラデシュ国別評価、2008 年度ルーマニア国別評価 3.【インフラ整備】2018 年度コスタリカ・ニカラグア国別評価(ニカラグア)、2012 年度ネパール国別評価、2011 年度タイ国別評価、2009 年度エチオピア国別評価、2009 年度バングラデシュ国別評価、2009 年度ブラジル国別評価、2008 年度ルーマニア国別評価、2007 年度モンゴル国別評価、2006 年度モロッコ国別評価、2005 年度カンボジア国別評価 4. 2014 年度パキスタン国別評価 5. 2018 年度コスタリカ・ニカラグア国別評価(ニカラグア) 6. 2014 年度メコン地域の ODA 案件に関わる日本の取組の評価 7. 2014 年度ケニア国別評価
------	---

教訓 2 格差是正への取り組み（開発協力アプローチの改善）

キーワード	地域的格差、経済的格差、社会的格差、貧困削減
教訓活用 の タイミング	国別開発協力方針、国別事業展開計画の策定／改定時 各案件の事業計画の策定時
対応策	
経済格差が拡大傾向にある国は、格差の現状と課題の分析結果に基づき、国別開発協力方針で掲げた重点分野の取り組みを拡大・強化すべきである。 一定の経済成長がみられる国において地域的・社会的格差の拡大に直面する国々が増えている。日本は経済開発のみならず、経済の発展が進む中で取り残される貧困層や社会的弱者層に届く援助を行う必要がある。 【地域的格差に対する取り組み】 ・首都や特定地域で成果がみられる支援を地方に展開する。また、全国的に成果が波及するように行政組織・制度の構築を支援する^{【参考資料 1】}。 【経済的格差に対する取り組み】 ・格差是正のためには、国民全体の底上げを目的とした施策（基礎的な社会サービスを充実するための支援）ではなく、格差の縮小に特化する取り組みが必要である。そのためには、社会における格差の状況と課題を分析したうえで、どのような格差に対し、どう縮小に取り組むのかといった具体的な議論が必要である^{【参考資料 2】}。 ・過去に支援実績がある分野（例 保健医療や教育）のサービスに対し、最貧困層がアクセスできるように、行政の能力向上や行政とコミュニティのとの連携強化を行う。その際、現地 NGO や市民社会、社会的企業といった多様なアクターの持ち味を生かした多様な支援が行われるような連携促進を行う。日本 NGO 連携無償資金協力や草の根・人間の安全保障無償資金協力および JICA の草の根技術協力等のスキームを、より現地のニーズにあった形で改善していくことが望ましい^{【参考資料 3】}。	
実施上の留意点	・格差是正の支援では、定期的に格差の状況を把握し、関係者間で共有することが必要である^{【参考資料 4】}。 ・国内の格差是正は、その国自身の努力で解決していけるという意見も存在する。しかし、格差課題に取り組まなければ途上国内の情勢不安定化の要因にもなりうる。地域の社会安定に資するための協力は、その国の安定的な社会経済の発展、周辺国も含めた地域の安定と発展に資する。相手国政府のニーズや他の援助機関の動向、日本のこれまでの経験と成果を踏まえて、戦略的に援助を行うことが重要である^{【参考資料 5】}。
事例	・コロンビアは中進国であるものの、長年にわたる国内紛争の影響などから、国内の地域間格差は依然として大きい。日本は平和構築分野での協力を礎として、紛争被害者や社会的弱者への配慮など社会的包摂の観点に留意しながら、地方自治体の組織能力強化、一村一品運動にかかる技術協力や地方部のインフラ整備など、地方都市や農村部の開発による地域間格差の是正に資する協力を行っている^{【参考資料 6】}。 ・バングラデシュで格差が拡大していることから、開発から取り残された最貧困層に焦点を当てた支援が重要である。JICA の母子保健分野は、NGO/市民社会との連携による行政の強化、NGO/市民社会を通じた行政

事例	のエンパワーメントの好事例である。JICA の技術協力に NGO や社会的企業等の多様なアクターが参画する形をとっている。その他、行政のキャパシティ不足に対し、NGO や社会的企業等が社会サービスの提供を代替・補完する連携もある。例えば、予防接種の分野においてバングラデシュ NGO (BRAC) がバングラデシュ政府をエンパワーする形でカントリーワイドなプロジェクトを展開しており、これに DFID 等のドナーがプールファンドという形で支援を実施し成果をあげている^{【参考資料 3】}。
参考資料	1. 2019 年度フィリピン国別評価、2018 年度コスタリカ・ニカラグア国別評価 2. 2016 年度パラグアイ国別評価 3. 2009 年度バングラデシュ国別評価 4. 2014 年度メコン地域の ODA 案件に関わる日本の取組の評価 5. 2008 年度トルコ国別評価、2007 年度チュニジア国別評価 6. 2013 年度コロンビア国別評価

教訓 3 開発パートナーとの連携強化（開発協力アプローチ、協力プロセス・実施体制の改善）

キーワード	開発パートナーとの連携、ドナー間協調、援助協調、ドナー会合、協調融資
教訓活用のタイミング	国別開発協力量針、国別事業展開計画の策定／改定時 各案件の事業計画の策定時、開発協力の実施体制を見直す時
対応策	
開発パートナーとの連携強化には、ドナー間の調整メカニズムを通じて積極的に日本の開発協力を発信すると共に、開発パートナーとの新たな共同事業を積極的に行うべきである。 開発協力大綱(2015)では開発協力の実施体制における「連携の強化」にて、開発効果をより向上させるために、ドナー間の連携を強化し、協調・協働することを重要視している。開発パートナーが連携する利点として、規模の大きな協力の実現や、相手国政府に対する交渉力・説得力の向上により事業の形成及び実施が円滑に進みやすいことが挙げられる^{【参考資料 1】}。 開発パートナーとの連携や協調に関連した提言は、従来はドナー会合といったドナー主導の調整メカニズムへの積極的な参加を通じた情報共有関連が主流であったが、近年では協調融資の促進に関する提言が増えている。 【ドナー会合】 ・限られた支援の投入量でより大きな開発効果を生むために、国際機関や他ドナー機関と積極的に協力することが望ましく、そのために援助協調会議に積極的に参画すべきである^{【参考資料 2】}。 ・ドナー会合には情報収集の目的で参加するだけでなく、他ドナーと積極的な意見・情報交換を行うことが求められる。ドナー会合を日本の援助の姿勢を国際社会に発信する機会ととらえ、他ドナーと活発な議論ができる人材の能力強化が必要である^{【参考資料 3】}。 【協調融資】 ・アジア地域においては ADB(アジア開発銀行)、中南米・カリブ地域においては IDB(米州開発銀行)、アフリカ地域においては AfDB(アフリカ開発銀行)など、地域に特化した国際金融機関と連携した協調融資案件が増加している^{【参考資料 4】}。資金協力規模の大きい国際金融機関と協調融資を行うことで、二国間で事業を行うよりも大規模な協力の実施が可能となり、開発効果の拡大が期待できる。	
実施上の留意点	【ドナー会合】 ・援助協調が盛んな国では、政策レベル、セクターレベルで多くのワーキンググループが発足していることから、参加・対応には人員確保や体制強化を伴うことになる。人員確保が難しい場合は、優先的に参加すべきドナー会合を見極める必要がある^{【参考資料 5】}。 【協調融資】 ・有償資金協力の割合が大きな国の場合、その経済は新興国の動向に左右されており、財政状況について注視しながら債務持続性の確認を続ける必要がある。新興国を含む世界経済、特に各国政府が債務持続性分析のリスクマネジメントに一次産品の国際市況の動向が含まれていることを確認しながら支援をしていくことが大切である^{【参考資料 6】}。

実施上の留意点	【その他】 ・複数のドナーが強調して実施する新しいツールに Multi Donor Trust Fund (MDTF) があるが、費用対効果及び日本の援助のプレゼンス維持の観点からは、実績ある分野での国際金融機関との協調融資や事業別の連携が望ましい^{【参考資料 7】}。
事例	【ドナー会合】 ・日本の援助の特徴や強みを最大限にいかしてメッセージ性や存在感を強化していくためには、地に足のついた、より実務に近いレベルでの参加を目指すことが効果的である。モザンビークのガザ州初等教育強化プロジェクトでは、現職教員研修プログラムで現地に常駐している日本人専門家が、マプトで開催された教育セクター・ワーキング・グループで現職員研修の具体的な方法や取組みをモザンビーク政府関係者やドナー関係者等に広く発信したことはその好例である^{【参考資料 5】}。 【協調融資】 ・ニカラグアとコスタリカにおけるインフラ整備（橋りょう、道路、下水処理施設など）やエネルギー分野（地熱開発、太陽光発電施設など）の協力では、日本が優位性のある分野において積極的に IDB との協調融資が行われた^{【参考資料 1】}。 ・ベトナムでは日本による貧困削減支援借款が世界銀行や国際通貨基金に評価されベトナム貧困削減戦略として採用された。その後継プログラムローンである日本の経済運営・競争力強化貸付は世界銀行と協調融資を行ったほか、ADB、スイス連邦経済相経済事務局、カナダ国際開発庁と連携している^{【参考資料 8】}。 ・インドネシアにおける開発政策借款やインフラ改革セクター開発プログラムの協調融資では、特に投資環境整備において日系企業の現場からの提言を政策に反映しており、これに対するインドネシア側や協調融資ドナー（世界銀行、ADB）の評価は高い^{【参考資料 9】}。
参考資料	1. 2018 年度コスタリカ・ニカラグア国別評価 2. 2015 年度コーカサス諸国への支援の評価 3. 2012 年度ネパール国別評価 4. （アジア地域）2019 年度フィリピン国別評価、2015 年度ベトナム国別評価、2014 年度パキスタン国別評価、2007 年度インドネシア国別評価、（中米地域）2018 年度ニカラグア・コスタリカ国別評価、（アフリカ地域）2016 年度タンザニア国別評価、2010 年度ウガンダ国別評価、2008 年度モザンビーク国別評価 5. 2008 年度モザンビーク国別評価 6. 2014 年度ケニア国別評価 7. 2014 年度パキスタン国別評価 8. 2015 年度ベトナム国別評価 9. 2007 年度インドネシア国別評価

教訓 4 民間企業との連携強化（開発協力アプローチ、協力手法、協力プロセス・実施体制の改善）

キーワード	官民連携、企業、民間セクター
教訓活用 の タイミング	国別開発協力量針、国別事業展開計画の策定／改定時 各案件の事業計画の策定時、開発協力の実施体制を見直す時
対応策	
開発協力が触媒的役割を果たすことにより、民間企業の投資を促し、相手国の成長と貧困削減につなげるために、官民連携強化の観点で、政策・開発協力手法・開発協力プロセス・実施体制を見直すことが望ましい。 官民連携を多方面から後押しするために、以下のような提言がなされている。 【開発協力政策】 ・「開発協力の中核」にある ODA のみならず、ODA に関する諸機関の活動をも俯瞰した開発協力量針が望まれるため、民間セクターとの連携強化を推進することを開発協力量針において明記すること^{【参考資料 1】}。 【開発協力手法】 ・効果的な官民連携を推進するには、すでに 2 国間で開発協力実績がある分野において、JICA 民間技術普及促進事業や中小企業海外展開支援事業の導入など日本の技術力を生かした民間連携事業の実施が有用である^{【参考資料 2】}。 ・日本及び相手国双方の民間企業が経済活動を活発化させるためには、経済インフラの整備が不可欠であると指摘する日本の民間企業も少なくない。相手国側の開発ニーズに対応し、かつ日本の民間企業進出の後押しとなるような協力を実施するための相手国側民間企業の育成及びインフラ整備などに係る現況・ニーズ確認調査を行い、具体的な協力を検討するのが望ましい^{【参考資料 3】}。 【開発協力プロセス】 ・どの分野における産業振興や産業育成に焦点を当てて支援するかについては、調査を重ねながら特定する必要があるが、既存の相手国のセクター別開発計画を参照し、日本企業の進出も見据え、日本が支援可能な分野に対して日本側から積極的な提案を行うことも望まれる^{【参考資料 4】}。 ・メコン地域生産ネットワークに必要なインフラシステムの構築は官民連携で進めていくことがメコン地域各国共通のニーズであることから、官民協力・連携促進フォーラム、日メコン産業政府対話などの経済団体や個別民間企業との対話、協議の場を維持し、共同してパッケージ型インフラシステムの輸出を支援することが有効である^{【参考資料 5】}。 ・日本大使館と JICA 事務所を中心とした定例の ODA タスクフォースに加えて、現地の日本企業や日本の NGO を交えた拡大 ODA タスクフォースを開催することを検討すべきである。例えば、投資環境の課題、人材育成の方向性、ODA 事業との連携可能性や課題など、様々な切り口で民間企業と意見交換する場をつくることは有用と考える^{【参考資料 6】}。 【実施体制】 ・民間連携には援助協調とは異なる専門性が要求されることなどを考えると、在外日本大使館には企業との連携に知見を持つ民間連携担当官の配置など、人材拡充を検討すべきである^{【参考資料 6】}。 ・JICA が開発協力の実績と信頼関係を活かし日本企業の進出を後押しするためには、	

相手国における公的・民間の両セクターに詳しい専門的な人材を JICA 現地事務所に配置することが肝要である ^{【参考資料 7】} 。	
実施上の留意点	・民間企業が絡んだODA不正腐敗事件は、国民の税金を原資とするODA全般に対する信頼を揺るがしかねない。2009年に外務省及びJICAに導入された「円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策」といった不正行為等の防止策を日本企業及び相手国政府にも注意喚起し続けていく必要がある^{【参考資料8】}。なお、外務省による措置制度「日本国のODA事業において不正行為を行った者等に対する措置要領」は、発生する不正行為等に応じて改正が行われており、不正行為等の再発防止策の強化が図られている^{【参考資料9】}。
事例	・インドにおける中小企業海外展開支援事業は、JICA の調査として実施されたことでインド政府関係者へのアクセスが容易になり、その後の円滑な事業展開を可能にしたという声が多かった。これは長年の協力を通じて培われた信頼関係によるものにほかならない。ここに至るまでには、JICA 本部の民間企業に対する支援も大きかったほか、現地 JICA 事務所による企業と現地実施機関双方に対する積極的な働きかけやきめ細かな対応が奏功したと考えられる^{【参考資料 7】}。 ・フィリピンでの海外投融資による日本の民間金融機関との協調融資案件では、日本企業の経験やノウハウがフィリピンの水インフラ整備推進に活用されている。日本企業の知見活用が見込まれる海外投融資は、公益に関わる分野で日本企業の関心が高い案件において有効な支援手段となり得る^{【参考資料 10】}。 ・ニカラグアでの日本の協力による橋りょう建設は、品質が高く評価され、インフラ分野における日本のプレゼンスを高めた。プロジェクト後に日本製建設工機の発注をニカラグア自治体から直接受けるといった日系企業進出の展開も確認され、日本の民間企業の裨益にも繋がった^{【参考資料 11】}。
参考資料	1. 2018 年度インドネシア国別評価 2. 2015 年度コーカサス諸国への支援の評価(アルメニア)、2015 年度太平洋島嶼国の ODA 案件に関わる日本の取組の評価 3. 2013 年度コロンビア国別評価 4. 2015 年度モロッコ国別評価 5. 2014 年度メコン地域の ODA 案件に関わる日本の取組の評価 6. 2017 年度ウガンダ国別評価 7. 2017 年度インド国別評価 8. 2015 年度ベトナム国別評価 9. 外務省ホームページ「日本国の ODA 事業において不正行為を行った者等に対する措置要領」 10. 2019 年度フィリピン国別評価 11. 2018 年度コスタリカ・ニカラグア国別評価(ニカラグア)

教訓 5 プログラム指標（開発協力プロセスの改善）

キーワード	プログラム指標、モニタリング、評価
教訓活用の タイミング	国別開発協力量針、事業展開計画の策定時 各案件の事業計画の策定時
対応策	
国別開発協力量針を定期的にモニタリングし、適切に評価するために、国別開発協力量針の策定段階で開発目標をより明確化し、事業展開計画における個別の協力プログラムに対する具体的な指標を設定すべきである。 現在の国別開発協力量針は、事業展開計画が示すように大目標、重点分野（中目標）、開発課題、協力プログラム、各個別案件という階層をなし、プログラム・アプローチを複層化した構造となっている。下位のレベルは上位レベルの目標達成に向けた要素であり、各レベルにおいて、進捗や達成度が確認（モニタリング・評価）されるべきである。しかしながら、これらの開発目標の進捗状況や達成度を確認できる指標や目標値は設定されていない。 そのため、外務省 ODA 評価ガイドラインは「結果の有効性」の評価基準について、「評価対象となる政策やプログラムについて、インプットからアウトプット、アウトカムに至る流れを踏まえ、実際にどこまで効果が現れているのかを検証する」^{【参考資料 1】}、としているが、客観性が担保された検証は困難である。今後、援助の効果・効率性を高めるためには、開発目標をさらに明確化し、事業展開計画における個別の協力プログラムにおいて可能な限り具体的な指標を設定し、同計画の進捗を定期的にモニタリングすることが望まれる^{【参考資料 2】}。 これらの改善策として、以下の提案がなされている。 ・協力プログラムの評価は、長期的な支援の成果を見るのに適しており、個別案件（プロジェクト等）の具体的な成果がどのようにプログラムレベルの目標に貢献し、中目標の達成に貢献するのかを明らかにすることで、支援の効果と効率の向上が期待できる。同時に、国民に対するアカウンタビリティの向上も見込める^{【参考資料 3】}。 ・相手国の実施プログラムに日本の ODA 案件を明確に位置付けることができ、その相手国プログラムに成果目標や指標が設定されている場合は、相手国側の投入との相乗的な効果などを確認しつつ、ODA 案件が相手国の開発目標の達成にいかに関与しているかを検証する^{【参考資料 4】}。 ・地方行政分野の支援は、成果の発現までに長期を要することからプログラム・アプローチが有用である。同分野のプログラム目標の設定には、相手国政策とドナー間の役割分担を踏まえ、日本の目標と達成時期、進捗を測るための指標（SDGs 指標などを参考にした代替指標）を戦略的に設定する^{【参考資料 3】}。	
実施上の留意点	・定量的な指標設定にそぐわないプログラムもあるため、指標設定をすることがより効果的であると考えられるプログラムから着手することが現実的である^{【参考資料 3】}。 ・相手国政府が開発政策の中で定める経済成長率や各種セクター開発指標を活用する際は、政治的リーダーシップの変化により指標が変更する可能性があることに注意を要する。なお、相手国側のオーナーシップを確保するために、十分な協議と合意形成が必要である^{【参考資料 5】}。 ・実現可能な目標を設定し、更に具体的に示す指標の設定がされた場合

実施上の留意点	には、定期的な「援助計画」のモニタリングの仕組みを整備すること、現状が目標や指標と合わなくなった時には、計画期間の5年間の途中でも柔軟にそれらを変更できる仕組みを担保することが必須である ^{【参考資料 6】} 。
事例	・ガーナでは、保健分野(母子保健)でプログラム・アプローチに着手することとし、ガーナ政府との協議・合意により、具体的指標の設定を行った ^{【参考資料 7】} 。旧事業展開計画(2014)では、重点分野3(中目標)保健・理数科教育の「アッパーウエスト州母子保健サービス強化プログラム」にて「プログラム目標」が掲げられ「産前健診受診カバー率」「医療従事者による分娩介助の割合」「産後検診を受診した母親・新生児の割合」に対する数値目標を設定した ^{【参考資料 8】} 。
参考資料	1. ODA 評価ガイドライン(第 13 版) 2. 2018 年度コスタリカ・ニカラグア国別評価 3. 2016 年度タンザニア国別評価 4. 2018 年度インドネシア国別評価 5. 2007 年度スリランカ国別評価 6. 2007 年度モンゴル国別評価 7. 2011 年度 ODA 評価年次報告書 8. 国別援助方針別紙 対ガーナ共和国事業展開計画(2014 年 4 月)

教訓 6 複数の国を対象とする協力形態（開発協力手法の改善）

キーワード	広域協力、地域協力、南南協力、三角協力
教訓活用の タイミング	国別開発協力方針、事業展開計画の策定時 各案件の事業計画の策定時
対応策	
共通テーマかつ複数の国を対象とする協力形態を検討する場合には、「地域協力」、「広域協力」、「南南協力（三角協力）」の適正を考慮のうえ、最大限の効果が効率的に発現されうる形態を検討することが重要である。 国境を超える開発課題の解決及び開発協力の効果的・効率的な実施に向けて、二国間を超えた協力形態である「地域協力」、「広域協力」、「南南協力（三角協力）」²⁶に関し、以下の提言がなされている。 ・特定のテーマに関する協力の場合、同時並行的に協力を実施するよりも、他国で得られた知見や教訓、成果などを第三国に横展開する「広域協力」の形の方が成果の効率的な発現につながりやすい。一方、一か国では解決できない地域共通の課題の解決には、地域調整機関を窓口として地域全体で取り組む「地域協力」が適している【参考資料 1】。 ・地域協力は、日本単独ではなく、その地域で支援経験の長い地域機関との連携が、政策面、実施面、資金面で重要である。また、他国のドナーとの対話を積極的に行い、援助の重複を防ぎ、より効果的な開発協力を実現すべきであり、地域支援ではパートナーとの連携がますます重要となる。特に、地域の経済成長と産業発展を支えるために、地域を一体としてとらえた生産ネットワークの形成やインフラの支援は、同地域への日本企業の進出促進にとっても重要である【参考資料 2】。 ・地域協力の中心となる国は、周辺諸国の JICA 事務所と連携して各種事業を行った実績等の地域開発的な協力を行う素地が形成されている必要がある。そのような国を中心として、円借款を通じたインフラ整備などへの展開を行い、地理的な特性を活かした持続的な開発が可能となる【参考資料 3】。 ・日本の ODA により人材が育成され、開発が行われた経験を活かして近隣の他国への協力を行う場合には、日本が三角協力を実施することで、相手国政府の実施能力の強化にもつながる。途上国間の協力は、言語や文化的背景の類似性から、技術・情報の伝達が容易であり、日本が二国間で実施する場合に比べて経費が抑えられる【参考資料 1】。 ・援助の効率性を高めるために南南協力や広域協力といった多様なモダリティを活用すべきである【参考資料 4】。	

²⁶ 【参考情報：複数の国を対象とする協力形態の定義】

地域協力：地域協力とは、「ある地域内での域内各国の相互協力や連携」であり、対地域協力支援とは「地域協力の枠組みを対象として、同枠組みの目的の推進や、地域の共通課題への対処に協力する支援」である（外務省、2006 年度重点課題別評価 地域協力への支援に関する我が国の取組の評価）。

広域協力：広域協力とは、「複数の国を対象とする協力」である。広域協力には、互いに疎遠な地域から研修生を招聘する研修事業なども含まれる。ただし、「地域協力」、「広域協力」の 2 つの用語は統一的な使われ方が定まっていない（ibid）。

南南協力：開発途上国の中で、ある分野において開発の進んだ国が、別の途上国の開発を支援すること（JICA ホームページ「南南・三角協力」、国境を超える課題－広域協力形成・実施ハンドブック（JICA、2008））

三角協力：先進国や国際機関が、途上国が他の途上国に対して行う南南協力を資金・技術・運営方法等で支援すること（ibid）。

実施上の留意点	・地域協力を行う場合は、中心国とその周辺国との経済面を比較し考慮する必要がある。経済的に脆弱な国が中心となった場合、周辺国との地理的な繋がりが強くなることによって、過度な競争に曝され、その国の産業育成が難しくなるなどの可能性もある。このようなリスクを考慮し、あらかじめ中心となる国の比較優位性について考慮して、その国の競争力を強化するような支援を同時に行う必要がある^{【参考資料 3】}。 ・分野を絞り込む際には、同じ地域の三角協力の拠点となっている他国と重複しない分野を選ぶことも一案である。また、南南協力では、日本側は裏方になることから、日本の顔をどう見せるかが課題である。例えば、式典等には日本大使館、JICA 事務所関係者が出席し、メディアに取り上げてもらうことで日本の協力があることを積極的にアピールする努力が求められる^{【参考資料 5】}。 ・国境を超える開発課題に対して協力案件を形成する際の具体的な検討事項は、「国境を超える課題－広域協力形成・実施ハンドブック」（JICA、2008 年 3 月）の第 1、2 章に取りまとめられている^{【参考資料 6】}。
事例	【広域協力】 ・中米地域における「広域協力」として、コスタリカ及びニカラグアでコミュニティ防災を推進するための技術協力が実施された。両国において、防災リーダーの育成や地域住民と自治体の連携による防災体制の構築、という点で成果が確認されている。しかし、災害の種類が多様な複数国において並行して協力が実施されたため、事業実施上に発生する諸手続きなどの調整面で効率性に欠けるという課題が関係者から指摘された^{【参考資料 1】}。 ・ニカラグアで実施されたシャーガス病対策に関わる協力は、中米の周辺国での成功事例をニカラグアに適用する形の「広域協力」が行われており、確実な成果に結びつきやすかった^{【参考資料 1】}。 【地域協力】 ・メコン地域では、周辺国との連携がより効果的な開発を実現している。日本政府関係機関は相手国ごとに取り組んでいる部分が強いが、日本企業は既に国を超えて地域として取り組んでおり、援助に当たっても地域としての取組が必要である。今後、メコン地域と同様に、地域の視点を入れることによって開発効果を促進し得る地域においては、日メコン支援スキームと類似の支援枠組みの活用が有効と考える^{【参考資料 2】}。
参考資料	1. 2018 年度コスタリカ・ニカラグア国別評価 2. 2014 年度メコン地域の ODA 案件に関わる日本の取組の評価 3. 2012 年度マラウイ国別評価 4. パラグアイ国別評価 5. 2015 年度モロッコ国別評価 6. 国境を超える課題－広域協力形成・実施ハンドブック（JICA、2008）

教訓 7 ODA の広報戦略（開発協力プロセス・実施体制の改善）

キーワード	広報、広報戦略、相手国民の認知度
教訓活用の タイミング	各事業の実施中
対応策	
相手国の一般市民に日本の ODA が理解されるように、広報戦略を策定・見直すべきである。 各国では日本大使館や JICA 現地事務所を中心に日本の ODA に関する広報活動を多岐に亘って実施しているが、相手国の一般市民の日本の ODA に対する認知度は必ずしも高くない。その理由を広報戦略の不足と分析する国別評価報告書が複数あった。具体的には、相手国政府機関等に向けた広報活動と比べ一般国民に向けた広報活動は多くないこと、ウェブサイトに掲載している情報がトップページから見つけづらく人目につにくいこと、案件の広報を開始するタイミングが他ドナーと比べ遅く、頻度が少ないことなどが挙げられている。 これらの改善策として、以下の提案がなされている。 【広報の実施体制に関する提案】 ・日本の ODA の広報戦略を相手国側と共有し、事業実施者や受益者の協力を得て、広報活動を協働で進める^{【参考資料 1】}。 ・ODA の広報人員の割り当て、広報の専門性を考慮した人員配置等を行う^{【参考資料 2】}。 ・適時性、正確性に配慮し、適切な頻度で広報を行う仕組みを整える^{【参考資料 3】}。 【広報内容の工夫に関する提案】 ・一般国民の関心の高い社会課題に対する日本の ODA 貢献を広報する^{【参考資料 3】}。 ・「カイゼン」などの定着している日本の ODA に関するキーワードを用いる^{【参考資料 4】}。 ・アニメや JPOP を通じた若年層に受け入れられる活動を拡大する^{【参考資料 5】}。 【広報媒体・方法に関する提案】 ・定期的にソーシャルメディアや SNS で情報発信する^{【参考資料 1】}。 ・ウェブサイトのトップページにアイコンを並べたり、ウェブサイト公開と同時に専用 Facebook ページの投稿を行ったり、インターネット上で人目につきやすくすることでアクセスしやすくする^{【参考資料 4】}。 ・大使館や JICA 事務所 による出前講義を大学や高校などで行う^{【参考資料 5】}。	
実施上の留意点	・上記は、相手国政府関係者の日本の ODA に対する認知度は高いなど、広報活動による一定の効果は確認されているが、さらにその効果を一般市民へと波及させるにはどうしたらよいかという課題に対する提案である。政府関係者の認知度もあまり高くない場合は、相手国の言語で情報を提供する、パンフレットの内容を更新する、最新情報をニュースレター等で通知する、ニュースレターをホームページに掲載・メールで送信するなど基本的なことから始めた方がよい^{【参考資料 6】}。
事例	・インド大使館では報道発表に加え、大使館 facebook や大使インタビューの機会等を積極手に活用し、JICA は国際デーに合わせた取組発信や 2019 年には facebook を開設した^{【参考資料 7】}。 ・ケニアでは、2016 年度のアフリカ大陸初の TICAD VI ケニア開催に合わせ、現地プレスツアーを実施し、関連する記事が多数掲載されたほか、現

事例	地新聞記者やテレビクルーの日本への招聘を実施した^{【参考資料 8】}。 ・在ペルー日本大使館は、各種メディアによる大使へのインタビュー、寄稿、講演などで ODA 広報の強化に取り組んでおり、この結果、現地メディアにより日本の ODA 関連報道が取り上げられる機会が大幅に増加した。同館や JICA ペルー事務所は WEB ページやプレスリリースの発出など ODA 関連ニュースの発信も積極的に行っており、現地メディアの国際協力関連報道では日本関連の報道が最も多くなった^{【参考資料 9】}。
参考資料	1. 2018 年度コスタリカ・ニカラグア国別評価 2. 2014 年度ケニア国別評価 3. 2016 年度タンザニア国別評価 4. 2017 年度インド国別評価 5. 2017 年度カンボジア国別評価 6. 2018 年度アンゴラ国別評価 7. ODA 評価年次報告 2019 ODA 評価結果フォローアップ（インド国別評価） 8. ODA 評価年次報告 2016 ODA 評価結果のフォローアップ（ケニア国別評価） 9. ODA 評価年次報告 2013 ODA 評価結果のフォローアップ（ペルー国別評価）

第4章 評価の結果と評価の枠組み

4-1. 評価結果の分類・類型化

レーティングが実施されている 2014 年度以降の 19 件の国別評価案件について、評価結果を集計し分類を試みた。別冊第 4 章の図表 4-1 に示す A～D の分類については、レーティングが 4 段階の評価は、上位から A、B、C、D とし、5 段階の評価は、上位 2 つの評価結果のみであったため、便宜上それぞれ、A、B として割り振った。またレーティングが 6 段階となっているパキスタン国別評価(2014)については、判断不能、該当なしとされた評価のレーティング結果はなかったため、4 段階のレーティング結果として分類した。コスタリカ・ニカラグア国別評価(2018)、コーカサス国別評価(2015)については、それぞれの対象国に対しレーティングの結果が示されているので、個別の評価として取り扱った。ただし、評価のレーティング基準には別冊第 4 章図表 4-2 に示すとおり、評価実施年度、評価者によってばらつきがあること、また検証項目も異なるため、その結果の比較結果には一定の留保をつける必要がある。

地域別分類、経済規模で対象国を分類し、傾向を確認したが、明確な傾向を確認することはできなかった(別冊第 4 章図表 4-3、4-4、4-5 参照)。

全体として、政策の妥当性は A が 37%、B が 63%、結果の有効性は、A が 11%、B が 84%、C が 5%、プロセスの適切性は、B が 84%、C が 16%となっており、プロセスの適切性では、課題が確認される評価が多いことが分かる(別冊第 4 章図表 4-1 参照)。D に相当する評価は、妥当性、有効性、適切性のいずれにもなかった。

2014 年度から 2016 年度に実施された評価については、政策の妥当性については A の評価結果の割合が期間全体(2014 年度～2019 年度)の割合より低く(2014 年度～2019 年度:37%、2014 年度～2016 年度:25%)、B の評価結果の割合が高くなっており(2014 年度～2019 年度:63%、2014 年度～2016 年度:75%)、同じ傾向は結果の有効性でも確認される(A の割合は、2014 年度～2019 年度:11%、2014 年度～2016 年度:0%。B の割合は、2014 年度～2019 年度:84%、2014 年度～2016 年度:100%)。

2017 年度から 2019 年度に実施された評価については、2014 年度から 2016 年度に実施された評価とは逆に、政策の妥当性と結果の有効性において、A の評価結果の割合が全体期間の割合より高く、B の評価結果の割合が全体期間の割合より低い傾向がある。

4-2. 評価の枠組みとレーティング結果

4-2-1. ガイドラインに見る「レーティング」、「評価項目」と「検証項目」

以下、レーティングが原則導入されることとなったガイドライン第 9 版(2015 年)から最新のガイドライン第 13 版(2020 年)まで、開発の視点からの評価項目のそれぞれで検証項目がどのように定義・説明されてきたかを確認する。

(1)レーティングとサブレーティング

<当初のレーティング基準>

第 9 版および第 10 版では、評価の「見える化」を進めるため、レーティングを導入するとした。そして以下が明記された。

- 今後のメタ評価の分析作業で活用するため、出来る限りレーティング基準を統一することが望ましい。
- ただし、各検証項目は案件に応じて評価チームが設定する。
- 数字（又はアルファベット）での段階評定や、3 項目のレーティング結果に基づく総合評価結果についての評価報告書への記載は必要ない。（第 10 版では、3 項目のレーティング結果に基づく「総合評定は行っていない」と記載。）
- 過去の ODA 評価案件のレビューに際し全体的な傾向を見るためレーティング結果を横断的な分析に活用するが、各評価案件のレーティング結果を個別に比較するものではない。

レーティング基準表（参考例）が示され、妥当性については、上記 6 つの「調査項目」（最後の「など」は削除されている）につき、4 段階のレーティングとした（別冊図表 4-6 参照）。

<第 11 版（2018 年度）以降のレーティング基準>

第 11 版において、レーティングに関する方針転換があった。肯定的表現への偏りの是正および曖昧な標語の明確化、ABCD の併記である。

それまでは、「過度に簡素化された評価結果に陥るリスクを回避するため、数字やアルファベットを用いた段階評定は避け、極めて高い、高い等定性的な標語のみ例示してきたが、近年、これらの標語を見るだけでは評価の工程が分かりづらく、また、全体的に標語が肯定的な表現に偏っている等の批判の声が多く寄せられた」ことから、「国民に対して評価結果を分かりやすく伝えるというレーティング本来の目的に立ち返り」、アルファベットを用いた段階評定が、標語に併記する形で導入された。

「ある程度高い」、「高いとは言えない」といった曖昧な標語については、「一部課題がある」、「低い」に改め、肯定的な表現に偏りすぎないように修正された（別冊図表 4-6 参照）。

第 11 版～12 版では、留意点として、以下が記載されている。

- 個別の検証項目及び判断基準等については、評価案件の内容に応じて、評価の実施計画策定の段階で ODA 評価室と評価チームとの間で個別に相談する。
- 3 項目のレーティング結果に基づく総合評定は、引き続きレーティングは行わない。
- レーティング結果については全体的な傾向を見るため、横断的な分析に活用するが、各評価案件のレーティング結果を個別に比較することに用いることがないよう注意する。
- 評価の客観性を確保する観点から、評価チームが、評価実施計画作成段階において予めレーティングの判断基準を外務省・JICA 関係者に明示しておくことで、評価結果に対する信頼性が高まることが期待される。

第 13 版は、基本的に第 12 版と変わらないが、以下の説明が追記された。

- レーティングについては、評価対象や検証項目が全く異なるものを、異なる評価

者の価値判断により示されたものであることから、他の評価対象案件のレーティングと横並びで比較すべきものではないことを十分に理解の上で注意深く活用することが必要である（下線調査チーム）。

- 検証項目は評価チームが評価の実施計画案において明示し、関係者にレーティングの基準を予め周知しておく。
- 各評価基準（3項目）のレーティングを判断する際に、評価チームが独自に検証項目ごとにサブレーティングをつけ、そのサブレーティングの結果を総合して項目のレーティングを決定する場合、評価チームはサブレーティングと ODA 評価ガイドラインに規定のレーティングの関係を明確にし、評価実施計画にサブレーティングとレーティングの基準を盛り込むとともに、関係者に説明する。

サブレーティングについては、前述のとおり、ガイドライン第 13 版でレーティングとの関係で初めてサブレーティングの説明が加わった。ただし、段階や表記方法、サブレーティングの導き方についてはとくに示されていない。

（2）政策の妥当性

（ア）評価項目の説明

政策の妥当性の評価の視点として、ガイドライン第 9 版から第 12 版では、以下が明記されている。

- 評価対象となる政策やプログラムが日本の上位政策や被援助国のニーズに合致しているか（DAC5 項目の妥当性「開発援助の目標が、受益者の要望、対象国のニーズ、地球規模の優先課題及び援助関係者とドナーの政策と整合している程度」に該当。）
- ODA の戦略性を高める上で重要な国際的潮流や、日本の戦略性・比較優位性に照らした評価を行う。
- 新興ドナーの存在が大きくなっていることから、新興ドナーの動向及びその動向が日本の援助に及ぼす影響についても可能な限り分析する。

第 13 版では、DAC の評価基準の改変に合わせて、「妥当性」は、DAC 評価基準の「妥当性」「整合性」に該当するとされ下線部分が追加されているが、実質的には変わっていない（下線調査チーム）。

- 評価対象となる政策やプログラムについて、日本の上位政策（開発政策に限らず、人道支援政策や教育政策など関連する政策の一貫性を含む）、国際的な優先課題、被援助国やその国民のニーズとの整合性や、日本の比較優位性などを検証する。

（イ）検証項目の説明

国別評価（地域別評価含む）では、政策の妥当性につき以下を検証することになっている（図表 4-1）。ガイドラインの本文でも、レーティング基準表でも、同じ項目が検証項目（例）として示されている。

第 10 版までは、（1）と（2）については、目標体系図に示した当該政策の内容（国別開発

協力方針/国別援助方針など)が日本の上位政策や国際的な優先課題を踏まえて作成されたかどうかを検証する、との注記がある。

第 11 版以降は、前版の「戦略的選択制(選択と集中)」と「日本の比較優位性」が統合され、以下右列の 5 項目となった。

図表 4-1 妥当性の検証項目の変遷

	第 9 版、第 10 版	第 11 版以降 (以下はすべて、「当該国への日本の開発援助政策 について、」検証する。)
(1)	相手国の開発ニーズとの整合性	日本の上位政策との整合性(政策策定時点だけでなく、評価対象期間においても適当か。開発政策のみならず関連する諸政策を含む。)
(2)	日本の上位政策との整合性(策定後から評価時点においても妥当か)	被援助国やその国民の開発ニーズとの整合性
(3)	国際的な優先課題との整合性	国際的な優先課題との整合性(MDGs/SDGsをはじめ、国際社会の取組・援助潮流との関連性)
(4)	戦略的選択制(選択と集中)	((6)と統合)
(5)	他ドナーの援助政策との関連性	他ドナーの援助政策との関連性(他ドナーとの相互補完性、差別化(特に対象国・分野で影響力の大きいドナーとの関係))
(6)	日本の比較優位性など	日本の比較優位性(日本の比較優位のある分野への政策の選択・集中)

(出所: ODA 評価ガイドライン第 9 版～13 版より調査チーム作成)

(ウ)レーティング基準表上の検証項目

妥当性については、第 11 版以降、本文における説明とレーティング基準表の 5 項目は同一である(日本の上位政策との整合性、被援助国の開発ニーズとの整合性、国際的な優先課題との整合性、他ドナーの援助政策との関連性、日本の比較優位性)。

(3)結果の有効性

国別評価(地域別評価含む)において結果の有効性を分析する際の留意事項は毎回軽微に改訂されていたが、ガイドライン第 11 版では比較的大きな改訂が行われた(図表 4-2)。まず、インプットの検証に関して、第 10 版までは「日本の実績が被援助国の開発予算のどの程度を占めているか」という視点であったが、新たに「当初設定された目標・目的に向けて、適切なアウトプットを生むための投入であったか」という視点が加わった。また、「単純に投入量の大小で検証するのではなく、評価対象 ODA の目標・目的の達成に向けて、適切なアウトプットを生むためのインプットが行われたか」という説明も加わった。第 10 版以前でも、アウトプット以上のレベルでは“当初設定された目標・目的”に対する実績の検証が求められていたが、インプットでもこの視点が加わった。なお、「仮に小さなインプットで、最終的に大きなアウトカムを出している場合は、『費用対効果が高い』と結論づけられる」という説明も加わったことから、インプットは他ドナーとの比較ではなく、実績との関係でその適切性を確認することが求められるようになったと解釈できる。

アウトプットについては、検証内容が「目標の達成度」から「目標達成に向けた財・サービスの産出実績」「計画に対する援助実績」となった。なお、ガイドライン中で述べられている

“当初設定された目標・目的”がどのレベルの目標を指すのか説明はないが、第 11 版での改定内容から、“目標”はアウトカム以上のレベルであると解釈できる。

アウトカムについては、第 11 版で「当初設定された目標がどの程度達成され、どのような短・中・長期的な効果があったか」と記載が変更され、インパクトも検証対象に含まれることとなった。このインパクトについては、「ODA が触媒となり、民間投資促進など波及効果が得られたかについても、評価案件毎の特質に応じて、検証することが望ましい」との説明が加わった。

図表 4-2 ガイドライン第 11 版での「結果の有効性」に関する改訂ポイント

	第 10 版以前	第 11 版以降
1	日本の実績が被援助国の開発予算のどの程度を占めているか(インプット)	当該国の重点分野に対してどの程度の財政的、人的及び物質的な資源が投入されたか(日本の開発協力関連予算の中の位置づけも含む)、日本の実績が他ドナーとの比較で被援助国の開発予算のどの程度を占めているか、当初設定された目標・目的に向けて、適切なアウトプットを生むための投入であったか(インプット)
2	当初設定された目標がどの程度達成されたか(アウトプット)	上記投入の結果、当初設定され目標に向けてどのような財・サービスが生み出され、どの程度計画どおりに援助が行われたか(アウトプット)
3	当初設定された重点分野に向けてどのような援助が行われ、どのような成果があったか(アウトカム)などを検証項目とする	一連の援助の結果、当初設定された目標がどの程度達成され、どのような短・中・長期的な効果があったか(アウトカム、インパクト)などを検証項目とする

(出所: ODA 評価ガイドライン第 11 版)

また、ガイドライン第 9 版では、目標について「日本の援助政策には具体的な指標が事前に設定されていない場合が多いため、評価のデザインを作る段階で関連情報をもとに指標を設定する必要がある」と説明されている。第 10 版以降では、これに「目標体系図に基づいて、検証すべき重点分野の絞り込みを行い、情報を整理し、分析を行うことが重要であり、重点分野の支援の効果及び政策目標への貢献をできるだけ定量的に示せる分野に着目して、分析対象とすべき分野を選定することが望ましい」との記載が加わった。上述のとおり、アウトプットとアウトカムのレベルで共通して、“当初設定された目標”に対して実績を検証するということが明確となった。なお、インプットのレベルでは“当初設定された目標・目的”とあるが、アウトプット以上は“当初設定された目標”と記載されており、目標と目的の使い分けは不明である。

(4) プロセスの適切性

プロセスの適切性の定義は、ガイドライン第 9 版(2015)において「政策の妥当性や結果の有効性が確保されるようなプロセスが取られていたかを検証する(DAC 評価 5 項目の「効率性」に該当)」と示されている(p.4)。これは最新のガイドラインである第 13 版(2020)においても同様である。

ガイドライン本文に示される検証項目は、第 9 版から最新のガイドラインである第 13 版

に至るまで変更はなく、5 つの具体的な検証項目（(i) 国別援助方針に示された重点分野に対する具体的な取組やアプローチ、(ii) 被援助国ニーズの継続的な把握（政策協議、セクター別会合など）、(iii) 現地 ODATF など関係機関の援助実施体制、(iv) 政策の実施状況を定期的に把握するプロセス、(v) 他ドナーとの連携）が例示されている。一方で、プロセスの適切性では説明の冒頭部において、3 つの事項（援助政策策定プロセスの適切性、援助実施プロセスの適切性、援助実施体制の適切性）について検証すると示されており、これらをどのように評価の枠組みに位置づけるかについては、評価チームの判断に委ねられるといえる。上記 3 つの事項と、5 つの具体的な検証項目を整理すると下図のようになる。

図表 4-3 ガイドラインに示されるプロセスの適切性の検証項目

3 つの事項	5 つの具体的検証項目例
援助政策策定プロセスの適切性	(ii) 被援助国ニーズの継続的な把握（政策協議、セクター別会合など）
援助実施プロセスの適切性	(i) 国別援助方針に示された重点分野に対する具体的な取組やアプローチ (ii) 被援助国ニーズの継続的な把握（政策協議、セクター別会合など） (iv) 政策の実施状況を定期的に把握するプロセス (v) 他ドナーとの連携
援助実施体制の適切性	(iii) 現地 ODATF など関係機関の援助実施体制

（出所：ODA 評価ガイドライン第 9 版～13 版より調査チーム作成）

レーティング基準表²⁷において示される調査項目／検証項目とレーティング基準について整理すると以下のようなになる。ここに示されるとおり、本文に示される検証項目と、レーティング基準表に示される調査項目／検証項目は一致しておらず、「3 つの事項」を中心とした整理がなされているように見受けられる。

図表 4-4 レーティング基準表のプロセスの適切性の調査項目／検証項目

第 9 版～10 版 ²⁸	第 11 版～13 版
(1) 援助政策策定プロセスの適切性 (2) 援助実施プロセスの適切性 (3) 援助実施体制の適切性	(1) 開発協力政策策定プロセスの適切性 (2) 開発協力実施プロセスの適切性 (3) 開発協力実施体制の適切性 (4) 他ドナー、国際機関、多様な援助主体（民間、NGO 含む）との効果的な連携

（出所：ODA 評価ガイドライン第 9 版～13 版より調査チーム作成）

また、プロセスの適切性の検証項目の分析を行うにあたっての留意事項は、版を重ねるごとに増え、第 13 版では、図表 4-5 に示す留意事項が示されている。

²⁷ レーティング基準表は、第 10 版までは「参考」として示されていたが、第 11 版以降は、「参考」の文言は外され、基本的に基準表を用いたレーティング判断が求められている。

²⁸ 第 10 版までは、レーティング基準表は「参考」として示されている。

図表 4-5 ガイドライン 13 版に示されるプロセスの適切性検証における留意点

3 つの事項	適切性の検証における留意点	レーティング基準表上の検証項目
援助政策策定プロセスの適切性	・政策目標及び重点分野の決定についての政策策定のプロセスを重点的に分析することで政策へのフィードバックに資する評価結果・提言を導くことが求められる。分析においては、重点分野や、協力プログラムの形成プロセスに焦点を当てる。 ・被援助国等との協議・調整・連携についての有無や内容について分析する。 ・その際には、記録の有無のみで形式的にプロセスの適切性を判断せず、インタビュー等を通じて実態を把握するように努める。	1. 援助政策策定プロセスの適切性
2. 援助政策実施プロセスの適切性	・被援助国との協議や他ドナーとの調整・連携などのプロセスについて分析を深める ・供与のタイミングや、広報内容・方法などの適切性の分析も重要である。 ・開発協力環境を巡る変化や不測の事態が生じた際、それらに柔軟かつ適切に対応できたか、その適応性についても検証する。	2. 援助政策実施プロセスの適切性
3. 援助実施体制の適切性		3. 援助実施体制の適切性
	・多様化する国際関係協力機関との具体的な連携・協調	4. 他ドナー・国際機関、多様な援助主体（民間、NGO 含む）との効果的な連携

（出所：ODA 評価ガイドライン 13 版(p29,37)をもとに調査チーム作成。下線部は、検証内容に関する留意事項）

4-2-2. 国別評価のレビュー

以下では、レーティングが推奨されているガイドライン第 9 版以降に実施された国別評価報告書（13 件。うち 2 件は地域別評価、1 件は 2 か国の評価）をレビューし、開発の視点の評価の各項目について、検証項目の設定、検証内容、評価判断への活用について確認した。

（1）政策の妥当性

（ア）検証項目

ガイドライン第 10 版までは、検証項目の例として 6 項目挙げがっていたが、実際は、この期間に実施された国別評価 9 件中、5 項目を用いたものが 4 件、4 項目用いたものが 4 件、3 項目が 1 件であり、6 項目全てを検証した評価はなかった（ここで示した項目数は当初の枠組みの項目ではなく、実際に検証された項目数）。9 件全てにおいて「戦略的選択制」が調査項目に挙げがっていないが、これは「日本の比較優位性」の項目に含まれていると考えられる。

ガイドライン第 11 版以降では、本文・レーティング基準表ともに 5 つの検証項目が挙げがっていたが、5 項目すべてを検証した評価は、この期間に実施された国別評価 4 件中 1 件、4

項目用いたものが2件、3項目が1件であった。ただし、2件は「他ドナー支援との整合性・補完性」と「日本の比較優位」をまとめて1項目としており、1件では国際的な優先課題との整合性・他ドナー支援との関連性・日本の比較優位の3つをまとめて1項目としていることからガイドラインの5検証項目は実質的には4件ともカバーされている。第11版でレーティング基準表の項目が示されていることから、これらをすべてカバーするようになったものと思われる。ただし、二つ、三つとまとめた項目をレーティングするのと、5項目に分けてレーティングするのでは、結果が異なる可能性はある。

(イ) 検証内容

第9版以降の国別評価の妥当性の評価では、それぞれの項目につき図表4-6のような検証がなされている。日本の上位政策との整合性、被援助国の開発ニーズとの整合性、国際的な優先課題との整合性については、13件すべてで検証項目となっているが、他ドナーの援助政策との関連性、日本の比較優位性については扱いがまちまちである。

また、当初の枠組みで5つの検証項目を用いていた評価の内、3件(同一評価者)では、評価判断の段階で3項目に減っているが、その理由は示されていない。

図表 4-6 国別評価 13 件の妥当性の検証内容

	検証項目	検証内容	枠組み で提示	実際の 検証	備考
(1)	日本の上位政策との整合性	日本の上位政策と整合しているか。	13	13	13件すべてで独立した項目として扱われている。
(2)	被援助国の開発ニーズとの整合性	被援助国の開発ニーズと整合しているか。	13	13	同上。
(3)	国際的な優先課題との整合性	国際的な優先課題と整合しているか。	12	12	1件のみ、(3)(4)(5)をまとめて評価している。
(4)	他ドナーの援助政策との関連性	援助政策との整合性を見ているものと、協力・連携関係を見ているものとある。	7	4	他の項目とまとめられて簡単に触れられているだけのものや、項目自体がない評価(13件中3件。いずれも同じ評価者)もあり、比較的扱いが薄い。
(5)	日本の比較優位性	日本の比較優位が生かされているか。	8	5	13件中5件は、(4)と、または(3)と(4)とまとめられている。他の3件は、扱い自体がない。
(4)+(5)			3	4	-
(3)+(4)+(5)			1	1	-

(出所: 各国別評価報告書より調査チーム作成)

(ウ) 評価判断への検証結果の活用(サブレーティング)

妥当性の項目のレーティング結果は下表のとおりで、C・D(あるいはE)は一件もなかった。

図表 4-7 妥当性のレーティング結果(第9版以降の13件中)

	極めて高い (極めて高い)	高い (高い)	ある程度高い (一部課題がある)	高いとは言えない(低い)	低い	計
4段階評価	4	6	0	0		10
5段階評価	1	2	0	0	0	3
計	5	8	0	0	0	13

注:カッコ内の表記はガイドライン第11版以降のもの。(出所:調査チーム作成)

また、サブレーティングを行っている4件はいずれもガイドラインのレーティング基準表に基づいて評価判断およびレーティングを行っているが、前述のとおり、検証項目は3～5項目とまちまちで、検証内容も共通していない。判断理由は、整合性が高い、比較優位がある等、ある程度明確ではある。しかし、サブレーティングを使用していない場合は、何か(一つでも)課題があればBとしているか、あるいは全体的に見て極めて高くAとするかについては、評価者の判断によると考えられる。

図表 4-8 妥当性のサブレーティングの評価項目レーティングへのまとめ方

案件	サブレーティング の段階評定	レーティングの基準	評価項目レーティング結果
2017年度 カンボジア E社	①低い ②中程度 ③高い	・サブレーティングがおおむね①だとD、おおむね②だとC、ほぼすべて③だとB、すべて③だとAという基準を設定。	・サブレーティングは③、③、③、②で、B(高い)。
2018年度 インドネシア G社	③高い ②中程度 ①低い	・サブレーティングがおおむね①だとD、おおむね②だとC、おおむね③だとBかA(ここは判定基準なし)という基準を設定。	妥当性については、②、②、③、③、③でB(高い)。
2018年度 アンゴラ B社	a.高い b.中程度 c.低い	・記載なし。	サブレーティングが4項目ともaで「きわめて高い評価結果であった」としてレーティングはA(極めて高い)。
2019年度 フィリピン B社	a.高い b.中程度 c.低い	・記載なし。	サブレーティングが3項目ともaで、「きわめて高い評価結果であった」としてレーティングはA(極めて高い)。

(出所:調査チーム作成)

サブレーティング無しでの評価判断の導き方としては、妥当性の場合、各検証項目につき、整合性があるかどうか、あるいは日本の比較優位があるかどうか(活かされているかどうか)の観点から、評価ガイドラインのレーティング基準表(別冊図表4-6参照)に示された基準に沿って、評価判断を行っている。

(2) 結果の有効性

(ア) 検証項目

レビュー対象13件の全てにおいて、投入(インプット)とその効果(アウトプット以上)を検

証している。ただし効果発現レベルの語句の使い方が異なっている。例えば、アウトプットとして、開発課題(小目標)に対する投入、成果、重点分野(中目標)の達成度というように異なっている。同様にアウトカムも、重点分野(中目標)への貢献、重点分野(中目標)の効果、開発課題(小目標)に対する効果と異なっている。

(イ) 検証内容

13 件の国別評価の全てにおいて目標体系図が作成されていた。基本方針(大目標)から重点分野(中目標)、開発課題(小目標)、協力プログラムまでの繋がりを図示している。プログラムの構成案件まで目標体系図に含めている評価もあった。しかしながら、目標間には言換えや論理の飛躍もあった。また、構成案件の事業目標の記載はないため、プログラム内の案件間の関係や案件と協力プログラムや開発課題との因果関係までは示されていないものもある。

まずインプットについて見る。ガイドライン第 10 版までは「日本の実績が被援助国の開発予算のどの程度を占めているか」と説明されていたことから、この期間に実施された国別評価 9 件では、スキーム別の支援件数・金額を記載し、相手国歳出に占める割合や全支援金額に占める割合を確認した。支援実績を重点分野(中目標)や協力プログラムごとに記載している評価もある。支援金額や他ドナーと比較しての割合の多寡を述べるものが多く、日本の投入の特徴や主要ドナーとしての位置づけを強調している評価もあった。上述のとおり、ガイドライン第 11 版以降では、金額の多寡ではなく、アウトプットに対する投入の適切性や費用対効果の観点も説明されているが、この点で検証を行った国別評価はない。

次に、アウトプット以上のレベルを見る。レビュー対象の 13 件に共通することとして、第一に、開発課題または協力プログラムの構成案件の実績や産出されたアウトプットを説明している。重点課題への貢献の可能性を述べている評価もある。ガイドライン第 11 版以降では、当初目標²⁹に向けたアウトプットであったか、計画どおりの実施であったかを検証することになっているが、目標を明確にした上で実績を対比させて検証している評価はなかった。開発課題は体言止めの形で設定されており、これが具体的にどのような解決・改善を意図したものの政策文書上は明瞭でなく、これが検証を難しくしていると考えられる。第二に、構成案件の終了時評価や事後評価の評価結果を基に効果発現の検証を行っている国別評価もあるが、上述のとおり、開発課題の目標が具体的でないことに加え、構成案件の事業目標・指標との繋がりが示されていないものが多い。この場合、効果発現の道筋が示されておらず、事業レベルの結果がどのように協力プログラム、開発課題レベルの目標達成に至ったか明確になっていない。第三に、重点分野レベルの効果検証として、「〇〇〇(大目標)へ貢献した」という記載をしている評価が複数あるが、貢献した結果として〇〇〇がどのように解決・改善したかという記載となっていないものが多い。

(ウ) 評価判断への検証結果の活用(サブレーティング)

ガイドライン第 10 版以前に準拠した国別評価 9 件の中では 1 件のみがサブレーティン

²⁹ ODA 評価ガイドライン第 13 版では、「外務省の政策主管課室より説明のあった当初設定された目標・目的」と記載されており、目標については政策主管・課室によって説明が行われることになっている。

グを行っている。検証項目に沿ったサブレーティングではなく、開発課題下の重点プログラムのそれぞれに対して、援助成果の貢献度を基にサブレーティングを行い、結果の有効性としての評価判断（レーティング）を行っている。投入に関するサブレーティングはない。この他の 8 件の評価ではサブレーティングを行っていない。重点分野ごとに取組み内容と開発課題への貢献の内容を説明し、効果があったかどうかを定性的に説明した上で、評価判断を行っている。インプットについては支援金額や他ドナーとの比較、日本の比較優位性や開発成果への影響を評価しているが、結果の有効性の評価判断に直接加味されていない。

ガイドライン第 11 版以降では、国別評価 4 件のうち 3 件がサブレーティングを行っている。このうち 2 件では、重点分野の構成案件の事後評価のレーティング結果を基にサブレーティングを行っている。事後評価の件数というデータはあるが、各構成案件の目標と開発課題との関係は示されていないため、読者にはサブレーティングの根拠がわかりづらいと思われる。他 1 件は、重点分野ごとにアウトプット、アウトカムレベルでの成果を定性的に述べ、それぞれのレベルでサブレーティングを導出している。総合的に「成果があった」としても、こちらも比較対象となる目標や指標がなく、サブレーティングの根拠としてはわかりづらいと思われる。サブレーティングを行わなかった 1 件の評価では、協力実績と開発課題ごとの成果、課題解決への貢献度が説明されている。「ほぼ全ての検証項目で大きな効果が確認された」として、結果の有効性の評価判断に繋げている。

レーティングを行っていない評価 9 件のうち 2 件では、サブレーティングを行っていないものの、検証内容に何らかの判定を行った上で評価判断を行っている。例えば、1 件では開発課題ごとに効果が「高い」「ある程度高い」「一定の効果発現」等の判定を行い、これを「実施案件の一定の成果が開発課題に資した」として、「高い」という評価判断を行っている。別の 1 件は 3 か国を対象とする地域別評価であるが、各国で重点目標への貢献度を総括し、各国の評価（高い／高い／高い）を行い、全体の評価判断を「高い」としている。

(3) プロセスの適切性

(ア) 検証項目

プロセスの適切性の検証項目については、前述の「3 つの事項（援助政策策定プロセスの適切性、援助実施プロセスの適切性、援助実施体制の適切性）」が多くの評価で用いられていた。各評価報告書で設定される検証項目には、以下に示すとおりいくつかのパターンがあった。図表 4-9 に示すように、同一の評価者は複数の評価において、同じ検証項目の設定パターンを採っていることが多く、対象国や地域の状況に合わせて検証項目を設定しているというよりは、対象国に関わらず評価者（受注コンサルタント）の考え方によって、項目設定が決まっているという傾向がある。

図表 4-9 プロセスの適切性の検証項目設定パターン

検証項目設定のパターン	件数	備考
政策策定プロセス、実施プロセスの 2 項目	3	全て同じ評価者
政策策定プロセス、実施プロセス、実施体制の 3 項目	1	
上記①又は②の検証項目にその他の項目（モニタリング・フォローアップ体制、新たな支援スキームへの取組等）を追加	5	5 件のうち 2 件は同じ評価者

政策策定プロセス、実施プロセスを 1 つの検証項目とし、その他に独自に設定した検証項目（不正腐敗防止、ドナー協調等）を追加	2	同じ評価者
検証項目が多数（8～9 項目）	2	同じ評価者

（出所：調査チーム作成）

検証項目数については、4 項目としている評価が最も多く 5 件、次いで 2 項目と 3 項目が 3 件ずつ、8 項目と 9 項目はそれぞれ 1 件であった。

次に、ガイドラインに示される 3 つの事項及び 5 つの検証項目について、レビューした国別評価での検証項目、検証内容の設定状況について確認すると下表のようになる。3 つの事項の一つである、援助実施体制を検証項目とした評価は 3 件と限られており、他 10 件では、主に日本側の援助実施体制（ODATF 等）を、6 案件では相手国側の実施体制を検証内容としている。5 つの検証項目例の中で最も多くの評価が検証項目としたのは、他ドナー・国際機関との連携である。

図表 4-10 3 つの事項及び 5 つの検証項目例を検証項目・検証内容とした評価

	検証項目とした評価	検証内容とした評価	合計
援助政策策定プロセス	10	0	10
援助実施プロセス	8	0	8
援助実施体制（注）	3	0	3
他ドナー・国際機関、多様な援助主体（民間、NGO 含む）との効果的な連携			
他ドナー・国際機関との連携	4	7	11
国内関係機関（JETRO 等）との連携	1	2	3
地方自治体や民間企業・大学・NGO 等の連携	1	2	3
重点分野への取り組み・アプローチの実施状況	1	4	5
被援助国ニーズの継続的な把握	1	4	5
現地 ODATF など関係機関の実施体制(*)	1	10	11
政策の実施状況を定期的に把握するプロセス			
モニタリング・フォローアップ体制	5	4	9

出所：調査チーム作成。

（注）援助実施体制については、「現地 ODATF など関係機関の実施体制」を検証内容としている評価が 10 件あったが、いずれにしても検証項目としては設定されていない。被援助国側の実施体制の検証を検証内容として設定し検証した評価は 6 件ある。

13 件の評価で、検証項目とされた項目は全部で 22 項目に及ぶ。上図に示した検証項目を除き、検証項目とされた項目は以下のとおりである。(a)を除き、(b)～(i)までの 8 項目は、全て援助実施プロセスに関連する内容となっている。

図表 4-11 プロセスの適切性の検証項目設定例

	検証項目とした評価	検証内容とした評価	合計
(a)援助政策策定における相手国との協議・意見交換の状況	1	6	7
(b)広報(*)	5	5(*)	10

(c)スキーム間の連携(*)	2	5(*)	7
(d)援助協調	2	0	2
(e)ジェンダー、社会性・民族性への配慮	1	3	4
(f)民間連携等新たなスキームを活用した取り組み	1	1	2
(g)二国間の互恵的な関係促進への配慮	1	0	1
(h)ODA 不正腐敗再発防止策	1	0	1
(i)実施における連携・配慮	1	0	1

出所：調査チーム作成。

(*)広報、スキーム間の連携については、明示的に検証内容とはしていないが、検証を行っている 2 件の評価をそれぞれ含む。

既述のとおり、ODA 評価ガイドラインに示されるプロセスの適切性の具体的な検証項目例と、レーティング基準表に示される調査項目／検証項目の例は一致していないが、レビューを行った報告書では、検証項目とレーティング基準表に示された調査項目／検証項目が一致したケースは 5 件（うち 3 件は同じ評価者）、異なるケースが 2 件、レーティング基準表に調査項目／検証項目が示されていないケースが 6 件（うち 4 件は同じ評価者）あった。

また、評価の枠組みに示される検証項目と、実際の検証項目が一致していない評価が 4 件（2015 年度 1 件、2016 年度 1 件、2017 年度 1 件、2018 年度 1 件）確認された。いずれの評価においても、検証項目変更の理由については報告書内に示されていない。

（イ）検証内容

検証内容としては、多くの項目が各評価で設定されている。上段で示したとおり、設定された検証内容は、評価によっては、検証項目となっているものも多い。

評価項目で見ると、政策策定プロセスに関連する検証内容は 7 項目、実施プロセスに関連する検証内容は 18 項目、実施体制に関連する検証内容は 2 項目であり、実施プロセスに関する検証内容は他の評価項目と比較して非常に多い。

（ウ）相手国の特徴・特性を踏まえた検証項目・検証内容

レビューを行った 13 件の国別評価のうち、6 件において、相手国の特徴・特性を踏まえた検証項目・検証内容が設定されていた。具体的には、二国間の互恵的な関係促進への配慮（インド）、ジェンダー、社会性・民族性への配慮（モロッコ、インド、アンゴラ、フィリピン）、テリトリアルアプローチ（パラグアイ）、ODA 不正腐敗再発防止策（ベトナム）である。

（エ）評価判断への検証結果の活用（サブレーティング）

レビュー対象の国別評価 13 件のうち、サブレーティングを行っている 4 件はいずれもガイドラインのレーティング基準表に基づいて評価判断（レーティング）を行っている。検証内容の項目数が少ない検証項目のサブレーティングは、総体として評価されており、検証内容の項目数が多い検証項目については、各検証内容でそれぞれ、どのような取り組みがなされているかが確認され、その結果がサブレーティングの判断に用いられている。

他 9 件のうち 2 件はサブレーティングを行っていないものの、検証内容に何らかの判定を行った上で評価判断を行っている。その他の国別評価については、プロセスの適切性において検証した内容を総体的にまとめて評価判断が行われており、どの検証項目（または検

証内容)の検証結果が評価判断に用いられたのかは明確には示されていない。

4-3. 評価結果の ODA 政策への反映

4-3-1. ODA 評価ガイドラインに見る国別評価の目的と評価案件の選定基準

ODA 評価ガイドラインに示される国別評価の目的については、第 2 版(2005)～第 5 版(2009)までと、第 6 版(2011)以降では、変化が確認される。第 2 版では、「国別援助計画をはじめとする国別の援助政策全般を対象に実施し、これらの見直しや新規策定に貢献すること」とされており、第 3 版においても、「援助政策策定のための教訓を得る」とされ、国別評価実施の目的は、援助政策策定に貢献することが第一の目的とされていたと想定される(図表 4-12 参照)。なお、ODA 評価の目的については、ガイドライン第 2 版から第 13 版まで大きな変更はなく、ODA の管理改善と説明責任(アカウンタビリティ)の 2 点がその目的である(図表 4-12 参照)。

第 6 版以降は、「ODA のあり方に関する検討会³⁰(以下、「あり方検討会」)」の最終とりまとめにおいて、「国別援助計画と事業展開計画を統合し、その内容及び策定プロセスを簡素化・合理化した上で、原則として全ての ODA 対象国について策定する」という外務省の方針転換に伴い、評価の目的が修正されている。具体的には、ODA 評価の目的に合わせて、また評価の「見える化」への対応からと推察されるが、「当該国における我が国 ODA に関する国民の理解を促進すること」が加わり、援助政策策定のための貢献という点については、トーンダウンし、「国別援助計画または方針の策定や見直しのサイクルにあわせて評価が実施される場合にはその参考とする」とされた。その後第 9 版(2015)で微修正が見られるものの、第 6 版以降の国別評価の目的に大きな変更はない。

評価対象国の選定基準についても、第 5 版までと第 6 版以降では変化が確認される。第 5 版までは、国別評価は「中間評価」と「事後評価」に分かれており、前述の国別評価の目的に沿った選定がなされていた。全ての国で国別援助方針(現国別開発協力方針)が策定されるという方針転換後に策定された第 6 版では、「昨今の外交上の重要度の増加等、評価を実施する必要性を総合的に勘案し、評価対象を選定する」とされ、第 9 版以降はより具体的に「ODA 実績の上位国(過去 5 年間の実績上位 20 か国を目処)で、国別評価を実施していない国、国別評価を過去に実施しているが一定期間(5 年が目安)経過している国を優先して評価対象候補として検討する」と選定基準が示され、第 11 版以降では若干の修正はあるものの大きな変更はない。

図表 4-12 ODA 評価の目的(ODA 評価ガイドライン第 2 版～第 13 版)

ガイドライン	外務省が実施する ODA 評価の目的
第 2 版	① ODA の管理支援 (ODA 活動を検証し、その結果得られた教訓を ODA 政策策定及び実施過程にフィードバックすることにより、ODA の管理を支援するとともに ODA の質の向上に資する) ② 説明責任 (アカウンタビリティ) (評価結果を公表することにより、説明責任を果たすとともに、ODA の透明性を高め ODA に関する国民の理解

³⁰ 「あり方検討会」については、別冊に詳述。

	と参加を促進する)
第3～7版	① ODA のマネジメント改善 (ODA 活動を検証し、その結果得られた教訓を ODA 政策策定及び実施過程にフィードバックすることにより、ODA の管理を支援するとともに ODA の質の向上に資する) ② 上欄②と同じ。
第8版～13版	① ODA の管理改善 (ODA 活動を検証し、その結果得られた教訓を ODA 政策策定及び実施過程にフィードバックすることにより、ODA の管理を支援するとともに ODA の質の向上に資する) ② 上欄②と同じ。

(出所:調査チーム作成)

図表 4-13 国別評価の目的と評価対象国の選定基準(ガイドライン第2版～第13版)

ガイドライン	国別評価の目的	評価対象国の選定基準
第2版	国別援助計画をはじめとする国別の援助政策全般を対象に実施し、 <u>これらの見直しや新規策定に貢献すること</u>	中間評価：数年度以内に当該政策の見直しが予定されている 事後評価：当該政策が終了した後、数年が経過している
第3版	国別援助計画の策定や見直しの参考とすること、当該国におけるわが国 ODA に関する国民の理解を促進すること。 中間評価：現行の援助政策の実施状況を中心に検証を行い、その後の実施及び次の援助政策策定のための教訓を得る 事後段階：過去に実施された援助政策の目的や成果を総合的に検証し、今後のフォローアップや <u>将来の援助政策策定のための教訓を得る</u>	(記載なし)
第4版～5版	第3版の中間評価、事後段階の記述に同じ。	外務省は3年間の計画である評価中期計画及び年次計画を作成し、評価の対象となる国、課題、セクター及びスキームを選定する
第6版～8版	当該国におけるわが国 ODA に関する国民の理解を促進することと、 <u>我が国の外交・開発政策に反映させることを目的とする。</u> また、 <u>国別援助計画または方針の策定や見直しのサイクルにあわせて評価が実施される場合にはその参考とする。</u>	従来、主に、国別援助計画が存在する主要な被援助国を対象とし、国別援助計画策定・改定に資するために国別評価を実施してきた。その後、2011 年度から原則として全ての ODA 対象国について国別援助方針を作成することになったことから)、国別評価については、 <u>昨今の外交上の重要度の増加等、評価を実施する必要性を総合的に勘案し、評価対象を選定する</u>
第9版～10版	当該国に対する ODA の実施状況を検証し、 <u>当該国への日本の ODA 政策にフィードバックすること、当該国への日本の ODA に対する日本国民の理解を促進することを目的とする。</u>	ODA 評価案件は、日本の外交・開発政策の重点方針及び援助計画の新規策定や改訂の予定を踏まえて、評価案件の重要性、タイミング、地域・分野のバランスなどを考慮しつつ、外務省関係者との意見交換・協議の

	また、国別援助方針の策定や見直しのサイクルにあわせて国別評価を実施する場合にはその参考とする。	上で、ODA 評価を実施する必要性を総合的に勘案して選定する。 国別評価については、ODA 実績の上位国（過去 5 年間の実績上位 20 か国を目処）で、国別評価を実施していない国、国別評価を過去に実施しているが一定期間（5 年が目安）経過している国を優先して評価対象候補として検討する。なお、ODA 規模の小さい国などは地域別評価を検討する。
第 11 版～ 13 版	第 9 版に同じ	国別評価においては近年の ODA 供与実績上位 20 か国のうち、過去 5 年間に遡り評価実績がない国を中心に、評価案件の重要性、タイミング、地域・分野のバランスなどを考慮しつつ、外務省関係者と意見交換・協議の上で、ODA 評価を実施する必要性を総合的に勘案して選定する。

（出所：調査チーム作成。下線調査チーム。）

4-3-2. 評価実施のタイミング

評価実施のタイミングと評価結果の ODA 政策への反映を確認するため、まず、2005-2019 年度に策定された国別開発協力方針（旧 国別援助方針または国別援助計画）を図表 4-14 及び 4-15 に取りまとめた³¹。

³¹ 公開資料から確認できる国別開発協力方針（旧 国別援助計画・方針）のみのため、全てが網羅されていない可能性がある。

図表 4-14 国別評価と国別開発協力方針の策定のタイミング(1/2)

地域	評価対象国	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	備考
サブ サ ハラ ・ ア フリ カ	アンゴラ													P	E		
	ウガンダ						E		P*					E	P*		
	エチオピア				P	E			P*					P			
	ガーナ		P			E			P*							P	
	ケニア	E							P*		E						
	ザンビア		E						P		P				P		
	セネガル	E				P*			P*		P*						
	タンザニア	E			P				P*				E	P*			
	マダガスカル		E														国別開発協力方針なし
	マラウイ						P		E	P				P*			
	モザンビーク				E				P								
欧州	ブルガリア				E												非DAC援助受け取り国
	ルーマニア				E												非DAC援助受け取り国
大洋 州	キリバス				E				P			E				P	
	クック諸島								P			E				P	日本は2011年に国家として承認
	サモア				E				P			E				P	
	ソロモン諸島				E				P			E				P	
	ツバル				E				P			E				P	
	トンガ				E				P			E				P	
	ナウル				E				P			E				P	
	ニウエ											E				P	日本は2015年に国家として承認
	バヌアツ				E				P			E				P	
	バブアニューギニア				E				P			E		P			
	パラオ				E				P			E				P	
	フィジー				E							E				P	
	マーシャル				E				P			E				P	
	ミクロネシア				E				P			E				P	
中 央 ア ジ ア ・ コ ー カ サ ス	アゼルバイジャン										P	E					
	アルメニア								P			E		P*			
	ウズベキスタン							E					P				
	カザフスタン		P					E						P			
	キルギス							E	P								
	ジョージア										P	E					
北 ア 中 東 ・ ア フリ カ	エジプト				P		E										国別開発協力方針なし
	チュニジア			E					P							P	
	トルコ				E				P*						P*		
	パレスチナ自治区								E	P				P*			
	モロッコ		E						P*			E					

E 国別・地域別評価実施年度

P 国別開発協力方針（旧国別援助計画・方針を含む）策定年度。

P 国別開発協力方針：2015年度2月～、国別援助方針：2010年6月～2015年2月、国別援助計画：～2010年6月

P* 国別開発協力方針の脚注等に国別評価が参考資料として記載されている場合

（出所：調査チーム作成）

図表 4-15 国別評価と国別開発協力方針の策定のタイミング(2/2)

地域	評価対象国	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	備考
中 南 米	エクアドル				E				P*								
	キューバ								E		P*				P*		
	コスタリカ												P		E		
	コロンビア								P	E							
	ニカラグア			E					P					P	E		
	パラグアイ								P				E				
	ブラジル					E			P*						P*		
	ペルー							E	P*					P*			
	ボリビア						E		P*					P			
東 ア ジ ア	インドネシア			E					P*					P*	E		
	カンボジア	E							P*		E			E	P*		
	タイ		P ⁽¹⁾					E	P		E					P*	(1) 経済協力計画
	中国			E													国別開発協力方針なし 2021年度で日本のODAは終了。
	フィリピン						E		P*						P	E	
	ベトナム		E			P			P		E	E			P*		
	マレーシア					P	E		P*					P*			
	ミャンマー								P ⁽¹⁾		E						国別経済協力方針
	モンゴル			E					P					P*			
	ラオス		P						P	E	E					P*	
南 ア ジ ア	インド		P			E						P		E			
	スリランカ			E					P	E				P*			
	ネパール								E				P*				
	パキスタン								P		E			P*			
	バングラデシュ					E			P*					P*			
	ブータン		E									P*					

E 国別・地域別評価実施年度

P 国別開発協力方針（旧国別援助計画・方針を含む）策定年度。

国別開発協力方針：2015年度2月～、国別援助方針：2010年6月～2015年2月、国別援助計画：～2010年6月

P* 国別開発協力方針の脚注等に国別評価が参考資料として記載されている場合

（出所：調査チーム作成）

国別評価の実施と国別開発協力方針の策定／改定のタイミングを確認したところ、国別評価実施の5年後に国別開発協力の策定が行われている国が最も多く、8割程度は5年以内に策定されている。一方で、国別評価実施の前年に国別開発協力方針が策定／改定されていた国も多かった。

図表 4-16 国別開発協力方針策定と国別評価実施のタイミング

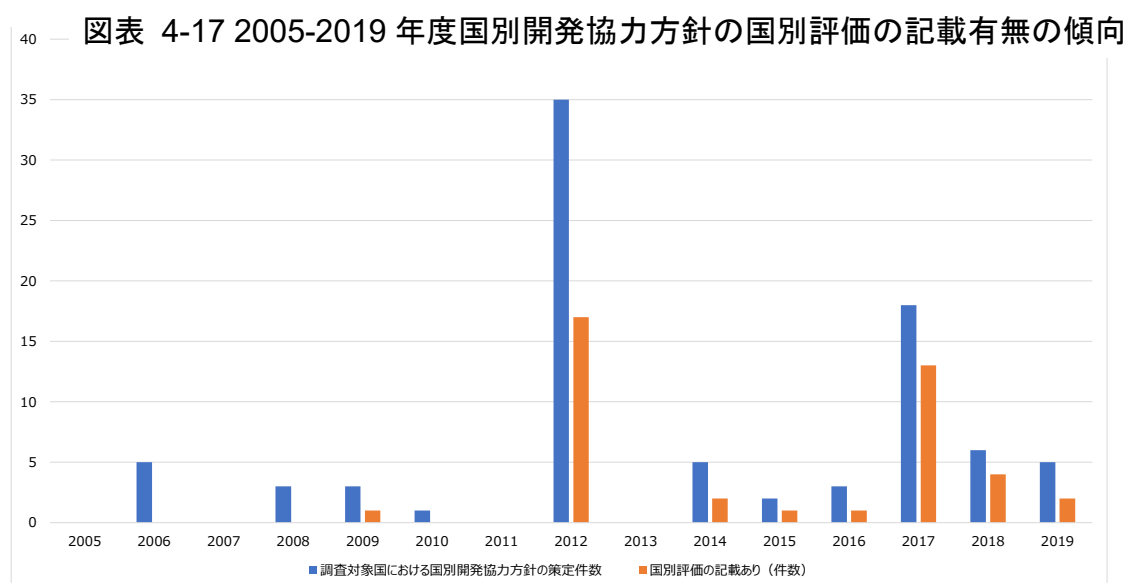
1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後	6 年後	7 年後	8 年後	9 年後
4	7	9	7	10	4	2	2	1

（出所：調査チーム作成）

注 1) 各国の国別開発協力方針が、国別評価実施から何年後に改定されたかを示している。
 注 2) なお、国別評価の実施年度に国別開発協力方針が改定された国は 4、前年に改定された国は 10 である。
 注 3) 太平洋島嶼国 14 カ国のうち、パプアニューギニア以外は同じ時期に策定されているため 1 として数えている。パプアニューギニアは単独で 1 として数えている。

4-3-3. 評価実施のタイミングと評価結果の ODA 政策への反映(活用例)

ODA 政策への国別評価結果の反映について、国別開発協力方針³²を対象に調べたところ、同文書の脚注等に直近の国別評価が参考資料として記載されていることが確認できた。図表 4-17 で示すとおり、国別開発協力方針が原則全ての ODA 対象国で策定されるようになった 2012 年以降から国別評価を参照する割合も増えている³³。しかし、脚注等への国別評価の記載の有無だけでは、評価結果の反映の有無の判断はできないことに留意が必要である。実際に、脚注に記載がなくても直近の国別評価の提言が上手く反映されているものもあった(対タイ国別開発協力方針 2012、別冊 4-3-3. 活用例 6. タイ参照)。



(出所:調査チーム作成)

注 1) 太平洋島嶼国(14 カ国)は同じ年度に作成された複数国を 1 として数えている。

次に、多くの国で国別開発協力方針が策定された 2012 年以降に注目し、国別評価の実施が国別開発協力方針の改定内容に影響したか、という観点から調べた。具体的には、2012 年以降に国別開発協力方針が 2 件以上策定された 28 か国³⁴の内、改訂前に国別評価があったもの(12 件)と、なかったもの(16 件)に対し、改定度合いを 4 段階(改定事項がやや多い～改定事項がほとんどない)で区分し比較した。図表 4-18 に示すとおり、改定度合いがやや多い区分の両者の割合はほぼ同じであったが、ある程度の改定が行われた区

³² 旧 国別援助計画・方針を含む。

³³ 年度以外に、地域別の傾向も確認したが、地域による特筆すべき違いはなかった。

³⁴ 改定前と改定後の 2 文書が入手できた国のみに限る。

分については、国別評価がある場合の比率が 16 ポイント高かった。なお、国別評価後に改定された国別開発協力方針の内容と国別評価報告書の提言の内容を比較した結果、全ての国別開発協力方針において、提言内容の一部が反映されていた。

図表 4-18 国別開発協力方針の改定前に国別評価の有無による改定程度の比較

	国別評価あり		国別評価なし	
	件数	比率	件数	比率
改訂事項がやや多い： 例) 基本方針(大目標)の変更や新たな重点分野(中目標)の追加	2	17%	3	19%
改訂事項がある程度ある： 例) 重点分野(中目標)内において新たな施策の追加	8	66%	8	50%
改訂事項が少ない： 例) 新たな留意事項の追加	2	17%	4	25%
改訂事項がほとんどない： 例) 重点分野(中目標)間の施策の整理や表現の修正	0	0%	1	6%
	12	100%	16	100%

(出所:調査チーム作成)

さらに、外務省国際協力局国別開発協力第 1 課～3 課の各国担当と在外公館経済協力班の担当者を対象に ODA 政策への国別評価結果の反映について質問票により調査した。図表 4-19 のとおり、国別開発協力第 1 課～3 課(30 カ国の各担当者(24 名)から回答あり)は、「現国別開発協力方針の策定に当たり、国別評価報告書を参照したか」という問いに対し、「参照した」と回答した全員(4 名)が国別評価報告書の提言を参照し、国別開発協力方針に反映させたと回答した。在外公館の担当者(31 カ国 30 名より回答あり)のうち、参照したと回答した 4 名のうち、3 名が国別評価報告書の提言を参照し、1 名が国別評価報告書の提言箇所以外を参照し国別開発協力方針に反映させたと回答した。なお、全回答者(54 名)の 11%(6 名)は、「国別評価を実施されているのを知らなかった」と回答した。また、65%(35 名)は「現国別開発協力方針の策定に国別評価報告書が参照されたかどうかはわからない」と回答し、その理由として「現部署に国別開発協力方針改定後に着任したため」(33 名)と回答した。

図表 4-19 現国別開発協力方針の策定にあたり、国別評価報告書を参照したか

	参照した	参照しなかった	わからない	国別評価を知らなかった	計
国別開発協力第 1 課～3 課	4	0	18	2	24
在外公館経済協力班	4	5	17	4	30
計	8	5	35	6	54

(出所:調査チーム作成)

上記質問票の ODA 評価に対する自由回答では、「国別評価を案件形成に活用していく」という表面的なことではなく、具体的にそれをどのように活かしていくのか(あるいは活かしているのか)活用の指針や good practice を知りたい」、「各評価の具体的な活用方法につ

いて幅広く周知していただけるとよい」という意見が挙げられた。この調査結果から、ODA 政策の策定頻度に比べて ODA 政策策定に携わる担当者の入れ替わりが多いこと、さらに国別評価の目的と活用方法が具体的に示されていないことから³⁵、ODA 政策への反映等の国別評価の活用方法について担当者の認識が低いことが示唆される。

なお、来年度(令和 3 年度)の国別評価にあたっては、「可能な限り、国別開発協力方針の改訂プロセスの一部に組み込んでいく」という方針のもと、評価実施の翌年に国別開発協力方針の改訂を予定している国から複数候補を挙げ、原則としてはその中から評価対象国を選定する方法を採ることが計画されている(2021 年 2 月時点³⁶)。ただし理由があれば、上記以外の国も対象とする柔軟性は維持するとのことである。

国別評価結果が ODA 政策に効果的に反映させられている活用例の特定に当たっては、国別評価報告書の提言と国別開発協力方針及び事業展開計画の内容を比べ、提言内容の反映の程度を確認した。また、2006-2019 年度の ODA 評価年次報告書から国別評価の提言のフォローに関する内容を確認した。その結果、効果的に活用されている事例として 9 案件を特定した(図表 4-20、別冊 4-3-3. 活用例 1～9)。

図表 4-20 国別評価の結果が国別開発協力方針に上手く反映されている例(活用例)

	活用例	反映されている国別開発協力方針の策定/改定時期
1	2015 年度コーカサス諸国への支援の評価(アルメニア)	2017 年 9 月
2	2013 年度ラオス国別評価	2019 年 4 月
3	2012 年度キューバ国別評価	2014 年 4 月
4	2012 年度マラウイ国別評価	2018 年 1 月
5	2011 年度ペルー国別評価	2012 年 4 月、2017 年 9 月
6	2011 年度タイ国別評価	2012 年 12 月、2020 年 2 月
7	2009 年度ブラジル国別評価	2012 年 12 月、2018 年 4 月
8	2009 年度バングラデシュ国別評価	2012 年 6 月
9	2006 年度モロッコ国別評価	2012 年 5 月

(出所:調査チーム作成)

国別評価の結果が有効に活用されている事例の 9 案件は、4 案件が国別評価実施後 2 年以内(3 年以内だと 6 案件)に国別開発協力方針(旧国別援助方針)を策定しており、両者の時期が近い方が、国別評価結果を国別政策に反映させやすいことが考えられる。しかし、5 年後が 1 件、6 年後が 2 件あることから、必ずしもタイミングだけが要因ではないことが示唆される。タイミング以外の要因として、反映された提言の内容を確認したところ、第 2 章で分類したサブカテゴリーの「1-1.戦略・プライオリティの明確化」、「1-3.開発パートナーとの連携への対応」、「1-4.相手国との協議やパートナーシップ推進」、「3-2.現地大使館・機関の体制強化」、「3-9.他アクター(民間企業)との連携強化」に関する提言の割合が多かった。特に「戦略・プライオリティの明確化」に関しては、提言内で重点分野になるべき分野・課題が具体的に示されていた。

³⁵ 国別開発協力方針の策定手順では、前回改定時から今次改定までの間に国別評価対象となっていれば、最終ドラフトの合議を行う部署に ODA 評価室を含めることになっている(外務省内部資料)。

³⁶ 外務省大臣官房 ODA 評価室提供の情報による。

第5章 他ドナー・国際機関の国別評価

5-1. 他ドナー・国際機関における ODA 評価

本章では、他ドナー機関の国別評価に関連する調査結果を示す。調査を行った対象ドナーは、二国間ドナーは米国、英国、カナダ、ドイツの 4 か国、多国間ドナーはアジア開発銀行(ADB)と世界銀行グループ(WB)の 2 機関である。そのうち、国別評価の実施が確認できたのは、カナダ、ドイツ、ADB、WB の 2 か国、2 機関であった。

国別評価の実施タイミングについては、ADB では通常、国別パートナーシップ戦略(CPS)の策定に先行して実施されるが、必ずしもそうでない場合もある。WB では、国別支援政策の評価として国別評価は実施されている。ドイツは年間 3~5 件実施される組織戦略評価の一部として国別評価が実施されることがあるが、実施タイミングについて明確な決まりは確認できなかった。カナダでは、プログラムの評価は 5 年おきに必ず実施されることになっており、国別評価についても、前回の評価からおおむね 5 年経過したところで次の評価が実施されている³⁷。

国別評価の評価項目とレーティングについては、カナダは、評価対象国毎に評価項目が異なり、相手国の状況や支援の内容に基づき項目が設定されている。ドイツでは、セオリーオブチェンジ(LOC)の考え方³⁸を用いて目標が整理され、これに基づいて評価設問と判断基準が設定されている。ADB は 9 つの評価項目に基づき検証がなされ、旧 DAC5 項目につきレーティングを行っている。WB は開発効果と WB のパフォーマンスの 2 つを評価項目とし、それぞれ定性的な標語でレーティングが行われている。アルファベットや、数字等を用いたレーティングについては、いずれのドナーにおいても確認されなかった。

国別の戦略に示される開発目標については、ADB、WB では数値目標が設定されているが、カナダ、ドイツでは設定されていない。米国は、国別評価は実施していないが、国別開発協力戦略(CDCS)において設定される開発目標の下に設定される中間成果(IR)毎に指標を設定し、モニタリングを行う仕組みがある。

また、米国、英国、ドイツでは、評価報告書において、LOC の活用が確認された。

ボックス 5-1 セオリーオブチェンジ

セオリーオブチェンジ(LOC)とは、最終的に意図されたインパクトに向けて事業がどのような結果を経た上でその達成に影響するかを説明するものである。LOC は事業、プログラム、政策、組織といった様々なレベルに適用することが可能であり、文章やリザルツチェーンや目的系図のようなチャートで表されることが多い。これらの作成は短時間で簡単にできるものではなく、“変化”の計画や実施プロセスに係った人々の見解、目標が文書化された資料のレビュー、過去の報告書のレビュー、関連セクターの専門的見地からのインプット、LOC 案に対する関係者からのフィードバック等が必要であり、多大な時間を

³⁷ 2015 年度から 2019 年度に実施予定の国別評価の前回評価との間隔は、全 21 件中 3 年が 1 件、4 年が 12 件、5 年が 5 件、6 年・7 年・14 年が各 1 件であった。CIDA (2015) Rolling Five-Year Development Evaluation Work Plan 2015/2016 – 2019/2020

³⁸ LOC は変化の意味を継続的に探究するものであり、DFID のレビューでは「LOC はツールや手法ではなく、思考である」と述べられている。本報告書でもこれに倣い、「LOC の考え方」という表現を用いる。

要する。

TOC の目的は分析、説明、学習である。つまり、TOC として効果発現の道筋を明らかにすることで、生じた変化の要因を特定・分析し、道筋に沿って説明することができる。また、外部・内部の要因が変化する中で、効果発現の道筋も変化することが想定される。この変化をレビューすることで必要な介入を検討できる。

TOC はしばしロジックモデルと対比される。これらはインプットからインパクトまでのつながりを表すという点では同一である。相違点としては、ロジックモデルは介入対象の事業やプログラム内のロジックに限定しているのに対して、TOC は他事業や外部環境による影響も含めて説明していることが挙げられる。

(出所:Rogers. (2012).、ユニセフ・イノチェンティ研究所ウェブサイト(2021 年 3 月 16 日アクセス)。国連持続的開発グループのウェブサイト(2021 年 3 月 16 日アクセス)を基に作成。)

5-2. 各組織の ODA 評価

5-2-1. 米国

(1)ODA 評価の実施概要³⁹

米国国際開発庁(USAID)は、5 年毎に策定される国別開発協力戦略(CDCS)において、リザルツフレームワークを活用し、目標(Goal)、開発目標(DO)およびアプローチを規定している。CDCS に示される DO 毎に、複数の中間成果(IR)が設定され、各国の事務所は、IR 毎に少なくとも 1 つの評価を実施する⁴⁰とされている⁴¹。

評価実績としては、直近の 3 年間(2018~2020 年)では、それぞれ 298 件(2018 年)、235 件(2019 年)、159 件(2020 年)の評価報告書が作成・公開されているが、政策評価については実施されていない。実施される評価の殆どは、活動(activity)や、プロジェクト⁴²レベルの評価である。

CDCS のパフォーマンスやインパクトのモニタリングについては、業績管理計画(PMP)というツールにより行われる。PMP は、国事務所を含む USAID 事務所で作成される文書で、CDCS に示された開発目標(DO)のモニタリング計画、評価計画、協力・学習・適用(CLA)⁴³に関する計画、予算・人員等の情報を含む。PMP は主として内部の業績管理を目的としたツールであり、原則非公開⁴⁴である。PMP において、DO 毎に設定される IR については、

³⁹ 米国では、国別評価は実施されていないため、ODA 評価とする。

⁴⁰ ただし、上記 CDCS に示される IR 毎の評価は、介入(intervention)、活動(activity)、一連の活動(set of activities)、または全体としての中間成果等、IR 内の任意のレベルに焦点を当てることが可能とされている。

⁴¹ 実施タイミングについての決まりはない。

⁴² USAID の最も小さい事業単位は、活動(activity)であり、プロジェクトには複数の活動が含まれる。

⁴³ Collaborating, Learning, and Adopting。USAID では、CLA の枠組みを「プログラムサイクルにおける CLA」と「有効化条件(Enabling Conditions)」の二項目に分けている。前者には、①協力(内部と外部)、②学習(技術的根拠の裏付け、TOC、計画のシナリオ、学習のための評価・モニタリングを含む)、③適用の 3 項目が含まれる。後者には、①文化(開放性、関係とネットワーク、継続的なラーニングと改善を含む)、②プロセス(ナレッジマネジメント、組織内の記憶、政策決定を含む)、③リソースの 3 項目が含まれる。

⁴⁴ ただし、各国事務所は、公開用要約版を作成し、被援助国政府、他ドナー、実施パートナー等の一部を共有するとされている。

少なくとも1つの業績指標が設定され、各国の事務所は、それらの指標についてベースラインデータ、実績値を示す必要があり、少なくとも1年に一度は更新されるとされている。また、USAID のプログラムサイクルのコンポーネントには、ミッション・目標の効果的達成に向けたエビデンスの構築・活用の能力が含まれ、開発目標やプロジェクト・活動の測定可能な結果を達成するためのエビデンスに基づく TOC の定義を行うとされており、CDCS には、開発目標達成に向けた TOC の考え方または、開発仮説が示される。

(2) ODA 評価の事例⁴⁵

(ア) 評価基準

評価報告書内において、DAC 評価項目に関連する記載は無い。しかし、下段に示すように、評価設問では、有効性・インパクトに関する設問が設定されている。

(イ) 評価手法

評価設問が設定され、評価設問に沿って検証が実施されている。評価設問は、報告書内に添付されている作業指示書内に示されており、基本的に外部評価であるため、評価設問については発注者である USAID により作業指示書を通じて設定されていると想定される⁴⁶。評価設問としては、プロジェクトやプログラムの目標を達成したか、達成していない場合はその要因分析、インパクト、介入の強みとネガティブ・インパクト、今後の支援の方向性を問う設問が設定されている。また確認した4件の評価のうち、2件のプロジェクト評価では、モニタリングと評価システムをどの程度構築し利用したかという設問が設定されており、これらの評価では、プロジェクト実施において、適切にプロジェクトの成果に関連する指標が把握されたか、その結果が計画の見直し等に反映されたかという点を検証している。

USAID の評価では、評価報告書の評価対象となるプロジェクトやプログラムの背景情報に、各国・対象セクターの背景、課題と機会、介入の範囲、開発仮説、TOCまたは介入がいかに課題に対応するかを示すこととされている。確認した4件の評価のうち、3件では、記載内容は限られているものの、「背景」において TOC の考え方が示されていた。

5-2-2. カナダ

(1) 国別評価の実施概要

カナダ国際開発庁(CIDA)は2013年、外務、貿易、国際開発、緊急支援などを管轄するグローバル連携省(Global Affairs Canada)に統合されている。貧困削減、女性のエンパワ

⁴⁵ 以下に示す評価報告書について分析を行った。いずれもプロジェクトレベルまたはプログラムレベルの評価である。USAID. (2020). Dignity and Rights in Central Asia FINAL PERFORMANCE EVALUATION, USAID. (2020). EVALUATION Final Performance Evaluation of USAID/Ethiopia's Building the Potential of Youth Activity, USAID. (2020). Power Africa Transaction and Reforms Program (PATRP) Performance Evaluation Report, USAID. (2014). Pakistan-United States Science and Technology Cooperation (S&T) Program: Mid-term Performance Evaluation Report

⁴⁶ 評価設問は USAID が設定したと明記している評価報告書も1件あった。

ーメント⁴⁷、地域としてはサブサハラ・アフリカに重点を置いている⁴⁸。

政策評価は、直近の 3 年間(2018~2020 年)では、外交分野で年間 2~6 件、貿易分野で年間 1~3 件、開発分野で 3~7 件(内、国別評価が 2~4 件)が実施されている。これらは 5 年間をスパンとしたワークプラン(Rolling Five-Year Development Evaluation Work Plan)に基づき実施されている。評価の目的は、プログラムをレビューし、将来のプログラムやイニシアチブの計画・実施の改善に役立てることである。国別評価の対象期間は、6 年間から 9 年間と、まちまちである。

報告書は 10 年間ウェブサイトに掲載し、それ以前の分も請求閲覧が可能となっている。「経営側の対応」(Management Response)として、執行部が、提言を承諾したか否か、いかなるアクションを、どの部門がいつ実行するかという情報まで公開されている。

(2) 国別評価の事例

(ア) 評価基準

国別評価の評価項目を直近の 4 件(アフガニスタン、コンゴ民主共和国、ペルー(以上 2020 年)、ウクライナ(2019 年))⁴⁹でみると、アフガニスタンでは、妥当性、整合性、ジェンダー平等、有効性、持続性の 5 項目、コンゴでは予めフォーカスする 3 領域(area of focus)を特定し、それに合わせて妥当性・効率性、整合性、有効性・持続性の 3 項目、ペルーでは成果(有効性、ジェンダー平等、持続性)、中所得国としての即応性、プログラムと政策の整合性の 3 項目、ウクライナでは妥当性、整合性、効果的な解決策と結果(有効性、ジェンダー平等、効率性、持続性)の 4 項目となっており、相手国の状況や支援の内容によって項目の立て方は様々である。CIDA の重点分野であるジェンダー平等に着目して評価しているのも特徴的である。

(イ) 評価手法

評価手法としては、ロジカルフレームワーク(LF)の活用が上記 4 件中 2 件、他の 1 件は、国全体の LF がなかったため教育分野の LF のみ活用、残り 1 件は LF が作成されていなかったため使われていない。LF では、最終アウトカム、中間アウトカム、直接アウトカムとも、数値目標は示されていない。

上記で参照した国別評価の評価設問、実施要領などを、別冊第 5 章 5-2-2 に示した。

5-2-3. 英国

(1) ODA 評価の概要

2020 年 9 月、外務・英連邦省と国際開発省(DFID)が統合され、外務・英連邦・開発省

⁴⁷ 「フェミニスト国際援助政策」(2017 年)において、ジェンダー平等を目的とした支援、またはジェンダー平等の視点を盛り込んだ支援に二国間援助の 95%を振り分けるとしている。

⁴⁸ 2021 年までに 50%以上を振り分けるとしている。Global Affairs Canada ウェブサイト。

<https://www.international.gc.ca/gac-amc/publications/evaluation4>(2021 年 1 月 20 日アクセス)

⁴⁹ 2019 年の対象国はセネガル、フィリピン、2018 年はカリブ地域、ベトナム、ホンデュラス、コロンビアとなっている。

(FCDO)が新設された。DFID の評価政策は FCDO により更新予定である⁵⁰。援助インパクト独立委員会による評価監視と議会への説明責任の機能は継続している。

FCDO への再編直前に出された DFID の「2019 年度評価年報」(2020 年 7 月)によると、同年度に実施された評価(品質管理部門の確認を経た評価)は 52 件であった。インパクト評価(非 RCT)14 件、パフォーマンス評価 11 件、プロセス評価 3 件、モニタリング・評価・学習評価 2 件、インパクト評価(RCT)2 件が含まれる。同期間に公表された評価報告書は 32 件あるが、それらはプログラム評価とテーマ別評価である。旧 DFID のウェブサイトを見る限り、国別援助政策は見当たらない。

(2) テーマ別評価、セクター評価の事例

2009 年以降の国別評価が確認できなかったため、以下、DFID の「2019 年度評価年報」で公表されたテーマ別評価、セクター評価の例を見る。

(ア)「汚職防止プログラム(UK ACT)」のインパクト評価⁵¹

テーマ別評価として、「汚職防止プログラム(UK ACT)」と 2006 年以降の前身プログラムのインパクト評価が実施された。評価目的はアウトカムレベルのインパクトを評価することであった。プログラム開始以降、ログフレーム上のアウトカムとインパクトの記載は変更されており、2015 年の評価可能性評価、2016 年のログフレーム見直しを経て 2017 年に改訂されたインパクトが評価対象となっている。

評価仕様書によると、一般的な評価設問として「プログラムはアウトカムレベルの目標を達成したか」であり、これに加えて、どのような予期した結果、予期しなかった結果、外部要因の影響があったかを明らかにすることになっていた。さらに、プログラムチームから個別具体的な評価設問も提示された。

評価の枠組みとして、3 つの項目(①英国企業・関係者に関する調査、②ナイジェリアの事例研究、③UK ACT の英国・国外関係者への影響)ごとに評価設問、一次情報源、二次情報源が示されている(図表 5-1)。仕様書では、評価は DAC 評価項目の有効性やインパクトに焦点を置いて評価されると説明されているが⁵²、これらの評価項目ごとの枠組みは作成されていない。評価調査では、前述の①、②、③の評価設問に対して情報収集・分析が行われ、これらの結果を基に、評価設問に答える形で結論が述べられている。有効性とインパクトについて「高い」「低い」等の評価判断は行われていない。評価では指標を用いた評価判断は行われていない⁵³。提言は上述の①、②、③ごとに抽出されている。

⁵⁰ FCDO ウェブサイト。 <https://www.gov.uk/government/organisations/foreign-commonwealth-development-office/about/research> (2021 年 1 月 29 日アクセス)

⁵¹ IMC Worldwide. (2019). Evaluation of the Impact of the UK Action against Corruption Programme (UKACT).

⁵² TOR によると、効率性については年次レビューで確認済み、持続性は別途調査が行われるとして、同評価では焦点が置かれずと説明されている。

⁵³ 評価報告書によると、アウトカムレベルの指標について報告内容に含める計画としていたが、DFID によりその必要はないとされたと記載されている。TOR では、プログラムのログフレームにはインパクトレベルの指標については年次レビューで確認済と記載されている。

図表 5-1 UK ACT プログラムの評価の枠組み(一部抜粋)

Annex 4: Evaluation Framework

Evaluation Framework - Evaluation of UK ACT		
Evaluation Questions	Primary Sources – Consultations with Stakeholders	Secondary Sources See Bibliography (Annex 7) for full list of secondary sources.
Nigeria Case Study		
Do Nigerian PEPs perceive the UK as unfavourable for money laundering activities? To what extent has the UK ACT programme or enforcement actions from the UK ACT Programme changed the behaviour of Nigerian PEPs in international money laundering? Has there been an increase in tracing and recovering stolen assets from the UK to Nigeria as a result of law enforcement actions in the UK? Were the recovery efforts linked to the UK ACT Programme? Has there been an increase or decrease in UK companies or individuals paying bribes in Nigeria? Media Monitoring	Nigerian Anti-Corruption Agencies and Key Stakeholders Nigeria Financial Intelligence Unit Presidential Advisory Committee Against Corruption Independent Corrupt Practices and Other Related Offences Commission Economic and Financial Crimes Commission Special Control Unit Against Money Laundering Technical Unit on Governance and Anti-Corruption Reforms Central Authorities Unit Office of the Attorney General of the Federation and Minister of Justice	Media reports Panama and Paradise Papers reports on Nigerian PEPs who have laundered money in the UK Nigeria Extractive industries Initiative reports DFID ACE Reports on bribery game in Nigeria Nigeria Country Reports on Asset Recovery by Africa Network for Environment and Economic Justice Media Monitoring 20 national online newspapers were selected because they are the most widely read newspapers and are known to be the most popular online news platforms. Readership numbers are unavailable but followers on Twitter are inserted in brackets below. 1. The Premium Times Nigeria (802,000) 2. The Cable (153,000) 3. The Leadership (535,000)

(出所:IMC Worldwide. (2019)., pp.55-58.)

この評価では TOC の考え方が活用されている。仕様書にプログラムの仮説と TOC の検証、これに基づく TOC の再検討が含まれていた。評価調査の最初の段階で、評価対象プログラムのレビューとともに関係者との協議をふまえ、プログラムのログフレームをベースに TOC が図示され(図表 5-2)、この TOC を基にプログラム関係者ごとの調査事項が明確化された。さらに、調査結果を基に TOC が再度分析され、効果発現のプロセスの細部が明確化された。

図表 5-2 UK ACT プログラムの TOC(評価調査で策定されたもの)

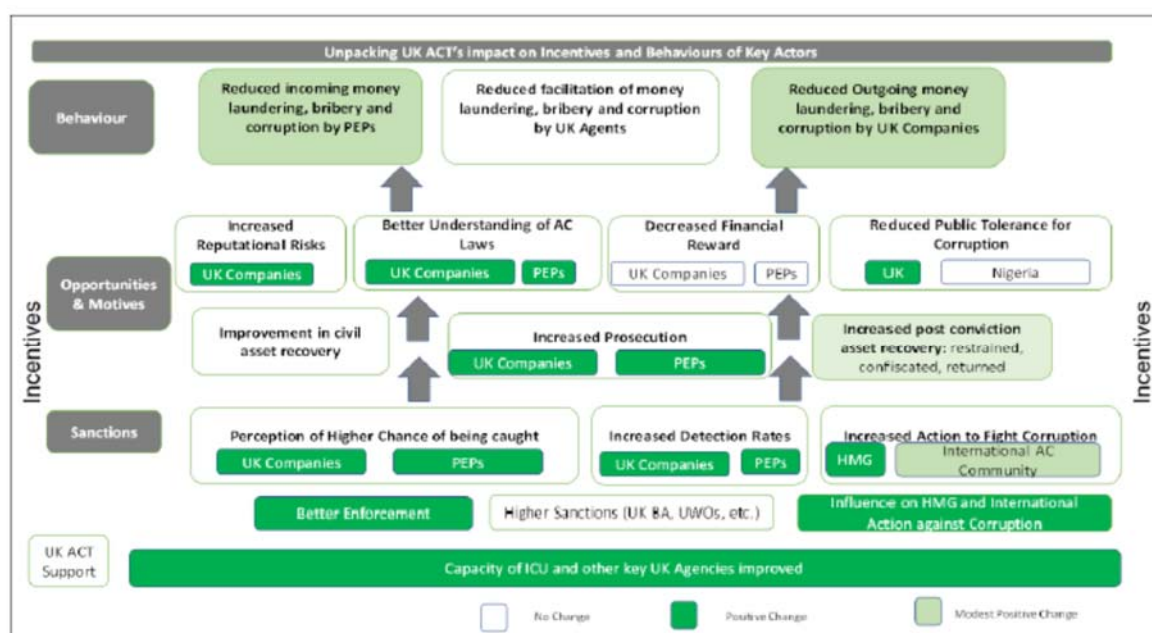


Figure 12: Evaluation Findings on Changes to Incentives of UK companies/nationals and PEPs

(出所:IMC Worldwide. (2019), p.37.)

(イ)「パンジャブ州教育セクタープログラム」のパフォーマンス評価⁵⁴

パキスタン事務所が実施した教育セクタープログラム(セクター予算支援、技術協力)の評価は、プログラム期間7年間の終盤に実施され、以下の4つを評価目的とした:①プログラムの成果(特にジェンダー、障害、社会的排除、貧困に焦点)とその要因の確認、②プログラムのコンポーネントの成果発現への個別・集約的貢献(可能であれば定量的に)、③教訓の抽出、④残りの期間の軌道修正。

評価仕様書では、プログラムのインパクト、アウトカム、アウトプットのログフレームが示されていた。インパクトについては識字率、初等・中等教育の修了率、学力といった指標が示されていた。仕様書によると、当初のTOCはインプットからインパクトまでを直線でつなげたものであったが、途中実施された評価可能性アセスメントによると、縦横ともにロジックは不明瞭なものがあり、繋がりは必ずしも定義されてこなかったとの説明がある。このTOCを検証し、関係者との協議により、因果関係が保持されているかどうか、不足している要素がないかを判断し、TOCを再構築することが求められていた。また、全体的な評価設問として以下の3つが示されていた。これらはプログラムチームによって作られた後、評価可能性アセスメントの一部として見直しがされたものである。仕様書ではこれらをより具体化した評価設問案も妥当性、有効性、効率性、持続性ごとに示されていた。

- 教育改革はどの程度実施されたか(事業対象地域でどういった変化が確認されたか)
- DFID 支援の事業はアウトカムレベルの変化にどの程度貢献したか(事業はこれらの変化にどのような貢献をしたと思われるか)
- 教育改革は教育の質や学習アウトカムの概念の変化にどの程度貢献したか。

これを受けて評価調査では、評価の目的①と②に答えるため、以下の2つのレベルで評価設問が設定された。

レベル1: プログラム期間中のパンジャブ州教育システムのパフォーマンスと要因

レベル2: 構成事業のプログラムの成果に対する貢献

これらの評価設問を細分化した設問とその情報源を示したものが評価の枠組みとして作成された(図表5-3)。TOCの再構築のため、「支援のデザインは実施段階で適切であったTOCにどの程度基づくものであったか」という問いがレベル2の評価設問に加わった。

⁵⁴ Oxford Policy Management, Institute of Development and Economic Alternatives and Consortium of Development Policy Research. (2018). Performance Evaluation of DFID's Punjab Education Sector Programme (PSEPs): First Interim Evaluation Report.

図表 5-3 パンジャブ州教育セクタープログラムの評価の枠組み(一部抜粋)

Annex B Summary Evaluation Framework

Evaluation Question	Evidence Source
LEVEL ONE QUESTIONS	
How accurate and complete are the available measures of education sector performance and to what extent can valid conclusions about sector performance be drawn on the basis of these?	RESP
To what extent has educational attainment (learning outcomes) improved in Punjab over the period of PESP2?	RESP
To what extent have there been improvements in educational participation, including in measures of enrolment, retention and transition?	RESP
How has education performance differed in relation to gender, poverty, location and other factors, and to what extent has equity in education improved?	RESP
To what extent have the ingredients of education system performance at school level strengthened over the period of PESP2:	
• Preparedness of learners for school	

(出所: Oxford Policy Management, Institute of Development and Economic Alternatives and Consortium of Development Policy Research. (2018), pp.69-72.)

評価の結論は、パンジャブ州の教育セクターのパフォーマンスと、DFID の貢献に分けて述べられている。妥当性、有効性、効率性、持続性の基準は評価設問に反映されたが、これらの項目ごとに「高い」「低い」といった評価判断は示されていない。教訓は教育改革プログラムのデザイン・実施に関するもの、提言はパンジャブ州政府と DFID に宛てたものが述べられている。

5-2-4. ドイツ

(1) 評価制度の概要

国際協力公社(GIZ)の評価は、本部主導の評価とそれ以外(事業主管部門等)の評価に分けられる。本部主導の評価は評価室が指揮しており、経済協力開発省(BMZ)の事業評価、組織戦略評価、部門横断型評価がある。事業部門が担当するのは特定テーマ評価である。また、両社のいずれかが担当する評価に、委託評価と合同評価がある。このうち、組織戦略評価は、2011 年が導入されたもので、年間 3~5 件実施されている。GIZ の政策、戦略、アプローチ等を対象として行われる。評価対象は、理事会、部門長により、組織方針、中期計画における決定事項、エビデンスの確保、評価可能性の 4 つの基準から決定される。国別評価としての制度はなく、この組織戦略評価の一部として実施されていると思われる。

(2) 国別評価の事例

組織戦略評価の一つとして、2015 年にタイの協力事業の事後評価が実施された⁵⁵。評

⁵⁵ Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ). (2017). Corporate Strategic Evaluation: Thailand.

価期間は 2016 年 5 月から 11 月までの 6 か月間である。評価の全体的な目的は、ポスト ODA への適応上の課題への対応についての GIZ の戦略決定を改善することとされた。具体的な評価目的としては以下のように設定された。

- GIZ とタイ側関係機関により実施された事業成果を分析、評価、文書化する。
- 政治的、法的、社会経済的な条件の変化を含め、成果達成に影響した要因を特定する。
- GIZ とタイ側関係機関による協働モデルを調査する。

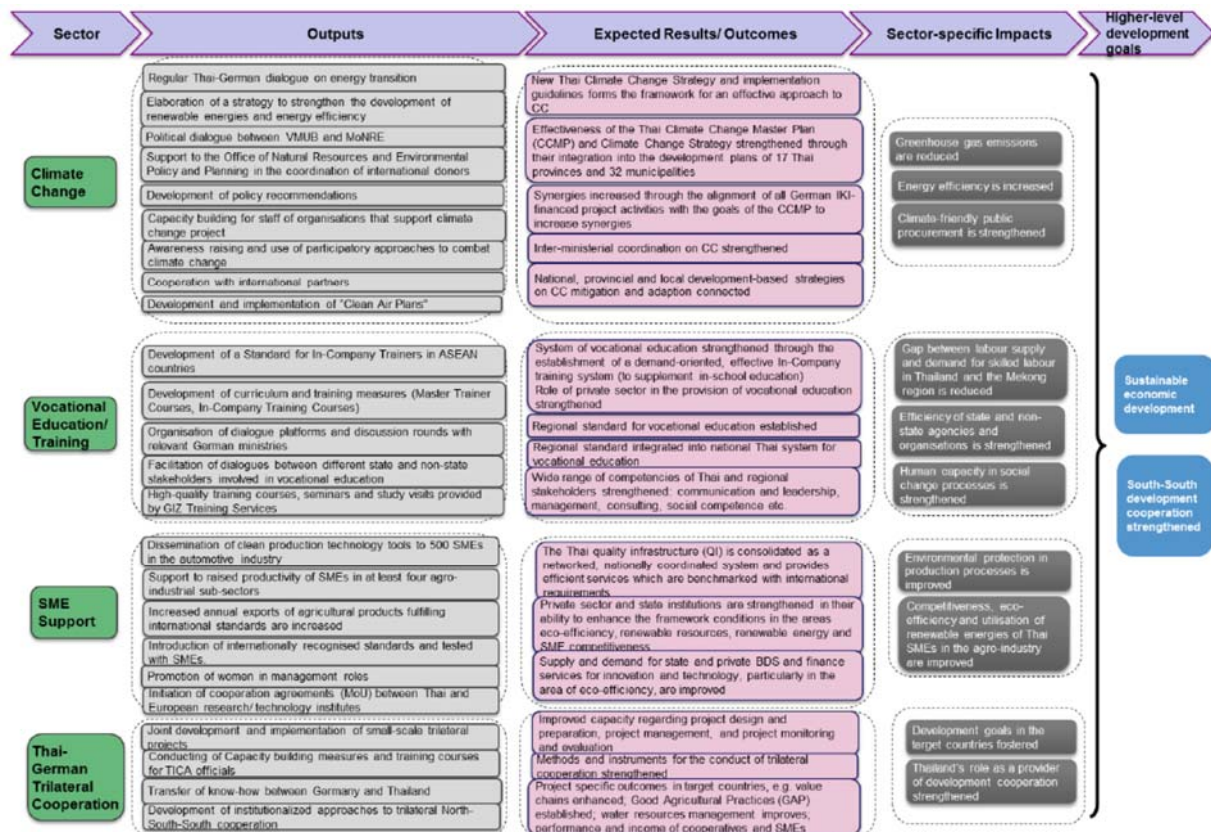
タイに対する二国間協力は 1956 年に始まり、様々な分野で約 300 件の事業が実施された。2008 年、BMZ はタイが新興国として ODA 供与国となったことから二国間協力の終了を決定した。その後、GIZ は環境・自然保護・建設・原子炉安全省からの予算を中心として、協力を実施してきた。2000 年から 2016 年までに GIZ により実施された協力は 14 分野で 111 件、支援金額は 140.4 百万ユーロに上る。評価対象として、3 分野(気候変動、職業訓練、中小企業支援)と 1 スキーム(三角協力)の 10 事業が選定された。評価では 5 つの DAC 評価項目が基準とされたが、後述の TOC に関連して 4 つの評価設問と判断基準が設定された。評価設問は以下のとおり設定された。

- GIZ は変化する政治的環境にどのように対応したか（妥当性と効率性）
- 2000 年から 2015 年の GIZ とタイの協力により具体的にどのような開発成果が達成されたか（有効性とインパクト）
- GIZ とタイの協力により達成された開発成果は持続しているか（持続性）
- タイ及び他国での将来の取組みのため、GIZ は経験からどのような教訓を抽出できるか（教訓）

評価結果は DAC 評価項目ごとに記載されている。評価設問の判断基準となる項目に対する調査結果が示されているが、評価項目ごとに「高い」「低い」といった評価判断は示されていない。有効性では、アウトプット、アウトカム、インパクトのレベルごとに計画と実績が対比されている。計画には数値目標は設定されていないが、実績の一部は定量的に説明されている。結論は、政治経済環境の役割、成功要因、事業横断的結論、三角協力について調査結果が総括され、提言がタイ事務所と本部に向けられている。ただしタイ事務所への提言は二国間協力終了となる中所得国の事務所に対しても参考にされるべきとされている。なお、公表されている報告書では、評価結果報告の前に、「経営側の対応」(management response)として、タイ事務所と本部に対する提言への見解と対応が示されている。

評価調査では、TOC を用いて介入ロジックが整理された。GIZ は実施機関であるため、国別戦略やリザルツモデルのようなものは作成されていなかった。このため、評価調査で対象となった 4 セクターの 10 事業の活動、結果、外部要因を合わせた TOC が図示された。これにより、各事業がどのようなアウトカム、インパクトを目指していたかが明確となった。また、介入ロジック全般に影響した外部要因(タイ国内のクーデター発生等の政治経済的要因、ドイツ側の GIZ 再編等の制度的要因)が確認された。これらに基づいて評価設問が設定され、データ収集が行われた。最後に、収集されたデータが TOC を基にした評価設問に回答するためのエビデンスとなっているかレビューが行われた。

図表 5-4 対タイの協力事業の事後評価で作成された TOC



(出所: Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit. (2017), p.30.)

5-2-5. アジア開発銀行 (ADB)

(1) 国別評価の実施概要

ADB の評価は、担当部局による自己評価と、独立評価局 (IED: Independent Evaluation Department) による評価がある。IED の評価は、行員と外部のコンサルタントがチームを組んで実施する。

国別評価 (country assistance program evaluation) は、10 年以上の支援の検証、または国別パートナーシップ戦略 (CPS) が 2 サイクル以上経過した国において、ADB の支援による開発効果を検証するために行われる⁵⁶。

国別評価は通常 CPS の策定に先行して実施されるが、必ずそうなるわけではない。CPS の策定に先立って国別評価が行われないうちは、IED は、担当部署の自己評価が添付された CPS の最終ドラフトを検証 (validation) することで国別評価に代える。

いずれにせよ、IED による国別評価あるいは担当部局の自己評価の IED による検証のタイミングから 3 年以内に、新たな CPS は開始されなければならないことになっている。

CPS には、国の開発目標および ADB が支援するセクターの開発目標の一部が、数値目標として示されている。これらは、ADB の支援だけで達成する目標ではなく、相手国自体の

⁵⁶ ADB (2013) Operations Manual Bank Policies

開発指標である(例えば GDP 成長率、国全体の電化率、高等教育進学率など)。勿論、評価においてはそれらに対する ADB の寄与度も分析されている。

(2) 国別評価の事例

モンゴル国別評価(2016 年。東アジア部による自己評価)を例にみると、評価項目は、戦略的ポジショニング、プログラムの妥当性、効率性、有効性、持続性、開発効果、ADB のパフォーマンス、借り手と実施機関のパフォーマンスとなっている。そのうえで、総合評価として、旧 DAC5 項目につき 3 段階のレーティングを行ない、均等ウェイトリングにより総合評価を行っている。

IED はこの担当部局による評価を受け、デスクレビューにより検討箇所を抽出、IED のスタッフ及びコンサルタント 4 名が 12 日間の現地調査を含めたレビューを行い(2016 年 7 月～2017 年 1 月)、報告書(Validation Report)を作成、IED 局長名で公開している(2017 年 3 月)。この中で IED は、効率性以外のすべての項目でレーティングを引き下げている。リザルツフレームワークの指標の評価についてもすべて再検討しコメントしている。これを受けて、執行部による Management Response が発表された(2017 年 7 月)が、この中で執行部は、様々な点において Validation Report に納得できないとしている。

国の開発目標を ADB の開発目標の指標として立てているが、この扱いについては組織内のコンセンサスがないように見える。国の開発目標であれば、その達成は一義的に相手国に帰する。また経済危機などの外部要因にどこまで配慮するか、また、頻繁な人事異動など、容易には解決しない実施機関側の問題をどう扱うかについても組織内の見解は一つではないようだ。

ADB の CPS における数値目標の立て方、上記評価例のプロセスについては別冊第 5 章 5-2-5 を参照。

5-2-6. 世界銀行グループ(WB)

(1) 国別評価の実施概要

国別評価に該当する、Country-based Completion and Learning Review (CLR)では、5 年間の国別支援政策である国別援助戦略(CAS)または国別パートナーシップ戦略(CPS)の評価が行われる。計画途中で実施される Performance and Learning Review がモニタリングに相当する。

評価は ADB と同様、担当部局の自己評価のあと、独立評価グループ(IEG)による検証が行われる⁵⁷。IEG が独立して行うこともある。世銀グループのウェブサイトでは、年間で、2020 年には 6 か国、2019 年には 10 か国、2018 年には 16 か国の CLR 報告書が新規に公開されている⁵⁸。

⁵⁷ このほかに、IEG 単独による評価もある。これらはいずれも評価結果が理事会まで報告される。他方 demand-driven evaluation として、研究や学びが主目的で、報告書が理事会には上がらない評価もある。

⁵⁸ 世銀グループウェブサイト <https://ieg.worldbankgroup.org/> (2021 年 2 月 15 日アクセス)

(2) 国別評価の事例

最も新しいブータンの CLR を見ると、CPS (2015 年~2019 年) の 5 年間の評価を、CPS の完了時の 2020 年に実施している⁵⁹。途中の 2017 年に Performance and Learning Review が実施されている。

評価基準は、開発効果 (Development Outcome) と、WB のパフォーマンスの二つで、それぞれ定性的な標語によるレーティング (Fair, Moderately Satisfactory 等) が行われている。

このうち開発効果については、重点分野 (Focus Area) が 3 つあり、その下に目標 (Objectives) が 7 つあって、この 7 つの目標レベルでは数値目標が設定されている。

目標レベルでは、それぞれにつき Achieved、Mostly Achieved、Partially Achieved 等で達成度がレーティングされ、さらに 3 つの重点分野レベルで、Satisfactory、Moderately Satisfactory、Moderately Unsatisfactory 等のレーティングが行われ、これらを総合して開発効果のレーティングとしている (図表 5-4、図表 5-5)。なお、ADB 同様に、担当部局のレーティングと IEG のレーティングは異なっているが、開発効果全体としては結果として同じレーティングとなった。他方、WB のパフォーマンスについては、サブレーティングはない。IED はこのレーティングを Good から Fair に変えている。

評価ではリザルツフレームワークが参照されているが、フレームワーク自体に問題が見られたと指摘されている⁶⁰。

図表 5-4 開発アウトカムに関するサブレーティングの例 (WB グループ ブータン CLR)

Objectives	CLR Rating	IEG Rating
Focus Area I: Improving Fiscal and Spending Efficiency	Moderately Satisfactory	Moderately Satisfactory
<i>Objective 1: Strengthened fiscal efficiency</i>	Achieved	Partially Achieved
<i>Objective 2: Strengthened system for public financial management and procurement performance</i>	Mostly Achieved	Mostly Achieved
Focus Area II: Increasing Private Sector Growth and Competitiveness	Moderately Satisfactory	Moderately Unsatisfactory
<i>Objective 3: Improved regulatory framework</i>	Mostly Achieved	Partially Achieved
<i>Objective 4: Increased efficiency and access to financial services</i>	Achieved	Partially Achieved
Focus Area III: Supporting Green Development	Satisfactory	Moderately Satisfactory
<i>Objective 5: Increased agricultural productivity in targeted remote areas</i>	Achieved	Achieved
<i>Objective 6: Improved urban infrastructure management</i>	Achieved	Partially Achieved
<i>Objective 7: Improved management of the natural capital and resilience to climate change/disaster risks</i>	Achieved	Achieved

(出所: WBG IEG (2020) CLR Review Kingdom of Bhutan)

⁵⁹ CPS は 5 年間で計画されていても、モンゴルの CPS の改定が政権交代により延期されたように、当該国の政策刷新のタイミングに合わせて改定時期をずらすことも行われている。

⁶⁰ WBG IEG (2020) CLR Review Kingdom of Bhutan

図表 5-5 評価基準とレーティングの例(WB グループ ブータン CLR)

2. Ratings		
	CLR Rating	IEG Rating
Development Outcome:	<i>Moderately Satisfactory</i>	<i>Moderately Satisfactory</i>
WBG Performance:	<i>Good</i>	<i>Fair</i>

(出所:WBG IEG(2020)CLR Review Kingdom of Bhutan)

第6章 よりよい評価手法に向けて

6-1. ODA 政策策定に向けた国別評価のさらなる活用に向けて

6-1-1. ODA 政策策定に有用な教訓の抽出

第2章で示したとおり、2015年以降は国別評価報告書の必須要件ではないものの、教訓を抽出する報告書が増えている。しかし、報告書内の教訓は、提言の言い換えが多く、他国にも活用できるような汎用性のある内容ではなく、「教訓」として情報が整理されていないという課題が確認された。また、ODA 評価ガイドライン(第13版)では、ODA 評価の概要が示されている第1部「ガイドライン」には教訓の定義が「教訓」とは、評価調査の過程、及び評価結果から抽出された、より広範に適用される留意事項などを意味する。教訓は、提言のように直接かつ具体的な提案ではないが、他国やほかの課題に対する ODA 政策立案や実施過程において将来役立つと思われる事項を示す」と示されている。しかし、評価者のマニュアルともいえるべき第2部「ハンドブック」の2-2「ODA 評価手法」において、提言の記載に関しては詳細な説明があるのに対して、教訓の記載についての説明はない。

教訓は、上述の定義に照らして、他地域・他国において活用可能な情報を整理して国別評価報告書に示すべきであり、そのために、教訓として記載すべき事項については、提言と同様にハンドブックで説明がなされるのが望ましい。

具体的には以下の点についての説明を追記することを提案する。

- ・評価結果(良し悪し)を導いた促進・阻害要因を分析し、評価対象国のみならず、他国にも広く利用できるような汎用性のある教訓であると判断した場合は、他のどのような国、またはどのような課題への対応に有益と考えられるかを具体的な対応策として示す。
- ・可能であれば、対応策のタイミング(いつ)、主体(誰が)や何に配慮しつつ対応すべきかといった留意事項と共に整理して記載すると活用しやすい。
- ・なお、全ての国別評価結果から、汎用性のある教訓が抽出できるとは限らないことに留意が必要である。

国別評価報告書で、汎用性のある教訓が抽出され、それらが適時に利用者(主として外務省国際協力局及び在外公館経済協力班)に共有されることで、PDCA サイクルの強化につながることを想定される。

6-1-2. 国別評価実施計画(評価実施タイミング、案件の選定)

第4章で確認したとおり、国別開発協力量針の策定に先立つタイミングで国別評価が実施された場合は、ODA 政策(国別開発協力量針)への反映がされやすいことが分かった。国別評価にあたっては、「国別開発協力量針の改訂プロセスの一部に組み込んでいく」という方針を設けて国別評価の実施の目的をより明確にすることは、評価実施者側、利用者側双方にとり、共通理解を図りやすいという観点から望ましく、また、対象国の選定において、国別評価と国別開発協力量針の改訂のタイミングが検討されるという点は、PDCA サイクル強化の観点からも望ましく、同方針は妥当であると言える。

他方、実施においては、いくつかの点に留意する必要がある。

1 点目は、評価対象の設定である。仮に評価実施時点の「国別開発協力方針」とすると、評価対象となる支援がより限定される。例えば、これまで複数回の国別評価が実施された対象国では、評価対象を「過去〇〇年間に××国に実施された政策と支援」としているものが多く、評価対象期間が5年以下となるものは少なかった。この問題を解決するためには、評価対象期間は10年とするが、評価対象となる援助政策は直近のものとする、などの対応が必要である。

2 点目は、本調査では、前述のとおり評価結果をODA政策に適切に反映させた国別評価の例は特定したが、一方で評価結果がほとんどODA政策に反映されていない事例もある。なぜ反映されなかったのかについての要因分析は、情報の制約から実施することができなかった。したがって、今回のレビュー業務の範囲においては、評価実施のタイミングの変更が、直ちに評価結果のODA政策への反映につながるとまで言える根拠は見つけられなかった。

評価結果がODA政策に反映されるためには、利用者側のニーズを汲み取るという取り組みも必要であろう。例えば、評価案件形成の段階において、評価の利用者である国際協力局(国別課)は、次期国別開発協力方針の改訂を見据え、第三者による国別評価を通じて評価者に検証してほしい事項や、評価を通じて知りたい事項(ニーズ)を提示するの一案である。ODA評価室は、国別課のニーズをくみ取り、そのニーズを評価者調達時の入札説明書に反映させるとより有用である。また、国別評価の対象国選定時に、検討すべき事項(ニーズ)が明確な国を選定するという方法もある。

または、評価者が決定した後に、評価の実施計画書が策定される前の段階で、国別課のニーズについて評価者がヒアリングを行い、実施計画書に反映させるという方法もある。

6-2. 国別評価のさらなる効果的な実施に向けて

6-2-1. サブレーティングの再考

ガイドラインのレーティング基準表では、検証項目の結果を基にどのようにレーティングを行うかを明確に説明している。レビューしたサブレーティングを行った評価調査でもこの点は明確であった。他方、どのようにサブレーティングを行うかについてはガイドラインで説明されていない。このため、評価調査によってサブレーティングの方法が異なったり、またはその基準がわかりづらかったりしている。読者にとって根拠が明確で、納得できる評価とするためには、サブレーティングの基準を明確にすることが必要である。そこで、サブレーティングの判定を行うための問いを明確にし、その問いへの答えによってサブレーティングができる基準を設定する。例えば、妥当性であれば、「XXXとの整合性」という検証項目に対して、「XXXはXXXと整合しているか」という設問を立て、これに答えるためのデータや情報を収集・分析する。そして、これらの分析結果を用いたサブレーティングの考え方を示すことが望ましい。サブレーティングの一例を図表6-1に示した。

6-2-2. 検証項目の明確化

上記のとおり、サブレーティング基準の明確化と並行して、検証項目を以下のように整理したうえで、標準的な検証項目案としてガイドライン上に示すことを提案する(図表 6-1)。第4章では、同一の評価者は複数の評価において、同じ検証項目の設定パターンを採っていることが多く、対象国や地域の状況に合わせて検証項目を設定しているというよりは、対象国に関わらず評価者(受注コンサルタント)の考え方によって、項目設定が決まる傾向があることが確認された。検証項目を明確化し、ガイドラインに示すことにより評価者による検証項目の偏り防ぐことが可能となる。

(1)「政策の妥当性」の検証項目

政策の妥当性については、下記の軽微な変更の是非を検討した上で、基本的に現行の評価ガイドラインの5つの検証項目を維持することを提案する。

項目①「日本の上位政策との整合性」、②「被援助国やその国民の開発ニーズとの整合性」、③「国際的な優先課題との整合性」の3つについては、レビューしたほぼ全ての国別評価で独立した検証項目として立てられていた。これらはいずれも、政策の妥当性を見る上で、必須の検証項目であると考えらえる。

項目④「他ドナーの援助政策との関連性」、及び⑤「日本の比較優位性」については、第4章で述べたように、項目が立てられていない評価や、複数項目でひとまとめにしている評価もあったが、これらの二項目についても独立した検証項目として推奨することを提案する。

項目④「他ドナーの援助政策との関連性」については、DAC 新評価基準の整合性(Coherence)に該当する。現行の「関連性」を、適合性(Compatibility)等としたほうがより明確になるかもしれない。また現行では「他ドナーの援助政策との…」とあるが、政策上で方向性が合致していても戦略上で異なる(相反する)ケースも想定されるため、「他ドナーの援助/協力との…」とし、④を「被援助国、当該セクター、実施機関における、他ドナーの援助/協力との適合性」とすれば意味がより伝わりやすいのではないかと考える。

⑤「日本の比較優位性」についても独立項目とする理由は、「日本の比較優位のある分野への政策の選択・集中」の検証、及び「評価対象国又は分野において影響力の大きい新興ドナーの動向及びその政策との比較」を求めている発注者側の評価ニーズに応えるためである。既述のとおり④と⑤をまとめて検証している評価も多かったが、④は日本の支援の他ドナー支援との調和、同じ開発目的や方向性を指向しているかどうかという一体性の見地から、⑤は日本の比較優位が戦略的に生かされているかどうかという日本のODAの戦略性の見地からの検証であり、分けて評価したほうが状況が明確になると考える。

原則として検証項目は統合せず、5項目それぞれにサブレーティングを行うこととし、評価ガイドラインの本文における上記の検証項目と、ハンドブックのサブレーティング基準表内の検証項目は同一とすることを提案する(現行もほぼ同一である)。

もし、評価者判断でこれらの項目を統合することにした場合は、項目間のウェイトについても検討することとし、統合の理由やウェイトの考え方が脚注等に明記されていれば、評価結果・レーティング結果に関する説得力が高まると考える。

(2)「結果の有効性」の検証項目

結果の有効性は他の評価項目と比較して、検証方法が評価者によって異なる部分が多く、ガイドラインが参照しづらいと思われる部分もあった。以下、インプット、アウトプット、アウトカム以上の検証項目についての見直しを提案する。

インプットについては、ガイドライン第 11 版以降では、「どの程度の資源が投入されたか」「他ドナーとの比較で被援助国の開発予算のどの程度を占めているか」「当初設定された目標・目的に向けて、適切なアウトプットを生むための投入であったか」と説明されている一方で、「単純に投入量の大小で検証するのではない」との記述もある。評価者が同様の視点・基準でサブレーティングが行えるよう、検証内容を整理する必要がある。

インプットについては、開発課題(小目標)を達成するために適切な量と質のインプットであったか、計画どおりに実施されたかを判定することとし、金額や相手国に占める開発予算に占める割合の多少については特筆事項を述べ、検証を行うが、サブレーティングの対象としないことを提案する。インプットの検証項目もレーティングに加味する現在の方法を維持すべきということであれば、インプットはアウトプットレベル以上の目標達成の要因という位置づけと整理し、サブレーティングの対象としないことを検討することを提言する。

アウトプットについては、開発課題(小目標)または協力プログラムの構成案件のそれぞれにおいてどのような財・サービスが産出されたか、それらは計画どおりの産出であったかを検証し、サブレーティングを行う。

アウトカム以上のレベルについては、開発課題(小目標)レベルの目標が達成されたかを検証することが望ましいが、多くの場合、数値目標を伴った目標として明確化されていないことが多いため、構成案件の事業目的(上位目標、プロジェクト目標)がどの程度達成されたかを確認し、サブレーティングを行う。インパクトについては、重点分野(中目標)レベルの目標が達成されたかを検証し、サブレーティングを行う。

アウトカム以上の目標については、調査の早い段階で文献レビューや所管課への聞き取りにより、できる限り明確にしていく。その際、評価者がインプットからインパクトまでのロジックを整理して目標を「再設定」するのではなく、当初の意図(改訂があった場合はその意図)を汲み取って、目標の形で整理する。指標が設定されていない場合は、その目標の達成度を判断するために用いる定量・定性データを明確化する。目標値が設定されていない場合は、どの程度の変化があれば政策が有効であったと言えるかを所管課、評価室と確認する。この点で合意が得られない場合は、サブレーティングを行う際に評価者の判断基準を明確に説明する。このように目標が検証可能な状態となれば、検証項目の標準セットパターン(案)(図 6-1)で提案するサブレーティング(例)が可能となる。

(3)プロセスの適切性

プロセスの適切性については、現行のガイドラインでは、検証項目が明確にされていないため、検証項目の設定、また検証項目と検証内容の組み合わせは多様であり、評価によって検証される項目と検証されない項目がまちまちである。一つの評価項目を検証するうえでは、ある程度標準的な検証項目・検証内容が設定されることが望ましい。

この状況を改善するため、検証項目と検証項目内で確認する検証内容を整理することを提案する。

まず、検証項目としては、ガイドラインに示される 3 つの事項である、①「援助政策策定プロセスの適切性」、②「援助政策実施プロセスの適切性」、③「援助政策実施体制の適切性」と、レーティング基準表に示される、④「他ドナー・国際機関、多様な援助主体（民間、NGO 含む）との効果的な連携」の 4 項目を検証項目とする。これらの項目については、レビューを行った 13 件の評価の 10 を超える評価で検証項目または検証内容として検証されており、これらの項目は、プロセスの適切性を見る上で必須の項目と考えられる。

次に、新しい検証項目として、⑤「相手国の特徴・特性を踏まえた配慮・工夫」を加えることを提案する。レビューを行った 13 件の評価では、その約半数において、相手国の特徴や特性を踏まえた配慮や、工夫について検証項目または検証内容が設定され、検証されていた。被援助国に対する支援は、画一的に実施されることは無く、相手国の特徴や特性を踏まえてテーラーメイドされて実施されるものであり、そのような配慮・工夫について検証することは有用である。

各検証項目の下の検証内容については、主に現行のガイドラインに示される具体的な検証項目及び留意事項のうち、検証内容に関連する事項に基づき設定することを提案する。詳細は別冊第 6 章に示すが、以下に①と③に関する提案の要点を示す。

①「援助政策策定プロセスの適切性」については、現行のガイドラインの留意事項「重点分野や協力プログラムの形成プロセスに焦点を当てる」に示されるように、重点分野（中目標）、協力プログラム形成プロセスの適切性について確認するとともに、PDCA サイクル強化の観点から、可能であれば前回の国別評価の結果がいかに現在の援助政策に反映されたかについても確認することを提案する。また、援助政策策定の流れや、関係者間の意見調整についても検証する。

③「援助政策実施体制の適切性」については、日本側の実施体制のみならず、相手国側の実施体制も検証することを提案する。レビューを行った 13 件の評価の約半数で相手国の実施体制は検証内容として確認されている。相手国の援助吸収能力について十分に確認されないまま、支援が実施されると本来の支援の効果の低下を招く恐れもあり、その点においてこの点を検証する必要がある。

6-2-3. 評価計画時の目標や介入ロジックの明確化

「結果の有効性」の検証にあたり、アウトカムレベル以上の目標を明確化するためには、インプットからインパクトまでの効果発現の道筋を明確化することが重要である。開発協力量針では基本方針（大目標）、重点分野（中目標）が、事業展開計画には開発課題（小目標）が記載されている。しかしながら、第 4 章の国別評価のレビューのとおり、目標の言い換えや目標間の論理の飛躍も見受けられた。また、目標が具体的に記載されていなかったり、目標を検証する指標が設定されていなかったりするケースもあった。検証を客観的に行うために、これらの目標はどのような変化を目指すものなのか、それらはどのように達成されるものなのか、外部要因からどのような影響を受けるのかを整理する必要がある。第 5 章で確認したとおり、英国、ドイツの評価では、効果発現の道筋が TOC として図示され、これに基づいて評価設問が設定されていた。

そこで、ODA 評価においても、評価計画の段階で、評価対象の政策目標の効果発現の

道筋を整理することを提案する。政策策定段階で目標間のロジックが整理された上で目標が設定されていると考えるが、必ずしも文章やチャートとして残されていない。よって、事後の評価段階で、所管課をはじめとする関係者へのヒアリングや関連資料のレビューにより、改めて目標の明確化や目標間のロジックの確認を行う必要がある。なお、この作業は評価者が評価対象となる目標を再設定したり、政策目標のあるべき姿を示したりすることではない。あくまでも、構成案件の実施から、小目標、中目標、大目標の効果発現までの道筋を他要因からの影響も含めて整理するためのものという位置づけの作業であることに留意する。効果発現の道筋を明確にすることで、目標の明確化と日本の援助以外の要因の検討に繋がり、調査項目の洗い出しが容易になる。さらに、情報収集の結果、目標達成の判断や貢献要因や阻害要因の特定ができ、有効性の検証が明瞭になる。さらには、開発協力方針の改訂に向けて、目標の再整理を提案することも期待できる。

ODA 評価における評価者の作業手順として、まずは所管課へのヒアリング、案件資料のレビューにより、大目標、中目標、小目標の意図(どのような変化をもたらそうとしているのか)を理解する。可能であれば、小目標下の構成案件の事業目的と合わせて、因果関係を確認し、他ドナーの介入、対象国の要因等、必要な情報を足して、構成案件の実施からの効果発現に至るまでの道筋を明確にする。この道筋を、例えば図表 5-2 や図表 5-4 のような TOC のチャートで図示することは一つの方法である。ただし、評価計画の段階で、道筋や要因を全て洗い出すことは困難であるため、あくまでも調査項目の特定の一材料であることに留意する⁶¹。なお、評価計画時点で作成した TOC のチャートは情報収集をしながら修正し、分析の材料として活用する他、最終的に確認できた TOC を用いて変化のプロセスを説明する材料としても活用できる。

6-2-4. ODA 評価室による評価調査の管理

第 4 章で指摘したが、国別評価報告書の中には、評価の枠組みに示される検証項目と、実際の検証項目が異なる報告書があった。評価案件を管理する ODA 評価室は、国別評価報告書の確認を行う際に、評価の枠組みに示される検証項目と、実際の検証項目が同じか、確認を行う必要がある。

また、評価の枠組みから検証項目の変更があった場合には、評価チームから変更理由を確認し、その説明が報告書内に示されるようにすることが肝要である。

評価チームは、評価の枠組みに示した検証項目を検証するに足る情報が集まらない場合には、評価に足る情報なしとして、項目を評価から除外し、関係者間で共通理解を得たうえで、評価報告書内に、変更理由を明記することが望ましい。このような方法を採用することにより、評価判断の説得力が増し、検証方法の恣意性に関する疑念が生じないようになる。

⁶¹ TOC は限られた人数でチャートに図示することのみで完成するのではなく、Patricia. (2012).他で説明されているように、関連資料のレビュー、専門的見地からのインプット、その“変化”の当事者からのインプット等をふまえた検討が必要である。

6-3. 国別評価の目的に合致した評価結果の示し方

第5章で確認した他ドナーの国別評価の中には、評価対象国となる国の状況や支援の内容を踏まえて、評価を通じて明らかにしたい事項を問（評価設問）として設定し、評価においてその間に回答することを目的とした分析が行われ、評価結果がその問への回答として示されているものもあった。これらの評価では、レーティングは実施されていない。

6-1-2 で述べたとおり、外務省が実施する国別評価については、現在「国別開発協力量針の改訂プロセスに組み込んでいく」という方針が示されており、評価を通じて回答すべき問は「（現在の）国別開発協力量針に基づく支援の開発効果はどうであったか、自国の貢献はどうであったか」であると考えられ、この問は評価対象国によって変わるものではなく、定型である。同一の問の下で評価が実施される場合、国や政策の違いはあっても検証内容が大きく変わることはないと思われる。同一の問で実施された評価結果をわかり易く示す、または、評価管理の目的がある場合、従来どおり段階評価を行い、レーティングを付すことは有用である。他方、国別評価を通じて回答する問が異なる場合は、段階評価を用いる意味は大きくない。

今後の国別評価の位置付けを明確にした上で、評価結果の示し方を決定することが望まれる。

なお、アルファベットや数字を用いたレーティングの活用については、分かり易さは増すものの、評価結果によっては、反発や、評価に対する抵抗感・嫌悪感、正当に評価がなされたのであろうかという疑念などが先立ち、建設的な受け止めに阻害する面もあるため、この両面を検討して、評価結果の表し方を決定することが望ましい。

図表 6-1 国別評価の検証項目標準セットパターン(案)

評価項目	検証項目		検証内容	サブレーティング基準 (例) ⁶²	レーティング基準 (例)
政策の 妥当性	1. 日本の上位政策との整合性	1. 当該国への国別援助政策及びこれに基づく支援が、日本の上位政策と整合しているか	1-1 開発政策との整合性 1-2 関連する諸政策（人道支援政策や教育政策など）との整合性	④：関連する日本のすべての上位政策と整合している。 ③：関連する日本のほぼすべての上位政策と整合している。 ②：関連する日本の上位政策との整合性に欠ける部分があり、課題が見られる ①：関連する日本の上位政策との整合性に欠ける部分大きい。	極めて高い／highly satisfactory : 全ての検証項目においてサブレーティングが④であった。 高い／satisfactory : 3 項目以上の検証項目においてサブレーティングが③または④であった。 一部課題がある／partially unsatisfactory : 3 項目以上の検証項目においてサブレーティングが②または①であった。 低い／unsatisfactory : 半数以上の検証項目においてサブレーティングが①であった。
	2. 被援助国の開発ニーズとの整合性	2. 当該国への日本の開発援助政策が被援助国の開発政策・開発ニーズと整合しているか	2-1 被援助国の開発政策との整合性 2-2 被援助国の国民の開発ニーズとの整合性	④：被援助国の開発ニーズと整合している。 ③：被援助国の開発ニーズとほぼ整合している。 ②：被援助国の開発ニーズとの整合性に欠ける部分があり、課題がみられる。 ①：被援助国の開発ニーズとの整合性に欠ける部分大きい。	
	3. 国際的な優先課題との整合性	3. 当該国への日本の開発援助政策が国際的な優先課題と整合しているか	3-1 MDGs や SDGs を始め国際社会の取組・援助潮流との関連性	④：国際的な優先課題と整合している。 ③：国際的な優先課題とほぼ整合している。 ②：国際的な優先課題との整合性に欠ける部分があり、課題がみられる。 ①：国際的な優先課題との整合性に欠ける部分大きい。	
	4. 被援助国、当該セクター、実施機関における、他ドナーの援助との	4. 当該国への日本の開発援助政策が他ドナーの援助との適合性・相互補完	4-1 他ドナー援助との適合性・相互補完性	④：他ドナーの援助と適合している。 ③：他ドナーの援助とほぼ適合している。 ②：他ドナーの援助との適合性に欠ける部分があり、課題が見られる。	

⁶² 本案では、サブレーティングを4段階として、各評価項目のレーティング判断を行う形で作成している。サブレーティングを3段階とする場合は、サブレーティングの3段階での判断基準及びサブレーティング結果から各評価項目のレーティング判断を行う基準を設定し、評価室の了解を得た上で、報告書にも明記することが必要である。

	適合性	性があるか		①: 他ドナーの援助との適合性に欠ける部分大きい。	
	5. 日本の比較優位性	5. 新興ドナーを含め、他ドナーによる援助との差別化が図られているか。日本の独自性が適切に発揮されているか。当該国への日本の開発援助政策には日本の比較優位性があるか。	5-1 日本の比較優位のある分野への政策の選択・集中 5-2 評価対象国又は分野において影響力の大きい新興ドナーの動向及びその政策との比較	④: 日本の比較優位性が著しく高い。 ③: 日本の比較優位性はやや高い。 ②: 日本の比較優位性に欠ける部分があり、課題が見られる。 ①: 日本の比較優位性に欠ける部分が大きく、見直しが必要である。	
結果の有効性	1. インプット	1. 当初設定された重点分野（中目標）に向けて計画どおりの財政的、人的、物質的資源が投入されたか（インプット）	1-1 重点分野別の投入実績 1-2 重点分野別の事業実施（時期、期間）実績（計画との比較）	④: 全ての重点分野のそれぞれにおいて、平均して 80%以上の構成案件が計画どおりに実施された（日本側の事業費、事業期間、事業時期）。 ③: 一部の重点分野では平均して 80%以上の構成案件が計画どおりに実施されたが、その他の重点分野では計画どおりに実施された構成案件は平均して 50%以上 80%未満であった。 ②: ③を満たさず、①にも該当しない。 ①: 計画どおりに実施された構成案件が 50%以上となった重点分野が一つもなかった。	極めて高い／highly satisfactory : 全ての検証項目においてサブレーティングが④であった。 高い／satisfactory : 半数以上の検証項目においてサブレーティングが③であった。 一部課題がある／partially unsatisfactory : 半数以上の検証項目においてサブレーティングが②であった。 低い／unsatisfactory : 半数以上の検証項目においてサブレーティングが①であった。
	2. アウトプット	2. 上記の投入の結果、当初設定された重点分野（中目標）に向けて、計画どおりに財・サービスが	2-1 重点分野別のアウトプット実績	④: 全ての重点分野のそれぞれにおいて、構成案件のアウトプットが平均して 80%以上産出された。 ③: 一部の重点分野では、構成案件のアウトプットが平均して 80%以上産出されたが、	

		生み出されたか(アウトプット)		その他の重点分野ではアウトプットが産出された構成案件は平均して 50%以上 80%未満であった。 ②:③を満たさず、①にも該当しない。 ①:構成案件のアウトプットが平均して 50%以上産出された重点分野が一つもなかった。	
	3. アウトカム・インパクト	3. 当初設定された重点分野(中目標)が計画どおりに達成され、どのような短・中・長期的な効果があったか(アウトカム・インパクト)	3-1 重点分野別の事業目標(構成案件のプロジェクト目標、上位目標レベル)の実績 3-2 重点分野(中目標)の達成度合い⁶³ 3-3 その他のインパクトの発現状況	④:全ての重点分野のそれぞれにおいて、構成案件の事業目標の達成率が平均して 80%以上あった。加えて、半数以上の重点分野で中目標の達成(改善)が確認された。 ③:一部の重点分野では、構成案件の事業目標の達成率が平均して 80%以上であったが、その他の重点分野では平均して 50%以上 80%未満の構成案件の事業目標が達成された。かつ一つ以上の重点分野で中目標の達成(改善)が確認された。 ②:③を満たさず、①にも該当しない。 ①:構成案件の事業目標の達成率が平均して 50%以上となった重点分野が一つもなかった。 ※②、①についてはアウトカムの発現が限定的であるため、インパクト(中目標以上の効果)はサブレーティングに加味しない。	

⁶³ アウトカムレベル以上の目標については、具体的な目標として表記されていないもの、指標や目標値が設定されていないものも多い。このため、調査の早い段階で文献レビューや所管課への聞き取りにより、できる限り明確にしていく。その際、評価者がインプットからインパクトまでのロジックを整理して目標を「再設定」するのではなく、当初(途中変更)の意図を汲取って、どのような変化をもたらすことが意図されていたか、という目標の形で整理し、その目標の達成度を判断するために用いる定量・定性データを明確化する。目標値が設定されていない場合は、どの程度の変化があれば政策が有効であったと言えるかを所管課、評価室と確認する。この点で合意が得られない場合は、サブレーティングを行う際に評価者の判断基準を明確に説明する。

プロセスの適切性 ⁶⁴	1. 援助政策策定プロセスの適切性	1. 援助政策策定において、プロセスは適切であったか。	1-1 援助政策策定のプロセス ⁶⁵ 1-1b ⁶⁶ (オプション) 国別開発協力方針策定にあたっての前の国別評価結果の反映状況 1-2 上記プロセスにおける相手国政府との意見調整 1-3 上記プロセスにおける関係者間の意見調整	④: 検証内容で確認した全ての項目は適切であった。 ③: 検証内容で確認したほぼ全ての項目(4項目中3項目又は3項目中2項目)は適切であった。 ②: 検証内容で確認した項目の一部(4項目中2項目又は3項目中2項目)は適切ではなく課題があった。 ①: 検証内容で確認したプロセスの多く(4項目中3項目以上、3項目中3項目)は適切ではなく課題があった。	極めて高い/highly satisfactory : 全ての検証項目においてサブレーティングが④であった。 高い/satisfactory : 3項目以上の検証項目においてサブレーティングが③または④であった。 一部課題がある/partially unsatisfactory : 3項目以上の検証項目においてサブレーティングが②または①であった。
	2. 援助政策実施プロセスの適切性	2. 援助政策実施において、プロセスは適切であったか	2-1. 相手国ニーズの継続的な把握 2-2. 国別開発協力方針に示された重点分野(中目標)に示される目標を達成するための具体的な取り組みやアプローチ 2-3. 政策の実施状況のモニタリング・評価の実施及び、その結果の支援への反映 2-4. 政策の実施状況を対外的に発信するプロセス(広報)	④: 検証内容で確認した全ての項目は適切であった。 ③: 検証内容で確認したほぼ全ての項目(4項目中3項目)は適切であった。 ②: 検証内容で確認した項目の半数(4項目中2項目)は適切ではなく課題があった。 ①: 検証内容で確認した項目の多く(4項目中3項目以上)は適切ではなく課題があった。	低い/unsatisfactory : 半数以上の検証項目においてサブレーティングが①であった。
	3. 援助実施体制の適切性	3. 援助実施体制は適切であったか(各組織の役割は明確であったか、人員は	3-1 現地 ODA タスクフォースなど関係機関の援助実施体制 3-2 相手国側の援助受け入れ	④: 援助実施体制は日本側、相手国側とも十分に適切であった。 ③: 援助実施体制は日本側、相手国側ともほぼ適切であった。	

⁶⁴ 政策の妥当性、結果の有効性が確保されるようなプロセスであったか、という観点から検証を行う。

⁶⁵ 外務省 HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_donyu.html) に示される国別開発協力方針策定プロセスを所定のプロセスとする。国別開発協力方針の基本方針(大目標)、重点分野(中目標)、協力プログラム形成のプロセスを含めて検証する。

⁶⁶ 対象国を所管する国際協力局国別課、ODA 評価室と相談し、検証の対象とすると合意された場合、検証を行う。

		支援を実施する上で十分であったか)	体制	②: 日本または相手国の援助実施体制に課題があった。 ①: 両国の援助実施体制に課題があった。	
	4. 他ドナー、多様な援助主体（民間、NGO、日本側関係機関含む）との効果的な連携	4.他ドナー、多様な援助主体と、支援の効果発現に必要と考えられる連携が図られ、支援の効果発現が促進されたか	4-1 他ドナー（バイ、マルチ）との連携 4-2 多様な援助主体（民間、NGO、日本側関係機関含む）との連携	④: 他ドナー、多様な援助主体との連携は全て適切に実施され、かつ効果的であった。 ③: 他ドナー、多様な援助主体との連携はおおむね適切に実施されかつ効果的であった。 ②: 他ドナー、多様な援助主体との連携は限られていた。または、連携のほとんどが効果的でなかった。 ①: 他ドナー、多様な援助主体との連携はほとんど実施されなかった。	
	5. 相手国の特徴・特性を踏まえた配慮・工夫	5.支援の実施において相手国の特徴・特性が考慮され、その対応が図られたか	5-1 相手国の特徴・特性を踏まえた配慮・工夫	④: 相手国の特徴・特性を踏まえた十分な配慮・工夫が適切になされていた。 ③: 相手国の特徴・特性を踏まえた配慮・工夫が適切になされていた。 ②: 相手国の特徴・特性を踏まえた配慮・工夫に欠ける部分があった。 ①: 相手国の特徴・特性を踏まえた配慮・工夫に欠ける部分が多くあった。	

「プロセスの適切性」の検証において確認する事項(参考例)

検証項目	検証内容	確認する事項
1. 援助政策策定プロセスの適切性	1-1 援助政策策定のプロセス 1-1b ⁶⁷ （オプション）国別開発協力方針策定にあたっての過去の国別評価結果の反	1-1 援助政策策定は外務省の所定の流れに沿って実施されたか。必要とされるプロセスに漏れはなかったか。各プロセスで出された関係者の意見が反映されて、基本方針、重点分野が決定され、協力プログラムが形成されたか。

⁶⁷ 対象国を所管する国際協力局国別課、ODA 評価室と相談し、検証の対象とすると合意された場合、検証を行う。

	映状況 1-2 上記プロセスにおける相手国政府との意見調整 1-3 上記プロセスにおける関係者間の意見調整	1-1b 国別開発協力量針策定にあたっての過去の国別評価結果が参照され、政策に反映されたか 1-2. 1-1 の政策策定プロセスにおいて、相手国政府との意見調整を行う政策対話や意見交換が適時に不足なく実施されたか。それらの結果が必要に応じ政策に反映されたか 1-3 1-1 の政策策定プロセスにおいて、関係者（日本側関係機関、関係者）から適切かつ適時に不足なく意見聴取がなされたか、パブリックコメントが実施され、それらの結果が必要に応じ政策に反映されたか
2. 援助政策実施プロセスの適切性	2-1.相手国ニーズの継続的な把握 2-2.国別開発協力量針に示された重点分野（中目標）に示される目標を達成するための具体的な取り組みやアプローチ⁶⁸ 2-3. 政策の実施状況のモニタリング・評価の実施及び、その結果の支援への反映 2-4. 政策の実施状況を対外的に発信するプロセス（広報）	2-1.相手国ニーズの継続的な把握が政策協議、セクター別会合などを通じて不足なく実施されたか 2-2.国別開発協力量針に示された重点分野に示される目標を達成するためのアプローチが検討され、具体的な取り組みが取られたか 2-3. 政策の実施状況のモニタリング・評価が適時に不足なく実施され、その結果が支援へ反映されたか 2-4. 政策の実施状況の対外的な発信（広報）は適時に不足なく実施されたか。多様な発信媒体が用いられたか。
3. 援助実施体制の適切性	3-1 現地 ODA タスクフォースなど関係機関の援助実施体制 3-2 相手国側の援助受け入れ体制	3-1. 日本の援助実施体制は適切であったか（各組織の役割は明確であったか、人員は支援を実施する上で十分であったか等） 3-2 相手国の援助実施体制は適切であったか（各組織の役割は明確であったか、人員は支援を実施する上で十分であったか等）
4. 他ドナー、多様な援助主体（民間、NGO、日本側関係機関含む）との効果的な連携	4-1 他ドナー（バイ、マルチ）との連携 4-2 多様な援助主体（民間、NGO、日本側関係機関含む）との連携	4-1.他ドナーと、支援の効果発現に必要と考えられる連携が図られ、支援の効果発現が促進されたか 4-2.多様な援助主体と、支援の効果発現に必要と考えられる連携が図られ、支援の効果発現が促進されたか
5. 相手国の特徴・特性を踏まえた配慮・工夫	5-1 相手国の特徴・特性を踏まえた配慮・工夫	5-1.支援の実施において相手国の特徴・特性が考慮され、その対応が図られたか

⁶⁸ 対象とする重点分野(中目標)を絞り込み分析を行う。